

中井町公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月 策定
令和 5 年 3 月 改定

神奈川県 中井町

□■ 目 次 ■□

第1章 計画策定の背景と目的	1
1-1 背景	1
1-2 目的	1
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 公共施設等の対象範囲及び施設	3
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
2-1 公共施設等の現況	5
2-2 総人口についての今後の見通し	16
2-3 本町の財政状況及び将来見通し	21
2-4 公共施設等の修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等	24
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	45
3-1 計画期間	45
3-2 現状や課題に対する基本認識	45
3-3 公共施設等マネジメントの基本方針	48
3-4 目標値の検討	51
3-5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	56
3-6 PDCA サイクルの推進方針（フォローアップ）	71
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針及び対策の実績	72
4-1 建築物系公共施設	72
4-2 インフラ施設	103





第1章 計画策定の背景と目的

1-1 背景

我が国においては、公共施設等（公共施設及びインフラ施設）の老朽化対策が大きな課題となっており、加えて、今後の人口減少や少子高齢化の進行により、公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれることから、公共施設等の「量」、「質」、「コスト」の状況を把握するとともに、維持管理の手法、適正な公共サービスのあり方や施設の適正配置を検討し、不断の見直しを行うことが要請されています。

このような状況を踏まえ、国は、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年（2013年）6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年（2013年）11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。また、平成26年（2014年）4月に、国から各地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がありました。

本町では平成28年度に「中井町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定しました。その中で、将来も持続可能な公共サービスを提供するため、公共施設等マネジメントの基本方針及び施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、計画的な施設保全と持続可能な財政運営を行い、公共施設の機能やあり方を検証しつつ、町民との協働のもと、公共施設等マネジメントを図るとしています。

その間、国では平成30年（2018年）2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（以下、「改訂指針」という。）を各地方公共団体に通達し、個別施設計画に基づいた公共施設等総合管理計画の不断の見直しを要請しています。また、地方公共団体においては、総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な方針を定めた個別施設計画（長寿命化計画）についても策定を要請されており、本町においても、令和2年（2020年）3月に町有の建築物系公共施設（学校施設を含む）について、「中井町公共施設長寿命化計画」（以下、「長寿命化計画」という。）を策定し、個別施設について、施設の機能や性能を良好に保ち長期にわたり町民等が安全に利用できること（長寿命化）、修繕・更新等費用の平準化等を図ることを目的に、町有施設の維持管理の方向性についての実施内容、時期、費用等の具体的な個別施設のアクションプランを示しました。

さらに令和3年（2021年）1月に「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（以下、「計画見直しの留意事項」という。）を各地方公共団体に通達し、総合管理計画の不断の見直しに際して記載事項の考え方等について改めて周知しているところです。

1-2 目的

上記の背景を踏まえ、本町では計画策定当初から5年以上が経過している現在、公共施設等の現況及び将来の見通しについて、国が示す「改訂指針」及び「計画見直しの留意事項」に基づき、その内容について過年度情報を更新し、見直すことにより、中井町公共施設等総合管理計画を改定（前計画を改めて新しく定めること）することを目的とします。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「中井町総合計画 後期基本計画」を含む上位計画や「中井町都市マスタープラン」等の関連計画と整合を図るとともに、各分野における個別施設計画と連携し、本町が保有する公共施設等の現状と課題の整理、今後の改修・更新等の取組みに関する横断的な考え方を示すものです。

そのため、各既存計画等の見直しの際には、本計画との整合を図っていくこととします。

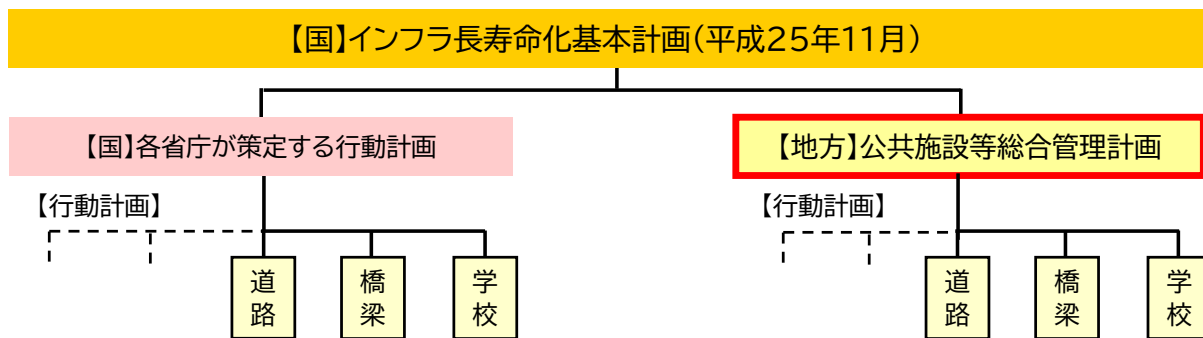


図 1-1 「インフラ長寿命化基本計画」における位置づけ

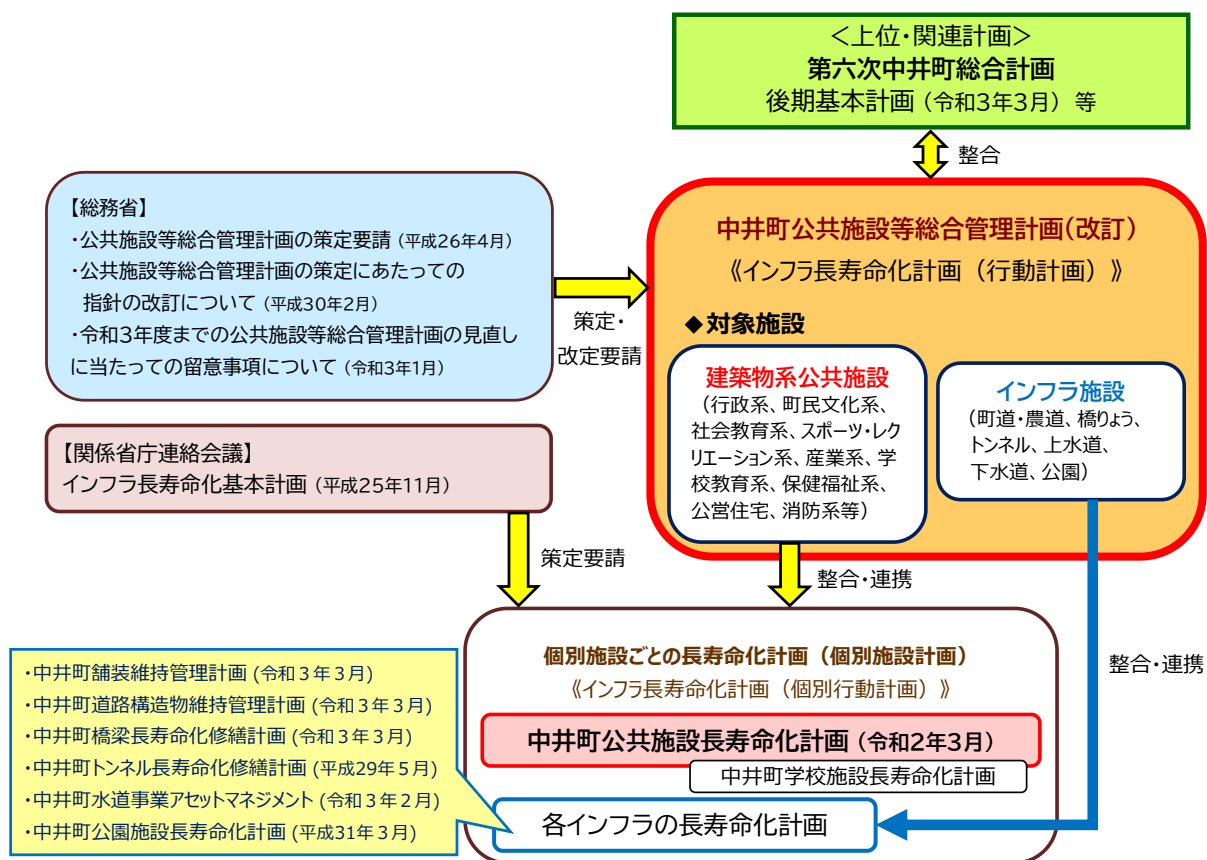


図 1-2 本町の関連計画との位置づけ

1-4 公共施設等の対象範囲及び施設

本計画の公共施設等の対象範囲は、行政系施設、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、住宅施設の施設類型で区分される建築物系公共施設と、道路（町道・農道）、橋りょう、トンネル、上水道、下水道、公園のインフラ施設とし、土地及びその他動産・金融資産は、対象外とします。

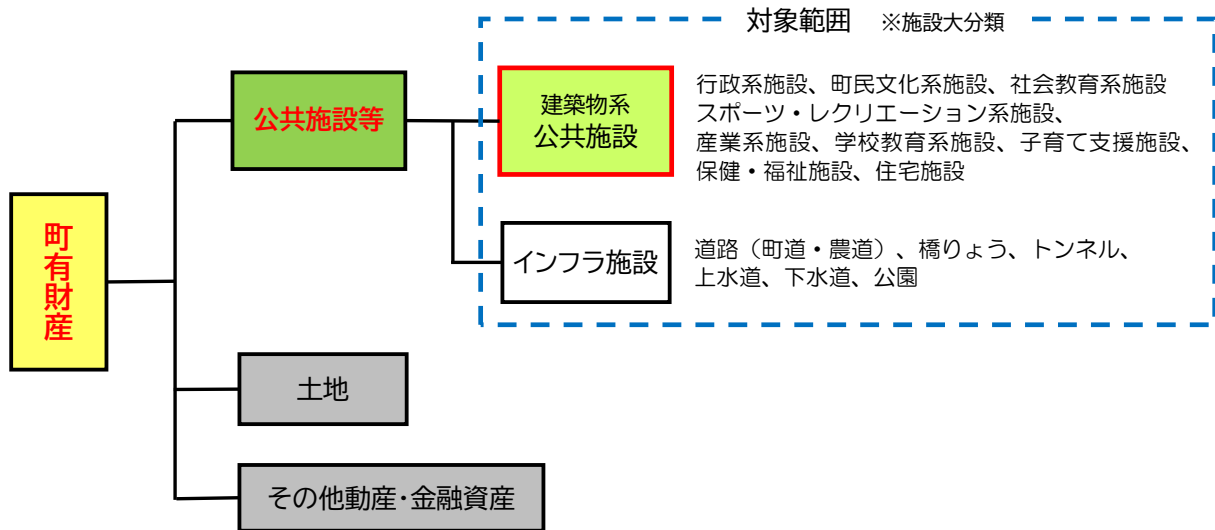


図 1-3 本計画の公共施設等の対象範囲

表 1-1 本計画対象の建築物系公共施設一覧

施設類型	施設名		施設数	棟数	延床面積 (㎡)
行政系施設	役場庁舎	第1分団消防車庫	9	9	3,385
	第1分団消防詰所	第2分団消防車庫兼詰所			
	第3分団消防車庫兼詰所	第4分団消防車庫兼詰所			
	第5分団消防車庫兼詰所	第6分団消防車庫兼詰所			
	第7分団消防車庫兼詰所				
町民文化系施設	境コミュニティセンター	井ノ口公民館	8	8	4,277
	宮上会館	遠藤原会館			
	中村下会館	井ノ口上会館			
	井ノ口下会館	農村環境改善センター			
社会教育系施設	郷土資料館		1	1	260
スポーツ・レクリエーション系施設	総合グラウンド（体育小屋）		1	1	56
産業系施設	富士見台ふれあい農園休憩所	ふれあい境休憩所	3	4	209
	南部メガソーラー休憩所				
学校教育系施設	中村小学校	井ノ口小学校	4	20	21,035
	中井中学校	学校給食センター			
子育て支援施設	なかいこども園	子育て支援センター	2	3	2,601
保健・福祉施設	保健福祉センター		1	1	1,993
住宅施設	町営住宅		1	1	325
合計			30	48	34,140

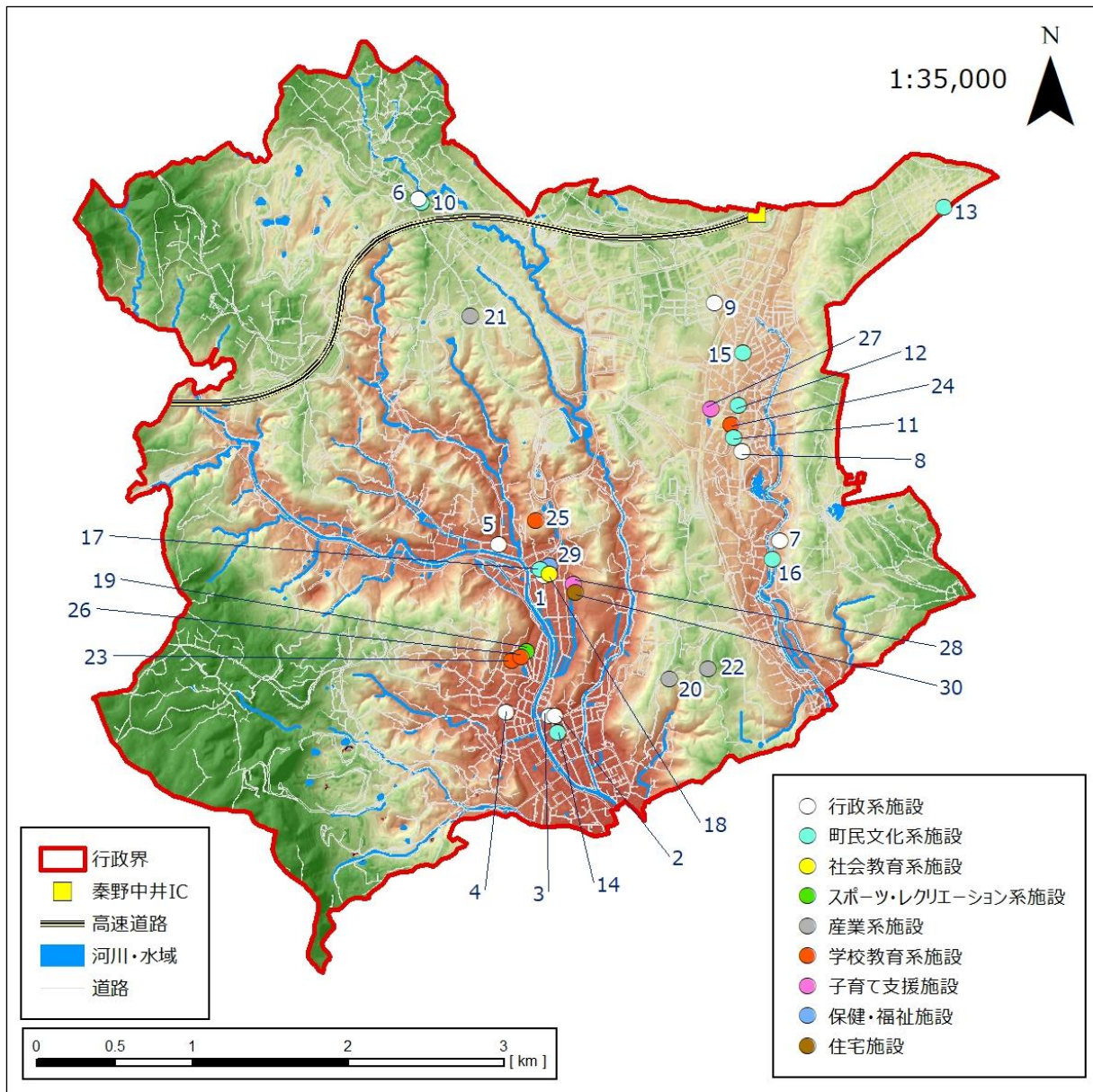


図 1-4 本計画対象の建築物系公共施設配置図

表 1-2 建築物系公共施設配置図の番号及び施設名一覧

施設類型	図番号	施設名	図番号	施設名	図番号	施設名
行政系施設	1	役場庁舎	2	第1分団消防車庫	3	第1分団消防詰所
	4	第2分団消防車庫兼詰所	5	第3分団消防車庫兼詰所	6	第4分団消防車庫兼詰所
	7	第5分団消防車庫兼詰所	8	第6分団消防車庫兼詰所	9	第7分団消防車庫兼詰所
	10	境コミュニティセンター	11	井ノ口公民館	12	宮上会館
	13	遠藤原会館	14	中村下会館	15	井ノ口上会館
町民文化系施設	16	井ノ口下会館	17	農村環境改善センター		
	18	郷土資料館				
社会教育系施設	19	総合グラウンド(体育小屋)				
スポーツ・レクリエーション系施設	20	富士見台ふれあい農園休憩所	21	ふれあい境休憩所	22	南部メガソーラー休憩所
産業系施設	23	中村小学校	24	井ノ口小学校	25	中井中学校
	26	学校給食センター				
学校教育系施設	27	なかいこども園	28	子育て支援センター		
子育て支援施設	29	保健福祉センター				
保健・福祉施設	30	町営住宅				
住宅施設						

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2-1 公共施設等の現況

本町が保有する公共施設等について、建築物系公共施設とインフラ施設に区分して、本町所有の施設総量、年度別建築状況、耐震化の状況についての現況を示します。

1) 建築物系公共施設の現況

(1) 施設総量

本町の建築物系公共施設は、令和4年度4月時点で合計30施設（48棟）あり、総延床面積は、約34,140㎡です。

また、施設類型別延床面積の構成比率、施設類型別の施設数、棟数、延床面積（構成比率）を以下に示します。

施設類型別延床面積の割合では、学校教育系施設が61.6%と最も大きな割合を占め、次いで、町民文化系施設の12.5%、行政系施設の9.9%の順となっています。

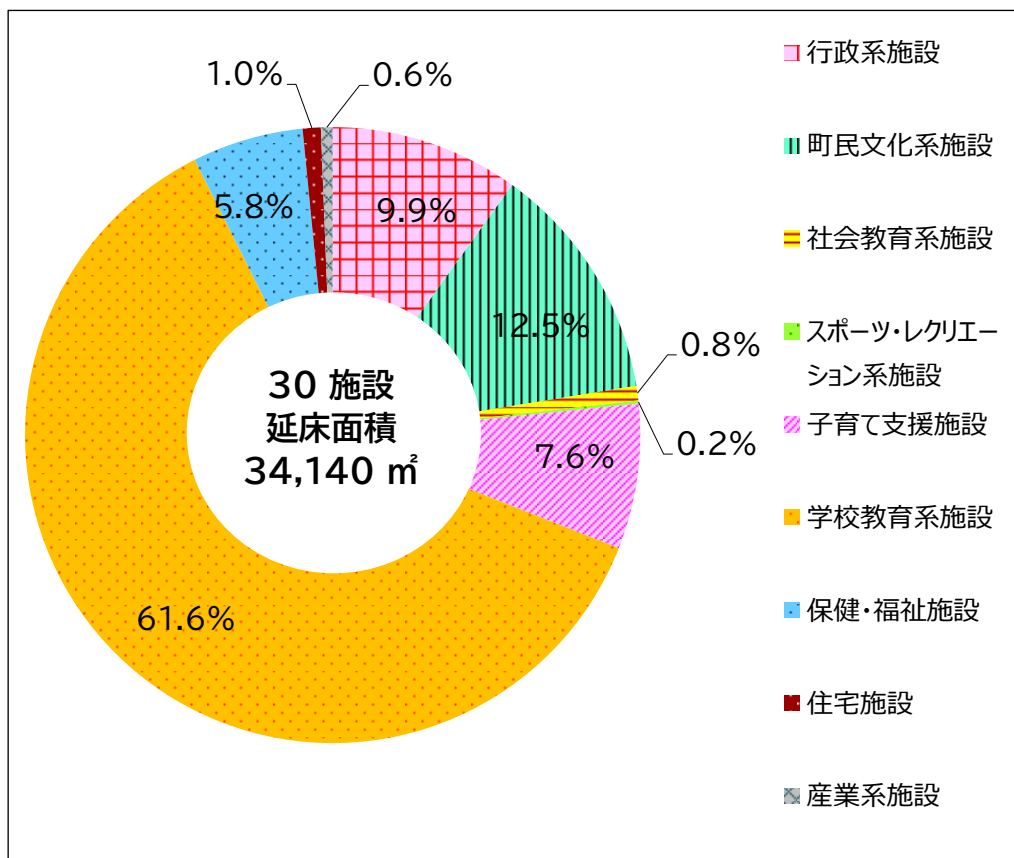


図 2-1 建築物系公共施設の施設類型別延床面積の構成比率

表 2-1 建築物系公共施設の施設類型別の施設数、棟数、延床面積、構成比率

大分類	小分類	施設数	棟数	延床面積（構成比率）
行政系施設	庁舎	1施設	1棟	2,873.71 m ² (8.4%)
	消防詰所	8施設	8棟	511.20 m ² (1.5%)
町民文化系施設	公民館・会館	8施設	8棟	4,277.20 m ² (12.5%)
社会教育系施設	資料館	1施設	1棟	259.86 m ² (0.8%)
スポーツ・レクリエーション系施設	総合グラウンド	1施設	1棟	56.00 m ² (0.2%)
産業系施設	休憩所	3施設	4棟	209.12 m ² (0.6%)
学校教育系施設	小学校	2施設	11棟	13,109.00 m ² (38.4%)
	中学校	1施設	8棟	7,512.00 m ² (22.0%)
	学校給食センター	1施設	1棟	413.50 m ² (1.2%)
子育て支援施設	こども園	1施設	2棟	1,798.00 m ² (5.3%)
	子育て支援センター	1施設	1棟	803.00 m ² (2.4%)
保健・福祉施設	保健福祉センター	1施設	1棟	1,992.86 m ² (5.8%)
住宅施設	町営住宅	1施設	1棟	324.60 m ² (1.0%)
	合計	30施設	48棟	34,140.05 m ² (100.0%)

※構成比率の合計は、小数点以下端数処理により、合計が100.0%にならない場合があります。

(2) 年度別建築状況

施設類型別の建築年度別延床面積を次図に示します。

建築物系公共施設の更新^{※1}は築60年、大規模修繕^{※2}は築30年として、標準的な耐用年数にともなう更新等周期^{※3}の目安としています。本町では、築50年～60年以上になる施設は現段階ではありませんが、現在、大規模修繕時期の築30年を経過した建築物系公共施設が全体の約77%を占め、多数の施設で老朽化が進行している（修繕や更新等を必要としている）ことが分かります。

- ※1 更新：寿命を迎えた建築物を新たに改築する、建替えること。
- ※2 大規模修繕：劣化した建築物全体の性能や機能について、実用上支障のない状態まで回復させること。
- ※3 更新及び大規模修繕の目安は、総務省が示す公共施設等の更新等費用の試算方式による基準周期を参考としています。

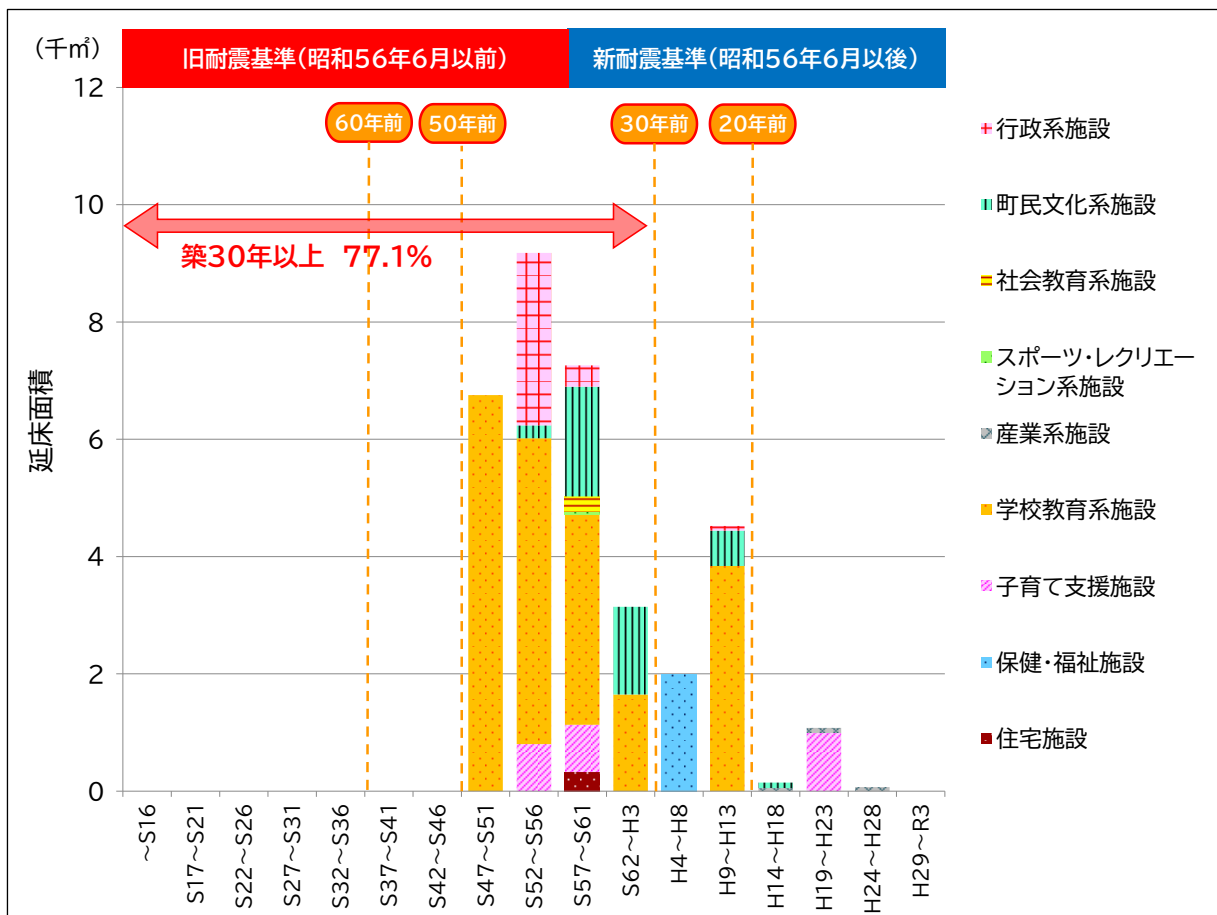


図 2-2 建築物系公共施設の施設類型別の建築年度別延床面積（令和4年度4月時点）

更新（建替え）の目安である築50年～60年以上となる施設は、現段階ではありません。

大規模修繕の目安である築30年以上となる施設は、全体の約77%を占め、10年後には、全体で96.2%と大凡全ての施設が築30年以上となる施設（現在、築20年以上）となるため、大規模修繕が必要または大規模修繕が済んでいる施設となります。

施設類型別で見ると、産業系施設、子育て支援施設（こども園）、保健・福祉施設以外の建築物系公共施設は、築30年以上の建築物が70%以上を占めています。

表 2-2 建築物系公共施設の施設類型別の建築年度別延床面積（令和4年度4月時点）

施設類型 大分類	施設類型 小分類	延床面積	構成比	築60年	築50年	築30年	築20年
				以上 経過割合	以上 経過割合	以上 経過割合	以上 経過割合
行政系施設	庁舎	2,873.71 m ²	8.4 %	0.0 %	0.0 %	100.0 %	100.0 %
	車庫・詰所	511.20 m ²	1.5 %	0.0 %	0.0 %	84.7 %	100.0 %
町民文化系施設	公民館・会館	4,277.20 m ²	12.5 %	0.0 %	0.0 %	83.7 %	97.8 %
社会教育系施設	資料館	259.86 m ²	0.8 %	0.0 %	0.0 %	100.0 %	100.0 %
スポーツ・レクリエーション系施設	総合グラウンド	56.00 m ²	0.2 %	0.0 %	0.0 %	100.0 %	100.0 %
産業系施設	休憩所	209.12 m ²	0.6 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
学校教育系施設	小学校	13,109.00 m ²	38.4 %	0.0 %	0.0 %	70.7 %	100.0 %
	中学校	7,512.00 m ²	22.0 %	0.0 %	0.0 %	100.0 %	100.0 %
	学校給食センター	413.50 m ²	1.2 %	0.0 %	0.0 %	100.0 %	100.0 %
子育て支援施設	こども園	1,798.00 m ²	5.3 %	0.0 %	0.0 %	44.9 %	44.9 %
	子育て支援センター	803.00 m ²	2.4 %	0.0 %	0.0 %	100.0 %	100.0 %
保健・福祉施設	保健福祉センター	1,992.86 m ²	5.8 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	100.0 %
住宅施設	町営住宅	324.60 m ²	1.0 %	0.0 %	0.0 %	100.0 %	100.0 %
全体		34,140.10 m ²	100.0 %	0.0 %	0.0 %	77.1 %	96.2 %

※端数処理（四捨五入）により、合計値が一致しないことがあります。

(3) 耐震化の状況

建築物系公共施設の施設類型（小分類）別の延床面積比率と耐震改修の実施・未実施区分を次図に示します。

図の■は耐震改修が未実施の施設、■は耐震診断の結果、耐震基準^{※1}に満たないため耐震改修が必要とされ、耐震改修を実施済みの施設、■は耐震診断が不要の施設及び耐震診断の結果、耐震改修が不要または実施済みの施設を表します。

本町の施設全体では、■の耐震改修を必要とする施設は、延床面積全体の約2.0%であり、第3分団消防車庫兼詰所、学校給食センターにおいて耐震改修が未実施、中村下会館は、耐震診断結果が不適格となっています。

※1 耐震基準：建築基準法に基づき、建築物が地震に耐えるように定められた基準のこと。昭和56年に耐震基準が大きく改定されたことを受け、昭和56年6月以前に建築された建築物を「旧耐震基準」、それ以降の建築物を「新耐震基準」として区別しています。

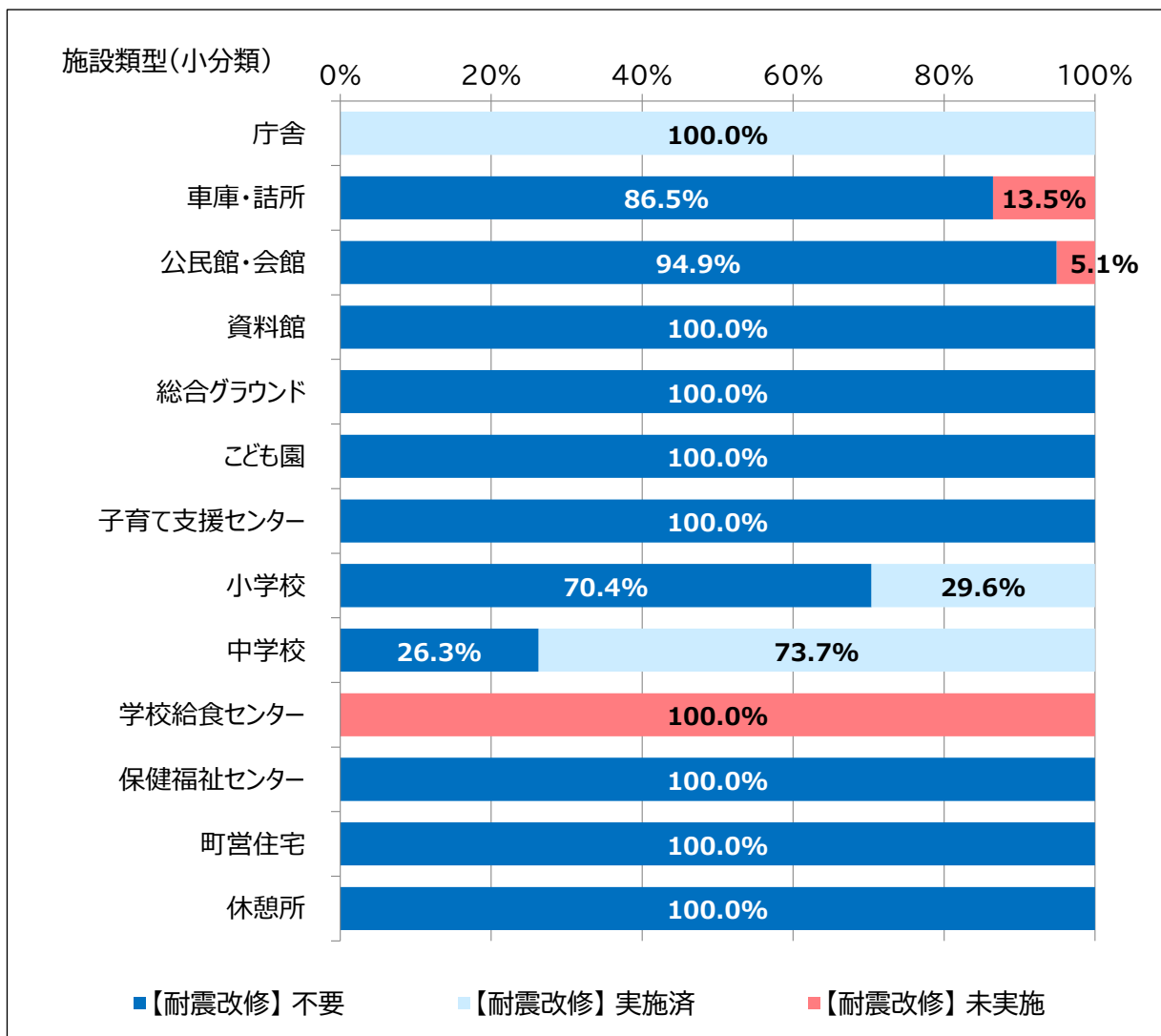


図 2-3 建築物系公共施設の施設類型（小分類）別の延床面積比率と耐震改修の実施・未実施区分（令和4年度4月時点）

(4) 施設総量の推移

計画策定年度（平成28年度）から本改定（令和4年度）まで建築物系公共施設の推移を次表に示します。

計画策定年度から令和4年度までの6年間の本町の施設総量推移は、町民文化系施設の半分形会館、北窪会館、葛川会館、宮原会館、の4つが地区自治会へ譲渡され、施設数が減少しています。（ただし、次表の延床面積の増加は、総合管理計画策定当初の延床面積の錯誤に起因しています。）

表 2-3 建築物系公共施設の施設総量の推移（令和4年度4月時点）

施設類型	本改訂計画(平成28年度)			本改訂計画(令和4年度)			増減(令和4年度－平成28年度)		
	施設数	棟数	延床面積(㎡)	施設数	棟数	延床面積(㎡)	施設数	棟数	延床面積(㎡)
行政系施設	9	9	3,407	9	9	3,384.91	0	0	-22.09
町民文化系施設	12	12	4,073	8	8	4,277.20	-4	-4	204.20
社会教育系施設	1	1	207	1	1	259.86	0	0	52.86
スポーツ・レクリエーション系施設	1	1	不明	1	1	56.00	0	0	56.00
産業系施設	3	4	40	3	4	209.12	0	0	169.12
学校教育系施設	4	20	22,952	4	20	21,034.50	0	0	-1,917.50
子育て支援施設	2	3	803	2	3	2,601.00	0	0	1,798.00
保健・福祉施設	1	1	1,993	1	1	1,992.86	0	0	-0.14
住宅施設	1	1	325	1	1	324.60	0	0	-0.40
合計	34	52	33,800	30	48	34,140.05	-4	-4	340.05

2) インフラ施設の現況

(1) 施設総量

本町が保有するインフラ施設の現況を次表に示します。

表 2-4 インフラ施設の現況（令和4年度4月時点）

種別	総量	単位	
町道	1級幹線：	8,285	[m]
	2級幹線：	22,604	
	その他町道：	85,558	
	総延長：	116,447	[m]
農道	総延長：	46,906	[m]
道路構造物	擁壁：	43	箇所
	ボックスカルバート：	2	
	斜面安定工：	11	
橋りょう	コンクリート橋：	4,499	[m]
	鋼橋：	842	
	石橋：	0	
	木橋、その他：	127	
	総面積：	5,468	[m ²]
	総延長：	1,155	[m]
トンネル	町道（1箇所）：	50	[m]
	農道（2箇所）：	393	
	総延長：	443	[m]
上水道 （管路）	導水管：	1,766	[m]
	送水管：	13,446	
	配水管：	93,751	
	総延長：	108,963	[m]
下水道 （管路）	コンクリート管：	18,424	[m]
	陶管：	0	
	塩ビ管：	33,590	
	更生管：	0	
	その他：	407	
総延長：	52,421	[m]	
公園	都市公園	3	箇所
	児童公園等	25	

(2) 年度別整備量の状況

インフラ施設のうち、年度毎の整備量が把握できている橋りょう、上水道（管路）、下水道（管路）について、年度別整備量の状況を示します。

① 橋りょう

橋りょうの年度別整備量を次図に示します。本町の橋りょうは、社会基盤の整備にともない昭和30年頃から整備されはじめ、橋りょうの更新の目安である建設後60年を超えているものは、現時点で全体の8.1%あります。

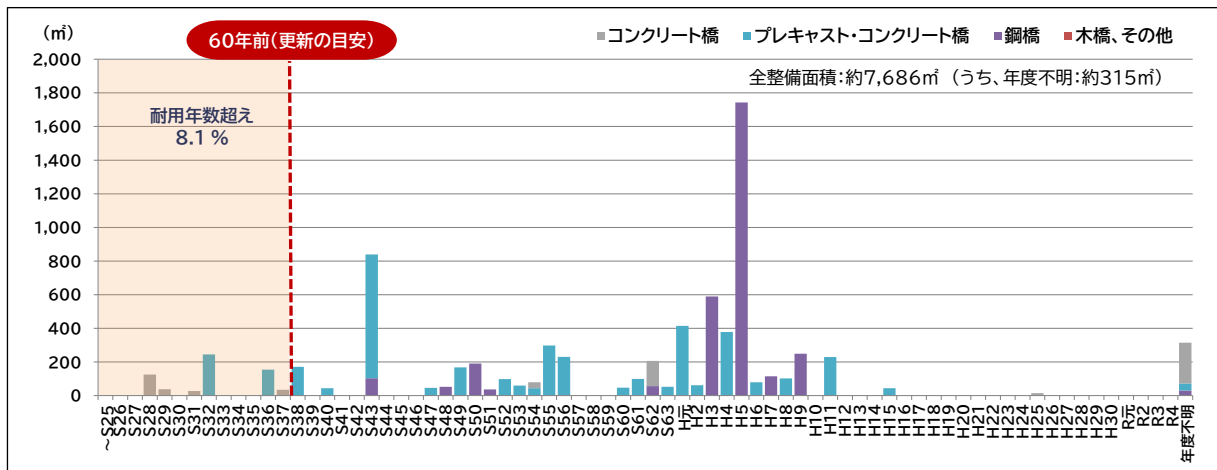


図 2-4 橋りょうの年度別整備量（令和4年度4月時点）

② 上水道（管路）

上水道（管路）の年度別整備延長を次図に示します。本町の上水道（管路）は、多くが昭和50年代後半以降に整備されています。上水道（管路）の更新の目安である建設後40年を超え、更新時期を迎えているものは、現時点で全体の12.4%になります。今後は、老朽化の進行と目安とされる耐用年数を超える管路が、次第に増えていきます。

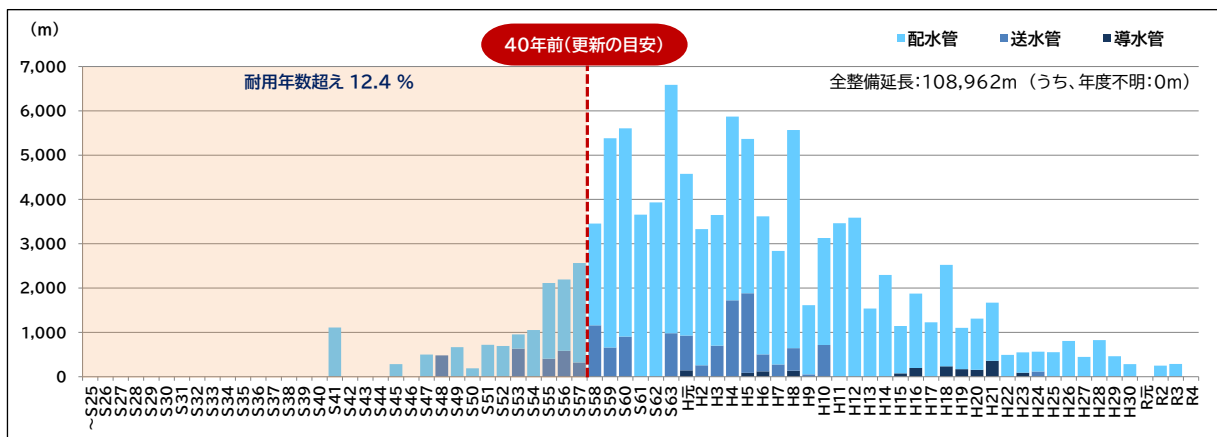


図 2-5 上水道（管路）の年度別整備延長（令和4年度4月時点）

③ 下水道（管路）

下水道（管路）の年度別整備延長を次図に示します。本町の下水道（管路）は、多くは平成3年度から整備されてきました。そのため、下水道（管路）の更新の目安である建設後50年*を超えものはまだありませんが、令和22年度以降に耐用年数を超えた管路が急増し、更新需要の増大が見込まれます。

*下水道（管路）の更新の目安は、地方公営企業法に基づく更新周期の目安は建設後50～100年ですが、本計画では、総務省が示す更新等費用の試算条件を採用しています。

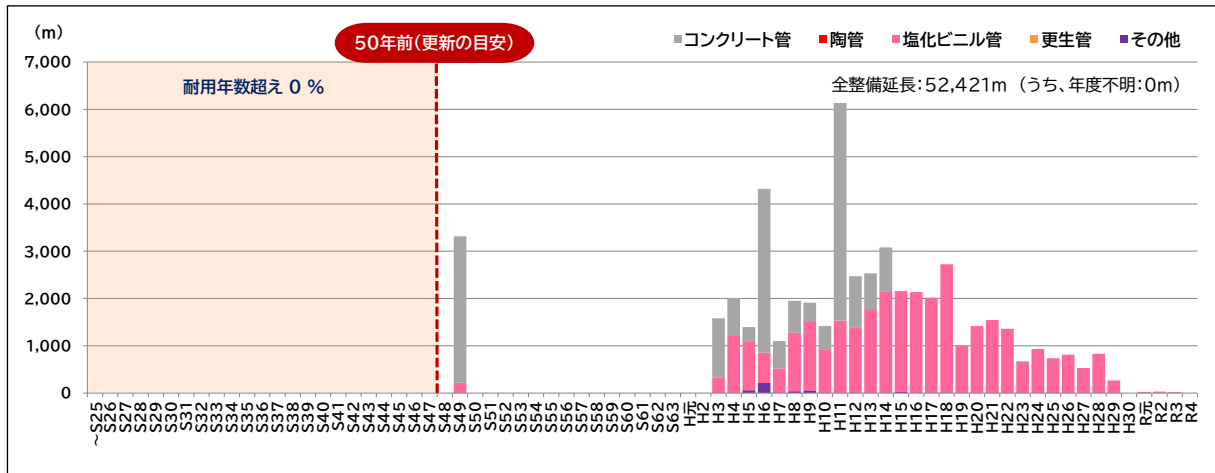


図 2-6 下水道（管路）の年度別整備延長（令和4年度4月時点）

(3) 施設保有量の推移

計画策定年度（平成28年度）から令和4年度現在までインフラ施設の推移は、改訂前の総合管理計画は、インフラ施設総量が未整理のため、示していません。

3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率の推移を次図に示します。

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握できる、公会計の財務諸表を用いた指標です。下記の算定式で示され、数値が高いほど老朽化が進んでいることを意味します。

本町の令和2年度における有形固定資産減価償却率は、施設全体平均値が59.2%であり、施設全体としては類似団体の平均値よりも低い値ですが、庁舎施設、学校施設、公営住宅、道路の老朽化が進行しているといえます。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産(建物及び工作物)の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$

表 2-5 有形固定資産減価償却率（施設類型別）の推移

(単位 %)

分類	年度	令和元年度	令和2年度	増減 (令和2年度－ 令和元年度)	類似団体平均 (令和2年度)
全体	総合値	57.8	59.2	1.4	64.2
施設 類型	庁舎	79.5	81.4	1.9	56.0
	消防施設	69.6	41.6	-28.0	61.8
	公民館	62.5	65.8	3.3	66.5
	学校施設	78.2	79.8	1.6	62.9
	認定こども園・幼稚園・保育所	40.7	43.3	2.6	54.0
	保健センター・保健所	48.5	52.0	3.5	51.3
	公営住宅	83.6	85.8	2.2	65.4
	道路	69.9	72.1	2.2	65.2
	橋りょう・トンネル	9.9	14.6	4.7	60.8

※各年度の有形固定資産減価償却率は、総務省ポータルサイト「財政状況資料集（令和2年度）」より引用しています。

※上表の施設類型名は、総務省資料定型様式の施設類型区分であるため、本計画の施設類型とは異なります。

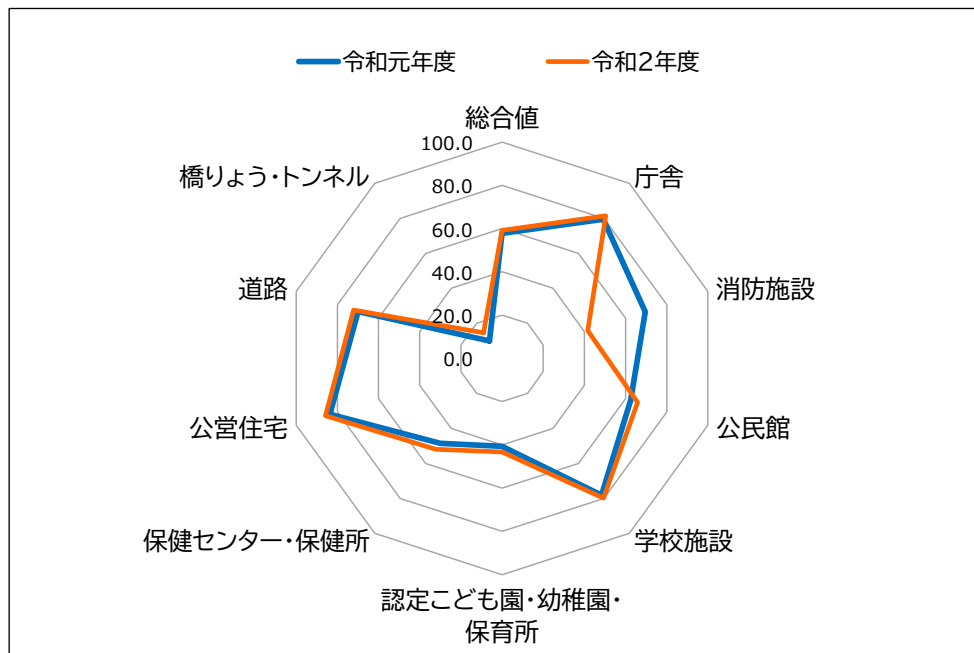


図 2-7 有形固定資産減価償却率（施設類型別）の推移

2-2 総人口についての今後の見通し

本町の人口の見通しについて、町全体の年代別人口の見通しを示します。なお、町人口の集計値は、「中井町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（令和3年3月改訂）及び総務省統計局（e-Stat）人口等基本集計（令和2年度）より引用しています。また、推計値については、同ビジョンの国立社会保障・人口問題研究所準拠推計を使用しています。

1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移と見通し

町全体の総人口及び年代別人口の実績と将来推計を次表、総人口及び年齢3区分別人口※¹の推移と見通しを次図に示します。

総人口は、平成7年をピークに減少傾向が続いています（人口のピークは、10,398人）。また、推計値においても、今後減少傾向が続くことが推計されます。令和22年には平成27年の9,679人から約30%減に当たる6,753人、令和47年には約61%に当たる3,772人に減少することが推計されます。

年齢3区分別人口の割合は、年少人口割合は、平成27年の11.1%から令和47年には5.5%まで減少すると推計されます。生産年齢人口※²割合は、平成27年の57.5%から令和47年の38.9%まで減少することが推計されます。老年人口割合は、他の人口割合と逆に増加傾向が続き、平成27年の31.3%から令和47年には55.6%になると推計されます。

このことから、本町の人口の推移と公共施設等に関する課題として、以下の2つが挙げられます。

- 本町の人口は、中長期的な人口減少が不可避であり、少子高齢化の進行にともなう年少人口及び生産年齢人口割合の減少傾向は、今後40年以上にわたって続くことが見込まれます。
- 本町の建築物系公共施設の約77%以上が建築後30年以上を経過した施設であり、また、今後の人口構成が大きく変化していくことから、現存する公共施設等が必ずしも町民ニーズと適合しない可能性があります。そのため、今後の人口構成変化や時代背景を見据えつつ、町民ニーズと適合した町づくりが必要となります。

※1 年齢3区分別人口：総務省統計局の国勢調査において、年代別人口を年少人口（15歳未満人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）、高齢人口（65歳以上人口）の3つに区分した集計を指します。

※2 生産年齢人口：生産活動の中心となる15歳から64歳までの人口を指します。

表 2-6 総人口及び年齢3区分別人口の実績と将来推計

	総人口(国勢調査)								
	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
年少人口(0~14歳)	2,227	2,240	1,933	1,586	1,370	1,299	1,270	1,076	839
生産年齢人口(15~64歳)	5,679	6,303	7,104	7,574	7,344	6,930	6,296	5,571	4,836
老年人口(65歳~)	720	828	1,017	1,234	1,507	1,944	2,439	4,125	3,303
総計	8,626	9,371	10,054	10,398	10,222	10,173	10,010	9,679	9,300
年少人口割合	26%	24%	19%	15%	13%	13%	13%	11%	9%
生産年齢人口割合	66%	67%	71%	73%	72%	68%	63%	58%	52%
老年人口割合	8%	9%	10%	12%	15%	19%	24%	31%	36%
	推計人口(人口ビジョン/町独自推計)								
	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	R47
年少人口(0~14歳)	692	605	520	452	395	345	296	248	208
生産年齢人口(15~64歳)	4,624	4,184	3,649	3,025	2,517	2,161	1,911	1,710	1,467
老年人口(65歳~)	3,373	3,277	3,245	3,276	3,190	2,987	2,711	2,387	2,097
総計	8,689	8,066	7,414	6,753	6,102	5,493	4,918	4,346	3,772
年少人口割合	8%	8%	7%	7%	6%	6%	6%	6%	6%
生産年齢人口割合	53%	52%	49%	45%	41%	39%	39%	39%	39%
老年人口割合	39%	41%	44%	49%	52%	54%	55%	55%	56%

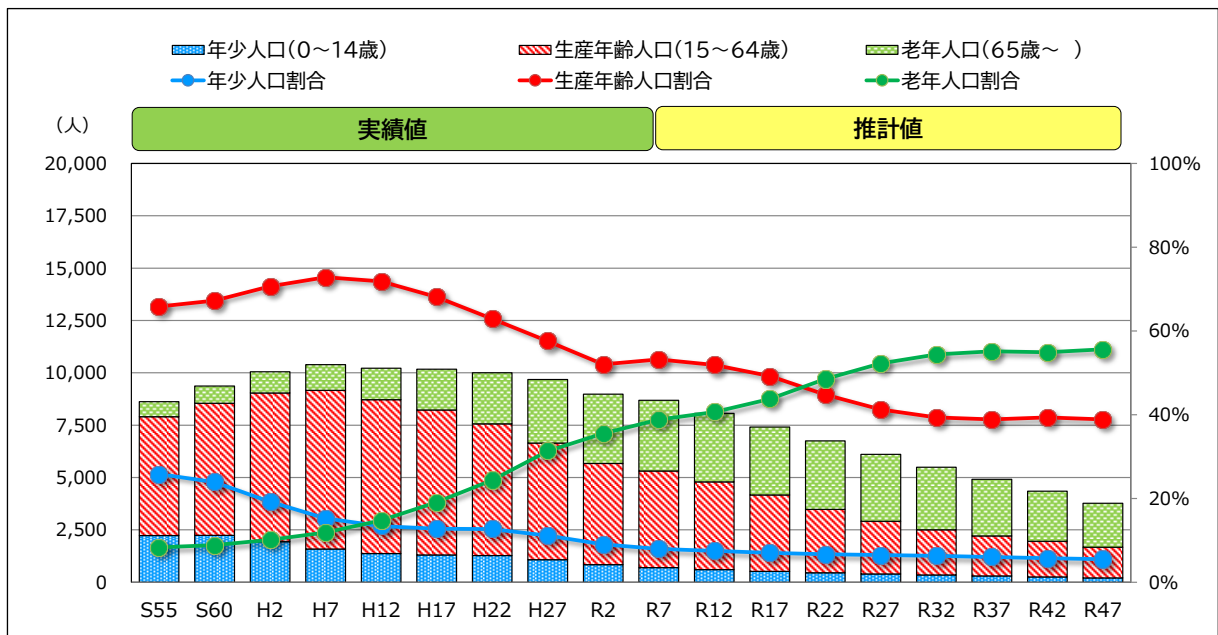


図 2-8 総人口及び年齢3区分別人口の推移と見通し

※「中井町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」(令和3年3月改訂)より引用しています。また、令和2年度の人口は、総務省統計局(e-stat)の「令和2年国勢調査人口等基本集計」を使用しています。
 ※年齢不詳は除いているため、年齢3区分別人口の合計は、総人口と一致していません。

2) 推計人口メッシュによる推移

本町の総人口について、平成27年の国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所による推計値に基づく推計人口100mメッシュ分布を次図示します。

令和2年の人口分布は、東部の井ノ口周辺が約26～75人/100㎡の分布が示され、町で最も人口が多い地域となっています。また、西部においても約11～50人/100㎡の人口が点在していることが示されています。

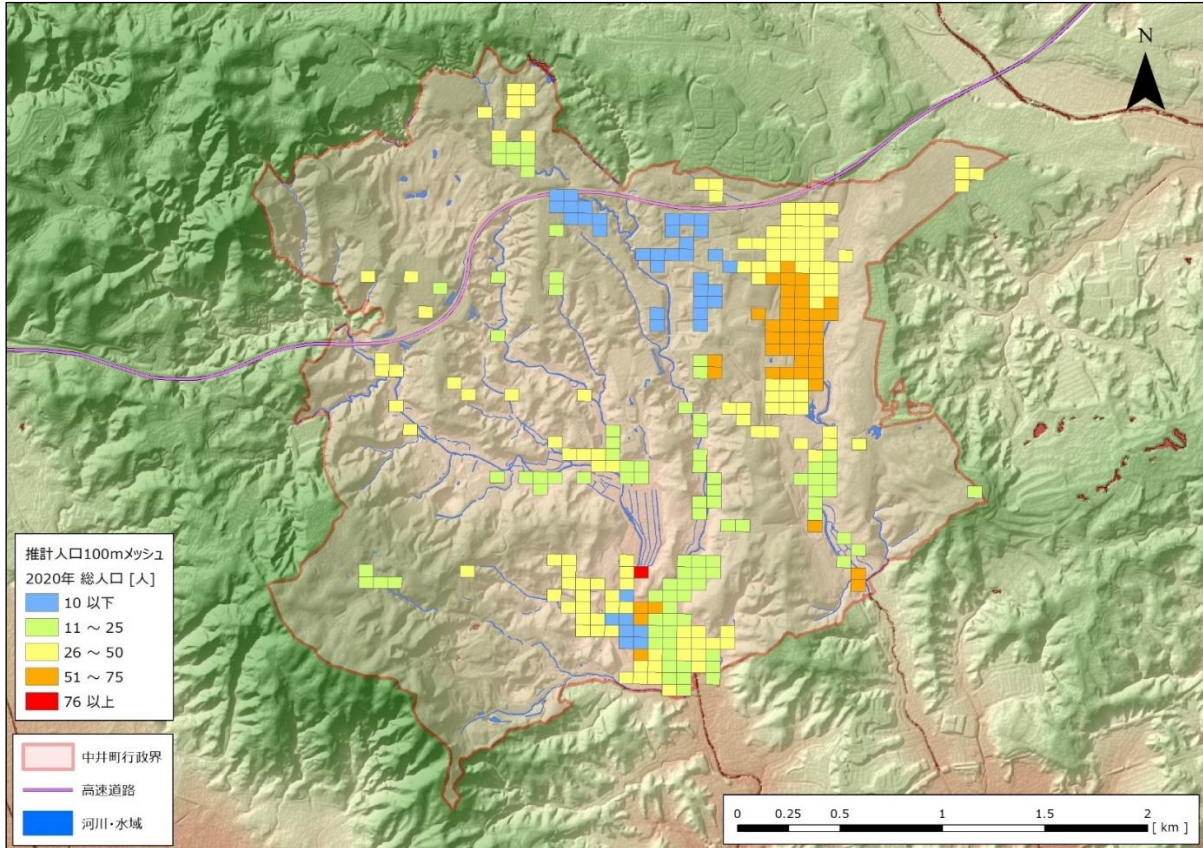


図 2-9 推計人口（町総人口）100mメッシュ分布図（令和2年）

※100mメッシュ分布図データは、総務省統計局（e-stat）の平成27年国勢調査結果をもとに、国土交通省国土政策局の国土数値情報より公開メッシュデータに属性を付与して表示しています。

令和27年の人口分布は、東部の井ノ口周辺が約11～75人/100㎡の分布が示され、将来的にも町で最も人口が多い地域となっています。町内全域について人口が減少していく傾向であることが示されています。

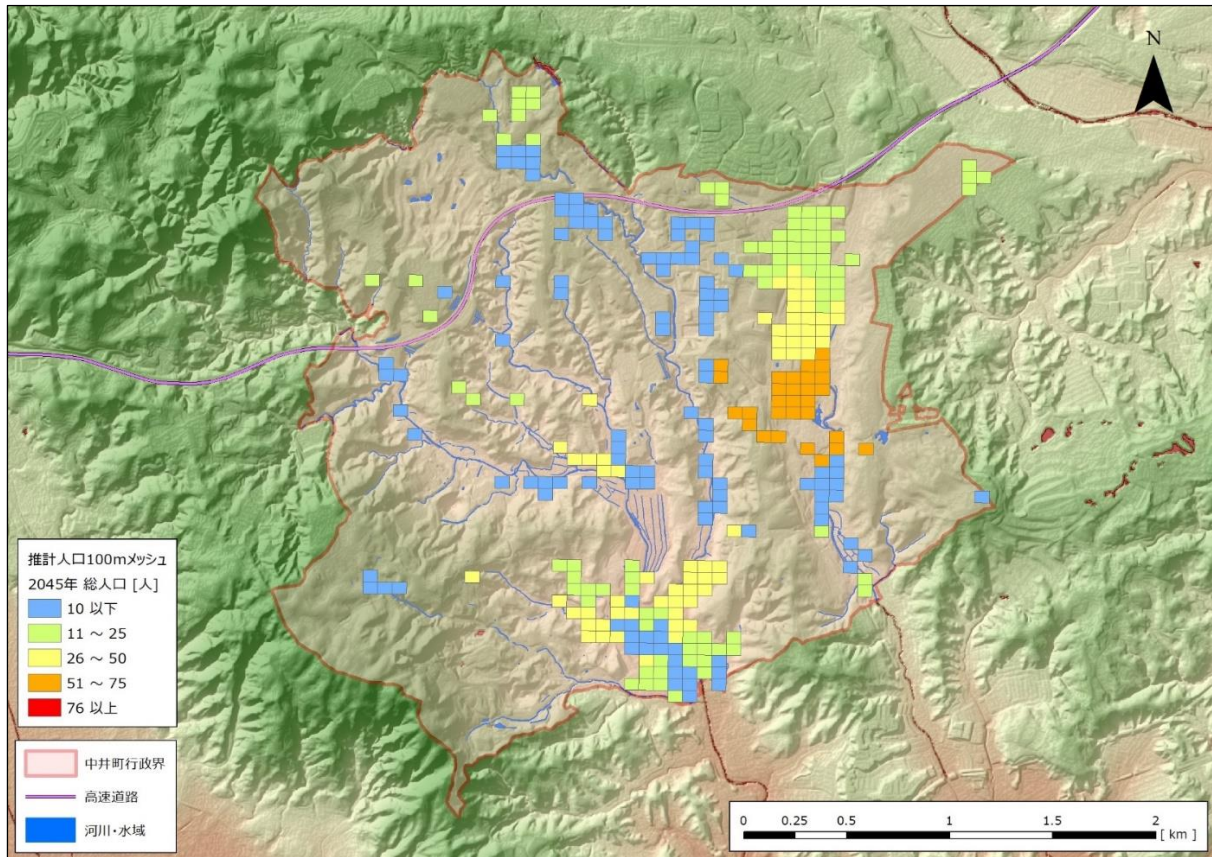


図 2-10 推計人口（町総人口）100mメッシュ分布図（令和27年）

※100mメッシュ分布図データは、総務省統計局（e-stat）の平成27年国勢調査結果をもとに、国土交通省国土政策局の国土数値情報より公開メッシュデータに属性を付与して表示しています。

今後 25 年間の推計人口の増減分布を次図に示します。

東部の井ノ口や南部の久所の一部地域で増加が見られますが、それ以外の町内全域では減少傾向が見込まれることが示されています。

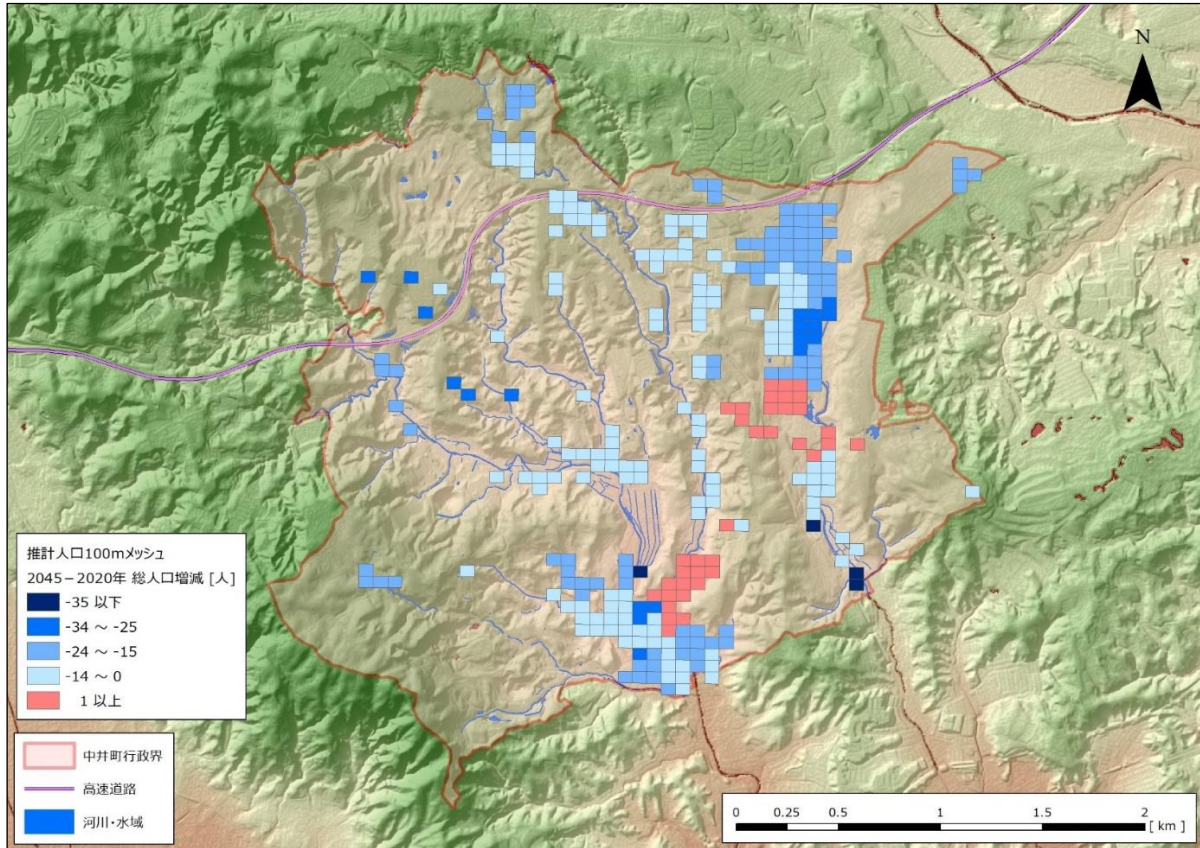


図 2-11 推計人口（町総人口）100mメッシュ増減分布図（令和 27 年～令和 2 年）

※100mメッシュ分布図データは、総務省統計局（e-stat）の平成 27 年国勢調査結果をもとに、国土交通省国土政策局の国土数値情報より公開メッシュデータに属性を付与して表示しています。

2-3 本町の財政状況及び将来見通し

1) 歳入

本町の歳入の推移を次図に示します。

直近5年間の歳入の総額は、約45億円前後で推移しています。内訳では、自主財源^{※1}の歳入全体に占める割合は、令和2年度の約58%を除いて、各年とも70%前後で推移しています。町税は、直近5年間で各年とも約26億円前後で、歳入全体に占める割合も60%前後で推移しています。令和2年度の国庫支出金の大幅な増額は、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等によるものです。

※1 自主財源：地方公共団体が自主的に調達できる財源（町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料等）をいいます。

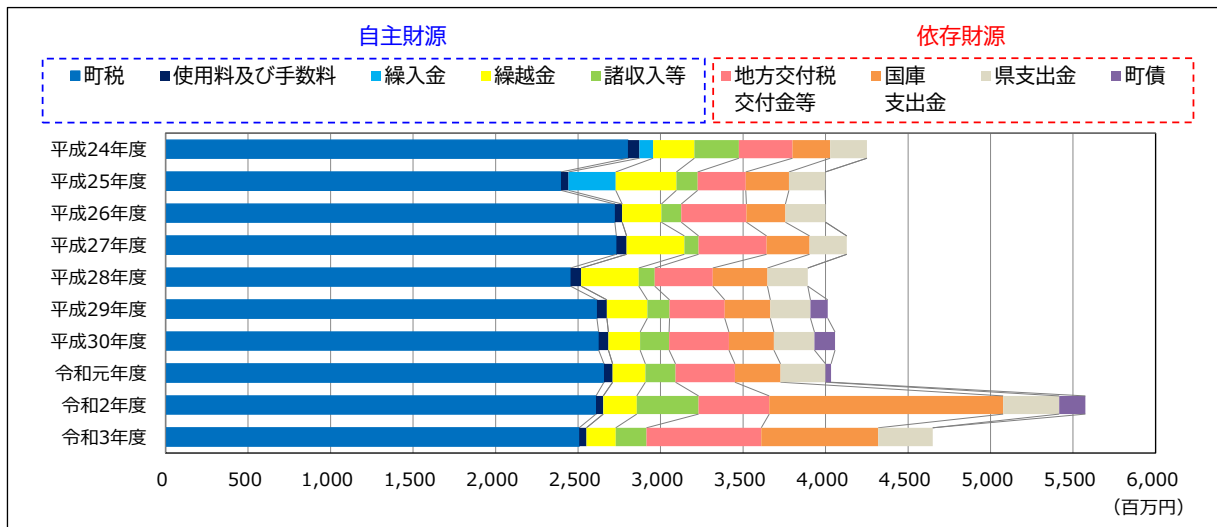


図 2-12 歳入決算額の推移グラフ（決算額）

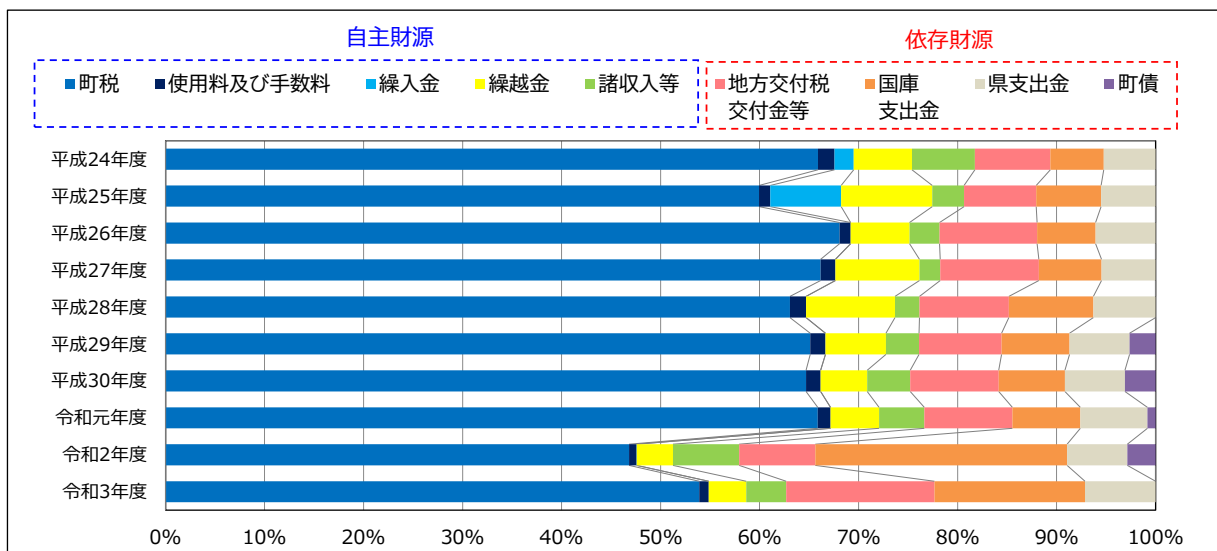


図 2-13 歳入決算額の推移グラフ（構成比）

※上図の各年度の歳入決算額は、「歳入決算書」（平成24年度～令和3年度）より引用しています。

2) 歳出

本町の歳出の推移を次図に示します。

直近5年間の歳出の総額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の影響による令和2年度を除けば約40億円前後で推移しています。義務的経費^{※1}は、令和2年度と平成24年度を除けば、各年とも約30～40%で推移しています。その中で扶助費^{※2}は増加傾向にあり、近年では歳出全体の約12～15%を占めています。また、投資的経費^{※3}は、各年とも10%前後で推移しています。

今後は、老年人口の増加傾向にともない、扶助費が更に増加していくことが予想されるとともに、老朽化した公共施設等の維持管理に必要な投資的経費をいかに抑制していくかという課題が見込まれます。

- ※1 義務的経費：歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費（人件費、扶助費、公債費）をいいます。
- ※2 扶助費：社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者等に対して行政が行う支援に要する経費をいいます。
- ※3 投資的経費：支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が資産として将来残るものに支出される経費。

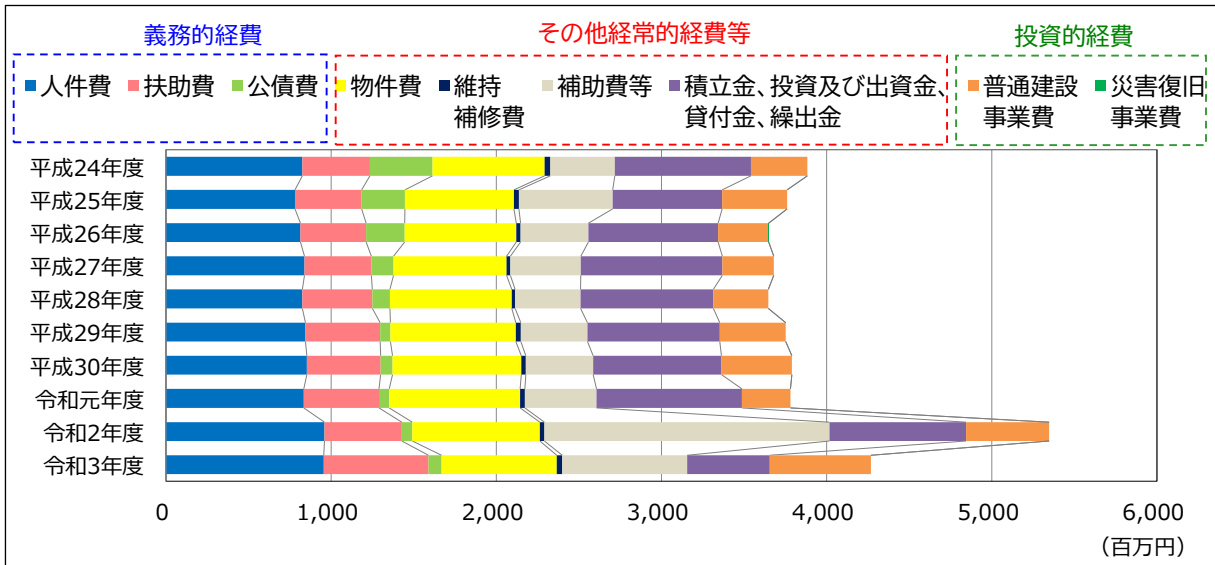


図 2-14 歳出決算額の推移グラフ (決算額)

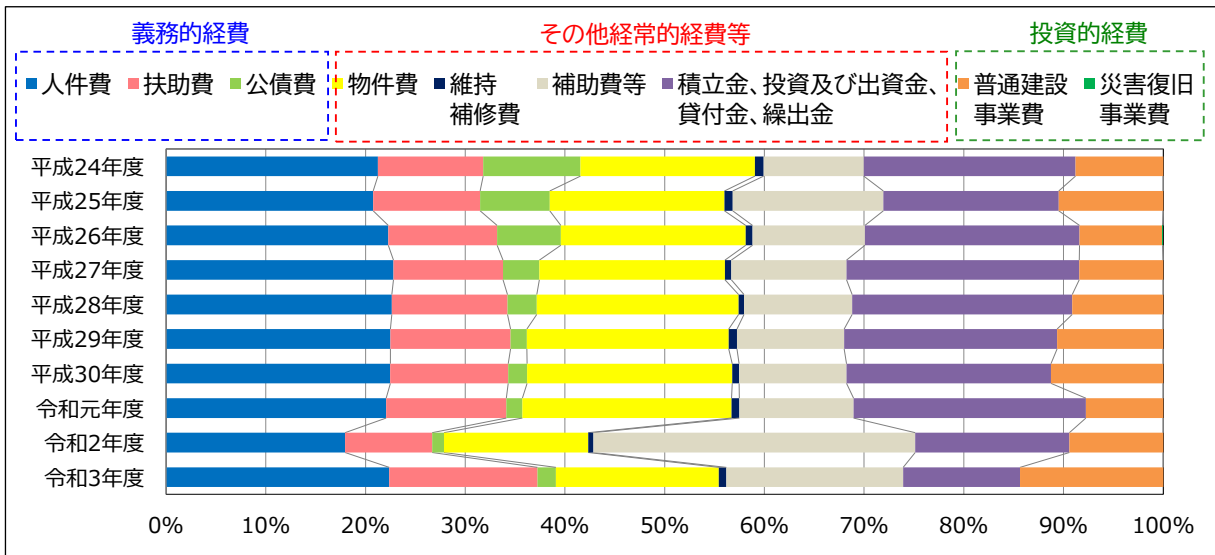


図 2-15 歳出決算額の推移グラフ (構成比)

※上図の各年度の歳出決算額は、「決算年度における款別・性質別歳出内訳」(平成24年度～令和3年度)より引用しています。

2-4 公共施設等の修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

本町が所有する公共施設等について、全て現状のまま維持した場合に今後どれだけの経費がかかるのかを試算し、それらに充てることができる財源と比較することで、公共施設等の維持に関する財政上の課題を抽出します。試算には一般財団法人地域総合整備財団が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」の試算条件に準じて算出しています。

1) 建築物系公共施設の将来更新等費用

(1) 建築物系公共施設

① 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

本町の建築物系公共施設について、現状のまま全て維持すると仮定し、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき、耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる更新等費用を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約128.6億円で、1年当たり約3.8億円かかる見込みとなります。

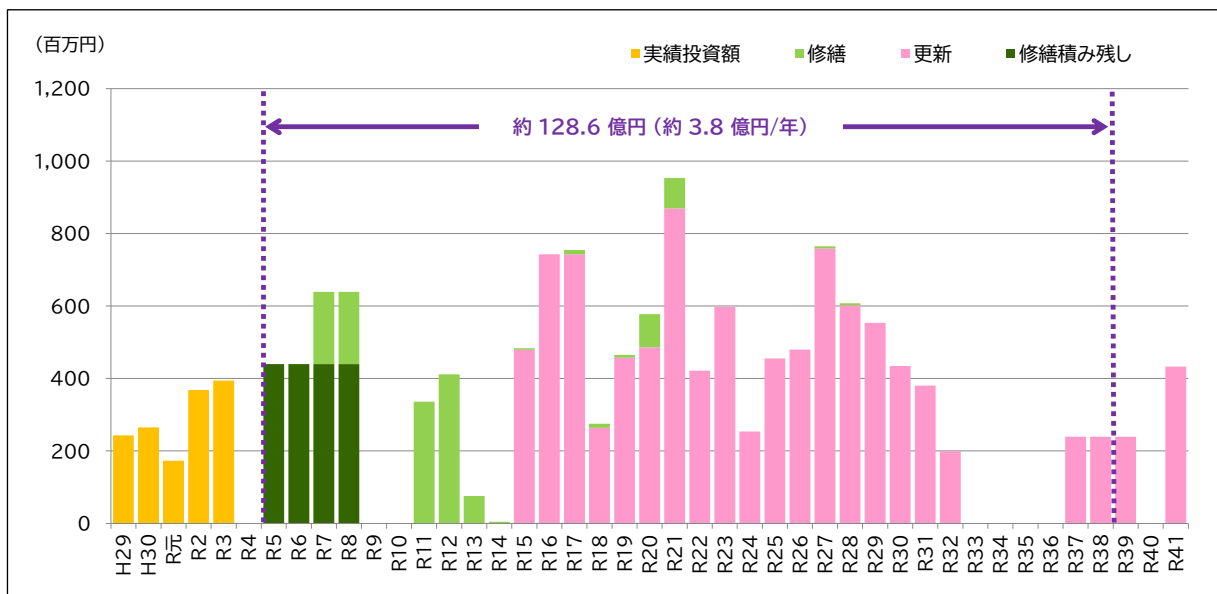


図 2-16 建築物系公共施設の更新等費用見込み (単純更新)

※実績投資額は、各年度決算（一般会計歳出）の普通建設事業費・維持補修費の合計から道路、橋りょう、トンネルの実績投資額を除外した金額を計上しています。ただし、令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

(注) 試算条件（令和5年度以降）

一般財団法人 地域総合整備財団（ふるさと財団）が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」の試算条件に準じて算定しています。計算条件は以下のとおり。

- 現状施設のみでの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 築60年で更新を実施します。
- 築30年で大規模修繕を実施します。
- 大規模修繕、更新の積み残しは最初の10年間で実施します。
（積み残し：試算時点で更新年数を既に経過し、更新または建替えるべき施設が、更新または建替えられずに残されている状況のこと。）
- 設計から施工まで複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、更新（建替え）については3年間、大規模修繕については2年間で費用を均等配分しています。
- 建替え単価、大規模修繕単価は「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年版）」より引用しています。なお、当該仕様書は「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（平成23年3月 自治総合センター）の設定値を適用しています。更新単価は以下のとおりとなります。

施設類型 小分類	大規模修繕 単価	建替単価	対応する総務省分類
公民館・会館	25 万円/㎡	40 万円/㎡	町民文化系施設
資料館	25 万円/㎡	40 万円/㎡	社会教育系施設
総合グラウンド	20 万円/㎡	36 万円/㎡	スポーツ・レクリエーション系施設
休憩所	17 万円/㎡	33 万円/㎡	産業系施設
小学校	17 万円/㎡	33 万円/㎡	学校教育系施設
中学校	17 万円/㎡	33 万円/㎡	学校教育系施設
学校給食センター	17 万円/㎡	33 万円/㎡	学校教育系施設
こども園	17 万円/㎡	33 万円/㎡	子育て支援施設
子育て支援センター	17 万円/㎡	33 万円/㎡	子育て支援施設
保健福祉センター	20 万円/㎡	36 万円/㎡	保健・福祉施設
庁舎	25 万円/㎡	40 万円/㎡	行政系施設
車庫・詰所	25 万円/㎡	40 万円/㎡	行政系施設
町営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡	公営住宅

② 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

本町の建築物系公共施設について、個別施設計画（中井町公共施設長寿命化計画）に基づき、長寿命化対策等を反映した場合にかかる更新等費用を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約116.8億円で、1年当たり約3.4億円かかる見込みとなります。これは、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる更新等費用と比較して、総合管理計画の計画期間までの34年間で約11.8億円、年間約0.4億円が長寿命化対策等の効果額として縮減される試算となります。

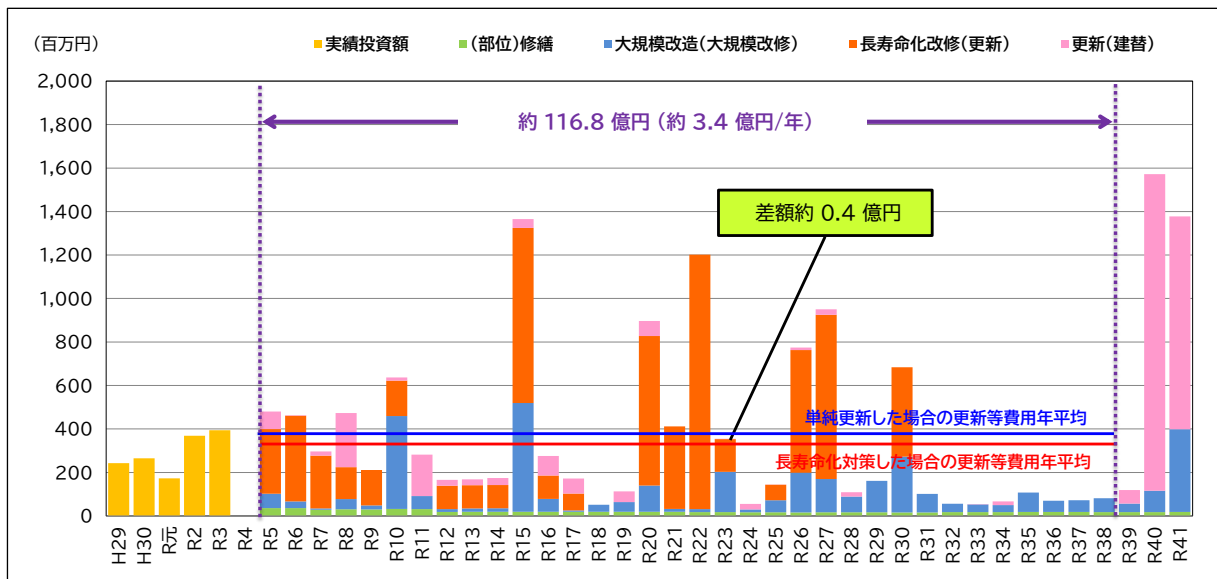


図 2-17 建築物系公共施設の更新等費用見込み（長寿命化対策等）

※実績投資額は、各年度決算（一般会計歳出）の普通建設事業費・維持補修費の合計から道路、橋りょう、トンネルの実績投資額を除外した金額を計上しています。ただし、令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

※令和5年度以降について、学校教育系施設以外の全ての建築物系公共施設は、「中井町公共施設長寿命化計画」（令和2年3月）より対象施設の従来・長寿命化併用型：③耐用年数・目標使用年数併用 LCC（ライフサイクルコスト）算定結果に基づき、各年度の試算整備額を修繕費、大規模改修費、長寿命化改修費、更新（建替え）費に区分して計上しています。

※学校教育系施設は、「中井町公共施設長寿命化計画【学校編】」（令和2年3月）より学校施設の長期整備計画（40年間）に基づき、各年度の試算整備額を修繕費、大規模改修費、長寿命化改修費、更新（建替え）費に区分して計上しています。

2) インフラ施設の将来更新等費用

(1) 道路（町道・農道）及びトンネル

① 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

本町の道路（町道・農道）及びトンネルについて、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる更新等費用を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約23.7億円で、1年当たり約0.7億円かかる見込みとなります。

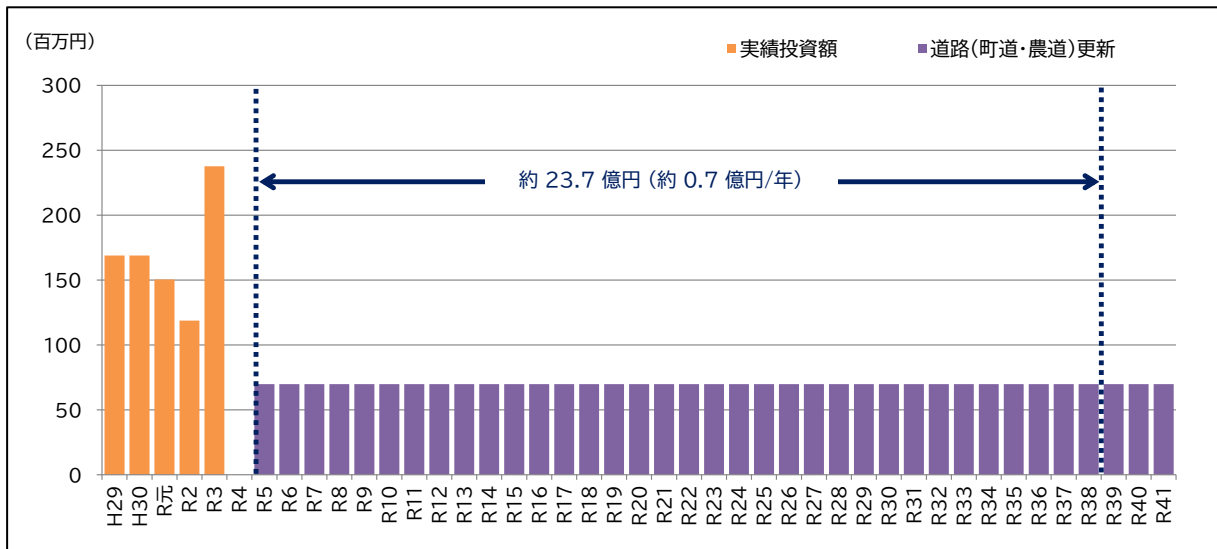


図 2-18 道路（町道・農道）及びトンネルの更新等費用見込み（単純更新）

※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、平成29年度及び平成30年度の投資額は、令和元年度から令和3年度の平均額を代用しています。令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

※トンネルは総合管理計画当初の更新等費用は試算されていないため、上図の更新等費用は路線延長（面積）のみを考慮し算定しています。

(注) 試算条件（令和5年度以降）

一般財団法人 地域総合整備財団（ふるさと財団）が公開している「公共施設更新費用試算ソフト（Ver.2.10）」の試算条件に準じて算出しています。計算条件は以下となります。

- 整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量とし、毎年度実施します。
- 建設後15年で更新を実施します。
- 更新単価は「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年版）」より引用しています。

道路区分	更新単価
一般道路	4,700円/㎡
自転車歩行者道路	2,700円/㎡

② 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

本町の道路（町道・農道）及びトンネルについて、個別施設計画に基づき、長寿命化対策等を反映した場合にかかる更新等費用を次図に示します。

道路（町道・農道）の総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約10.9億円で、1年当たり約0.3億円かかる見込みとなります。

トンネルの総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約4.6億円で、1年当たり約0.1億円かかる見込みとなります。

道路（町道・農道）及びトンネルの合計は、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる更新等費用と比較して、総合管理計画の計画期間までの34年間で約12.8億円、年間約0.4億円が長寿命化対策等の効果額として縮減される試算となります。

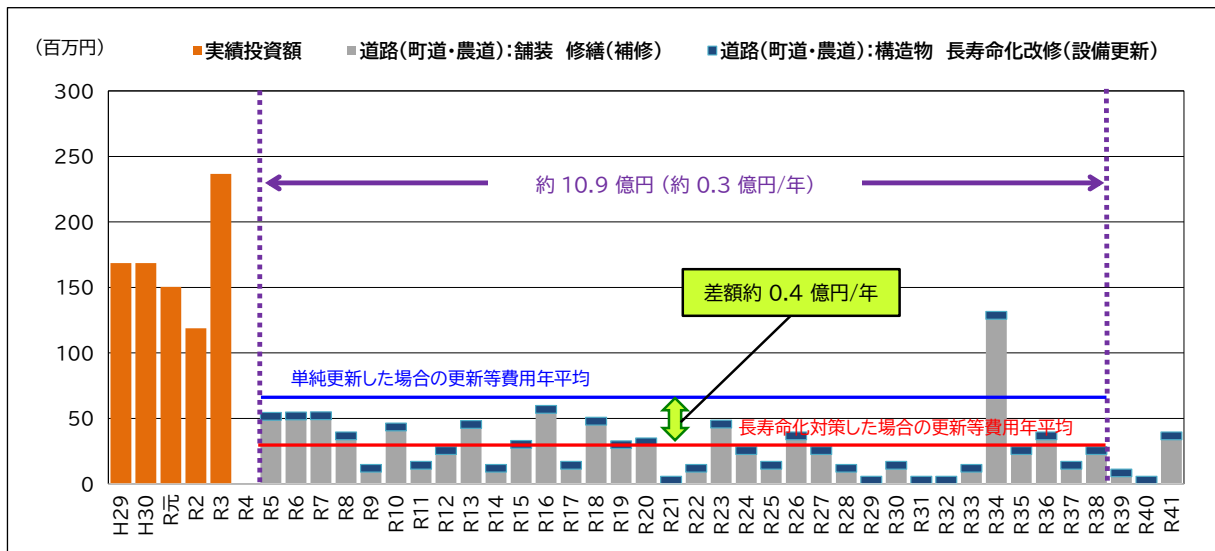


図 2-19 道路（町道・農道）の更新等費用見込み（長寿命化対策等）

※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、平成29年度及び平成30年度の投資額は、令和元年度から令和3年度の平均額を代用しています。令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

※令和5年度以降について、道路（町道・農道）の舗装は、「中井町舗装維持管理計画」（令和3年3月）より修繕計画の1・2級幹線道路及びその他道路の整備額を令和5年度から令和7年度までの修繕費として、令和8年度以降は中長期シミュレーションの予防保全の試算額を修繕費として計上しています。

※令和5年度以降について、道路（町道・農道）の構造物は、「中井町道路構造物維持管理計画」（令和3年3月）より短期事業計画：対策計画の令和3年度及び令和4年度調査費用の平均額を長寿命化改修費として計上しています。

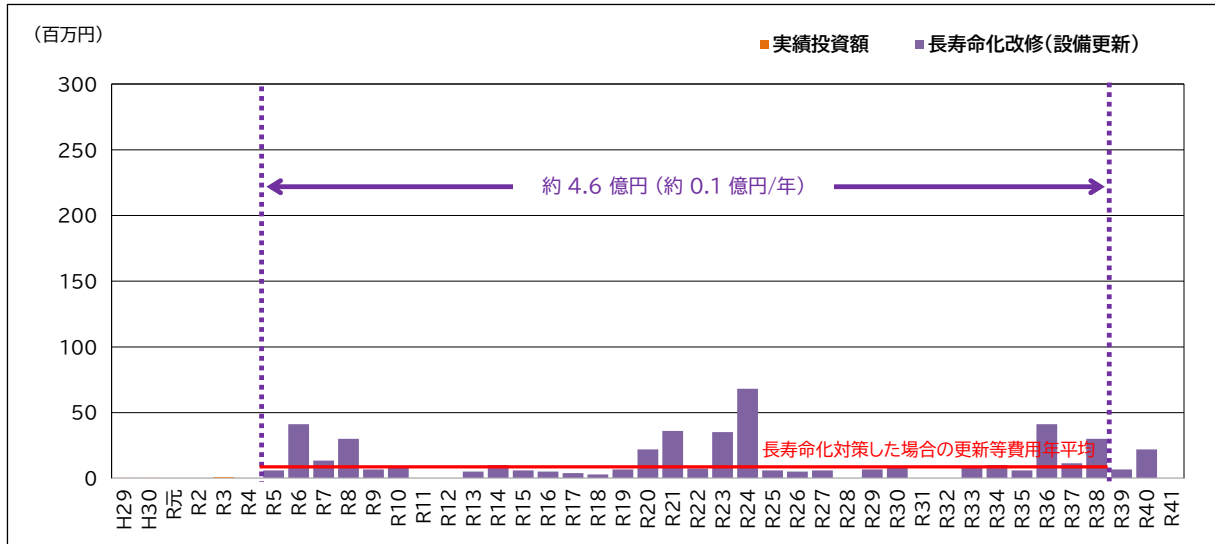


図 2-20 トンネルの更新等費用見込み（長寿命化対策等）

※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、平成 29 年度及び平成 30 年度の投資額は、令和元年度から令和 3 年度の平均額を代用しています。令和 4 年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

※令和 5 年度以降について、トンネルは、「中井町広域農道トンネル点検業務委託：トンネル長寿命化修繕計画」（平成 30 年 10 月）よりトンネル修繕計画の整備額を長寿命化改修費として計上しています。

(2) 橋りょう

① 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

本町の橋りょうについて、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる更新等費用を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約29.3億円で、1年当たり約0.9億円かかる見込みとなります。

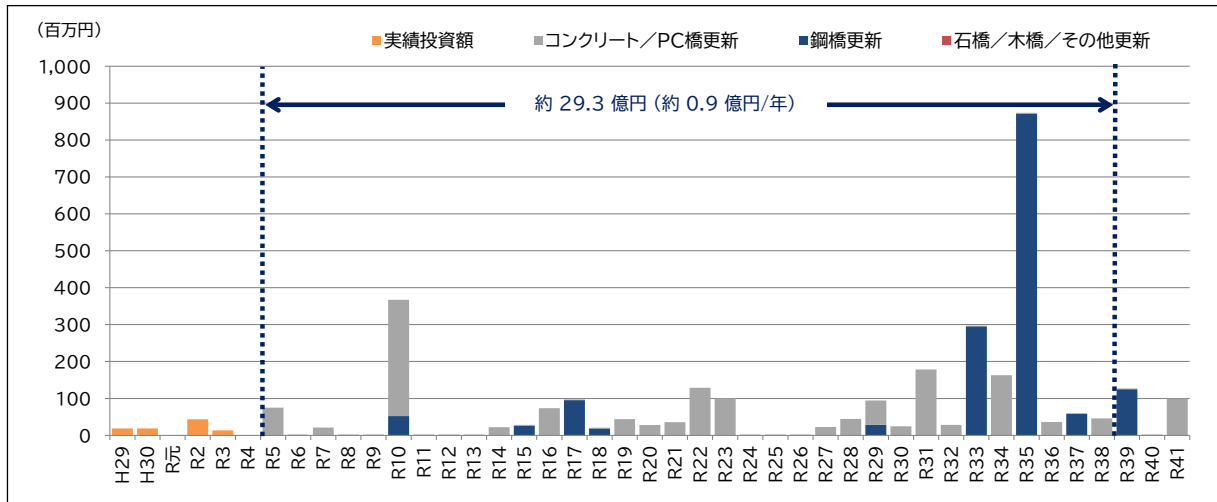


図 2-21 橋りょうの更新等費用見込み (単純更新)

※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、平成29年度及び平成30年度の投資額は、令和元年度から令和3年度の平均額を代用しています。令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

(注) 試算条件 (令和5年度以降)

一般財団法人 地域総合整備財団 (ふるさと財団) が公開している「公共施設更新費用試算ソフト (Ver.2.10)」の試算条件に準じて算出しています。計算条件は以下となります。

- 現状施設のみでの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 年度不明分は、計画年度から60年間で割り当てます。
- 整備年度別、構造別の整備量から算出する場合は積み残しを考慮し、最初の5年間で実施します。
- 構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新し、それ以外の構造はコンクリート橋で更新します。
- 更新単価は「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書 (平成28年版)」より引用しています。

構造区分	更新単価
コンクリート/PC橋	425,000円/㎡
鋼橋	425,000円/㎡
石橋/木橋/その他	500,000円/㎡

② 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

本町の橋りょうについて、個別施設計画に基づき、長寿命化対策等を反映した場合にかかる更新等費用を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約13.2億円で、1年当たり約0.4億円かかる見込みとなります。これは、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる更新等費用と比較して、総合管理計画の計画期間までの34年間で約16.1億円、年間約0.5億円が長寿命化対策等の効果額として縮減される試算となります。

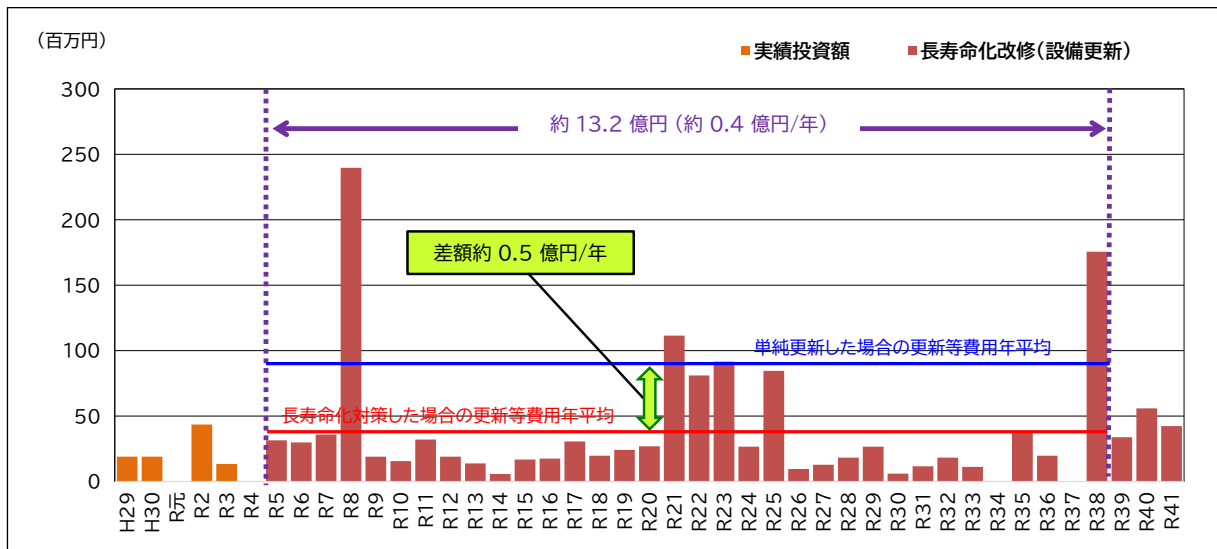


図 2-22 橋りょうの更新等費用見込み (長寿命化対策等)

※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、平成29年度及び平成30年度の投資額は、令和元年度から令和3年度の平均額を代用しています。令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

※令和5年度以降について、橋りょうは、「中井町橋りょう長寿命化修繕計画」(令和3年3月)より修繕計画の整備額を令和5年度から令和7年度までの長寿命化改修費として、令和8年度以降は中長期シミュレーションの予防保全の試算額を長寿命化改修費として計上しています。

(3) 上水道

① 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

本町の上水道（管路）について、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる更新等費用を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約95.1億円で、1年当たり約2.8億円かかる見込みとなります。

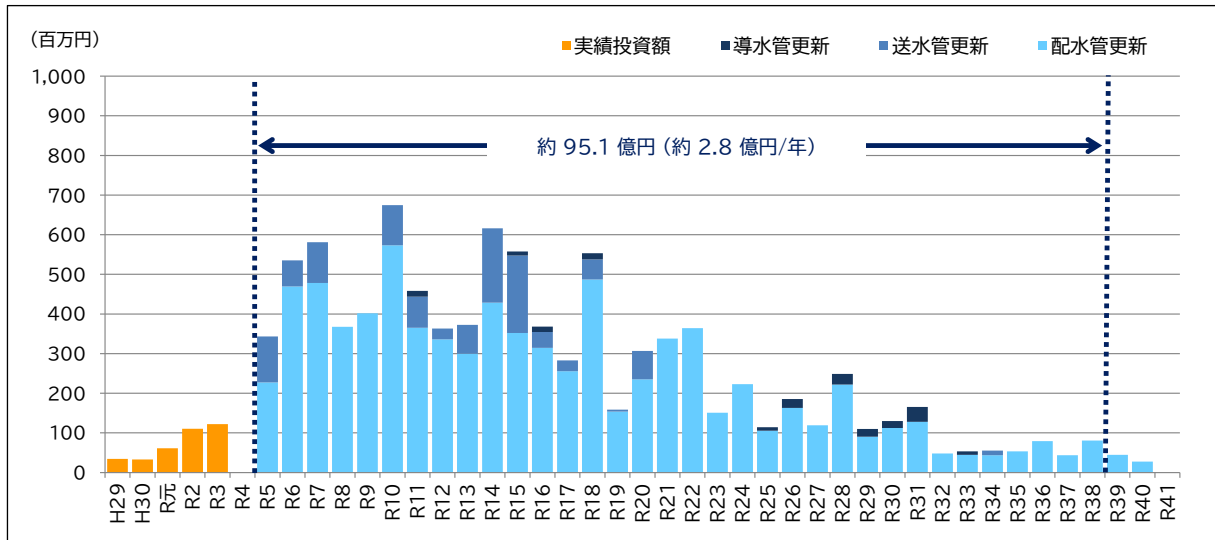


図 2-23 上水道（管路）の更新等費用見込み（単純更新）

※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

(注) 試算条件（令和5年度以降）

一般財団法人 地域総合整備財団（ふるさと財団）が公開している「公共施設更新費用試算ソフト（Ver.2.10）」の試算条件に準じて算出しています。計算条件は以下となります。

- 現状施設のみで、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 年度不明分は、計画年度から40年間で割り当てます。
- 管径別、年度別の整備量から算出する場合は積み残しを考慮し、最初の5年間で実施します。
- 更新単価は「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年版）」より引用しています。

導水管／送水管		配水管		配水管	
管径	更新単価	管径	更新単価	管径	更新単価
300mm未満	100,000円/m	150mm未満	97,000円/m	700～800mm未満	178,000円/m
300～500mm未満	114,000円/m	150～200mm未満	100,000円/m	800～900mm未満	199,000円/m
500～1,000mm未満	161,000円/m	200～250mm未満	103,000円/m	900～1,000mm未満	224,000円/m
1,000～1,500mm未満	345,000円/m	250～300mm未満	106,000円/m	1,000～1,100mm未満	250,000円/m
1,500～2,000mm未満	742,000円/m	300～350mm未満	111,000円/m	1,100～1,200mm未満	279,000円/m
2,000mm以上	923,000円/m	350～400mm未満	116,000円/m	1,200～1,350mm未満	628,000円/m
		400～450mm未満	121,000円/m	1,350～1,500mm未満	678,000円/m
		450～550mm未満	128,000円/m	1,500～1,650mm未満	738,000円/m
		550～600mm未満	142,000円/m	1,650～1,800mm未満	810,000円/m
		600～700mm未満	158,000円/m	2,000mm以上	923,000円/m

② 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

本町の上水道（事業）について、個別施設計画に基づき、長寿命化対策等を反映した場合にかかる更新等費用を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約133.5億円で、1年あたり約3.9億円かかる見込みとなります。ただし、上水道の総合管理計画策定当初の試算条件に基づき耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる更新等費用は、管路のみを設定した試算であるため、個別施設計画に基づく水道事業に係る施設及び設備を含めた費用として比較すると、総合管理計画の計画期間までの34年間で約9.2億円、年間約0.3億円が長寿命化対策等の効果額として縮減される試算となります。

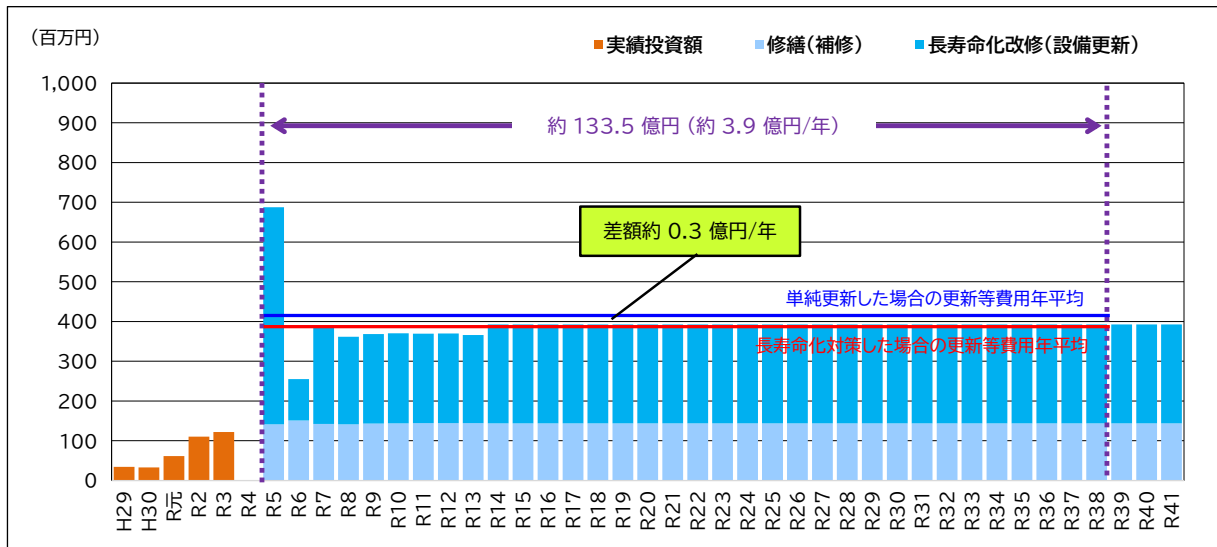


図 2-24 上水道（事業）の更新等費用見込み（長寿命化対策等）

※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

※令和5年度以降について、上水道（事業）は、「中井町水道事業アセットマネジメント報告書」（令和3年2月）より投資・財政計画（収支計画：パターン③（累積資金残額を水道料金収入の2倍確保を目指した場合の見通し））に基づき、収益的支出の維持管理費等、資本的支出の建設改良費を令和5年度から令和12年度までの修繕費、長寿命化改修費に区分して、令和13年度以降は、前年度までの年次事業費平均額を修繕費、長寿命化改修費に区分して計上しています。

(4) 下水道

① 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

本町の下水道（管路）について、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる更新等費用を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約52.4億円で、1年当たり約1.5億円かかる見込みとなります。

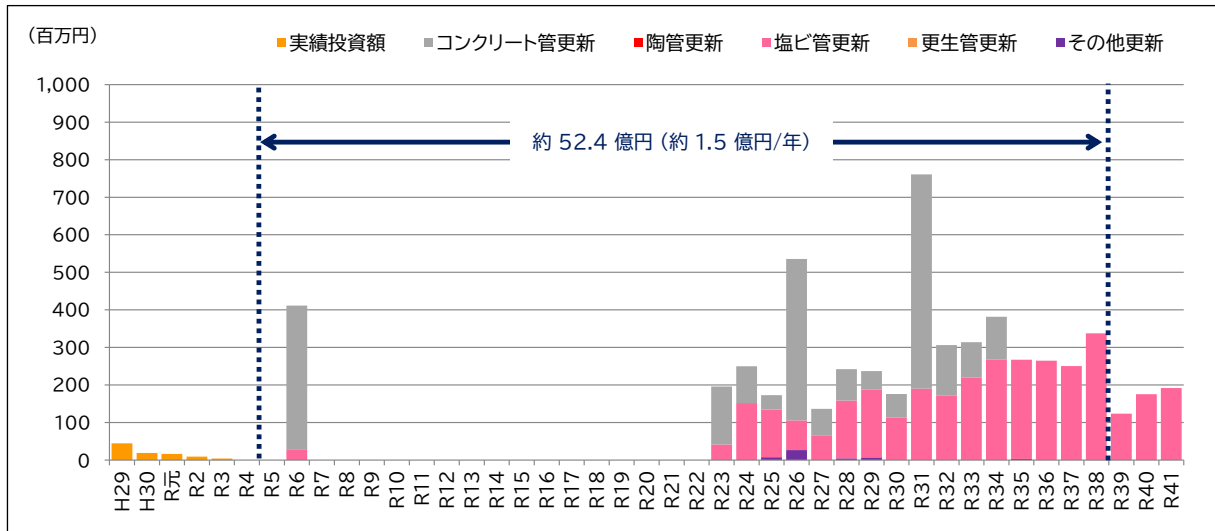


図 2-25 下水道（管路）の更新等費用見込み（単純更新）

※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

(注) 試算条件（令和5年度以降）

一般財団法人 地域総合整備財団（ふるさと財団）が公開している「公共施設更新費用試算ソフト（Ver.2.10）」の試算条件に準じて算出しています。試算条件は以下となります。

- 現状施設のみで試算し、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 建設後50年で更新を実施します。
- 管径別、年度別の整備量から算出する場合は積み残しを考慮し、最初の5年間で実施します。
- 年度不明分は、計画年度から50年間で割り当てます。
- 更新単価は「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年版）」より引用しています。

管径	更新単価
コンクリート管	124,000円/m
陶管	124,000円/m
塩ビ管	124,000円/m
更生管	134,000円/m
その他	124,000円/m

② 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

本町の下水道（事業）について、個別施設計画に基づき、長寿命化対策等を反映した場合にかかる更新等費用を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約7.6億円で、1年当たり約0.2億円かかる見込みとなります。これは、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる更新等費用と比較して、総合管理計画の計画期間までの34年間で約44.8億円、年間約1.3億円が長寿命化対策等の効果額として縮減される試算となります。

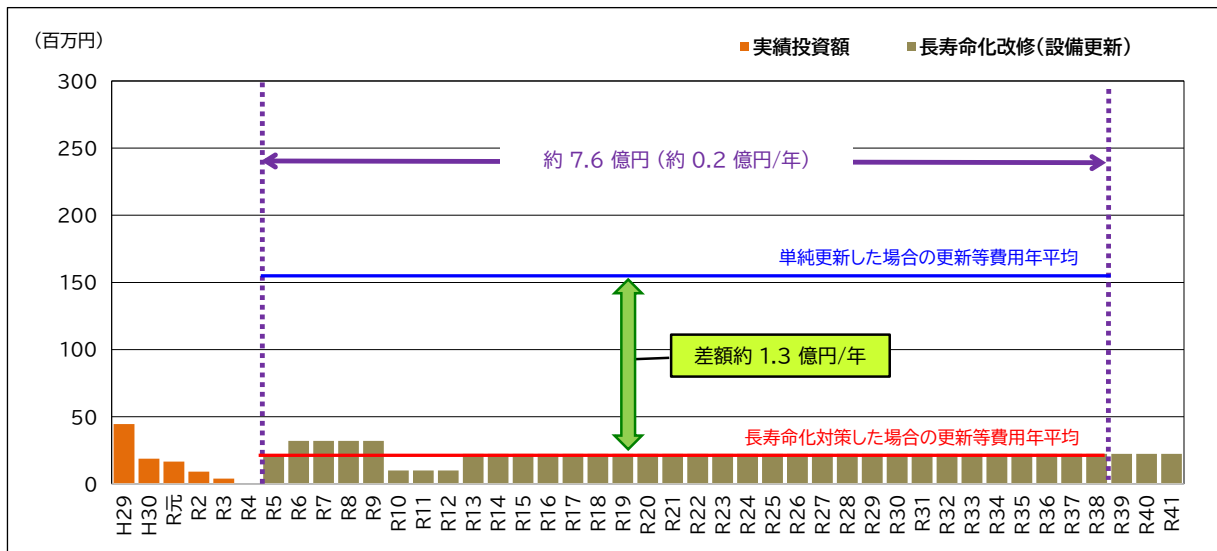


図 2-26 下水道（事業）の更新等費用見込み（長寿命化対策等）

※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

※令和5年度以降について、下水道（事業）は、「中井町下水道事業経営戦略」（令和3年3月）より投資・財政計画（収支計画：使用料金改定あり）に基づき、収益的支出の修繕費、資本的支出の建設改良費を令和5年度から令和12年度までの修繕費、長寿命化改修費に区分して、令和13年度以降は、前年度までの年次事業費平均額を修繕費、長寿命化改修費に区分して計上しています。

(5) 公園

① 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

公園は、総合管理計画策定当初は更新等費用試算に含めていなかったため、長寿命化対策等を反映した場合の見込みのみ更新等費用を算定しています。

② 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

本町の公園について、個別施設計画に基づき、長寿命化対策等を反映した場合にかかる更新等費用を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約13.7億円で、1年当たり約0.4億円かかる見込みとなります。

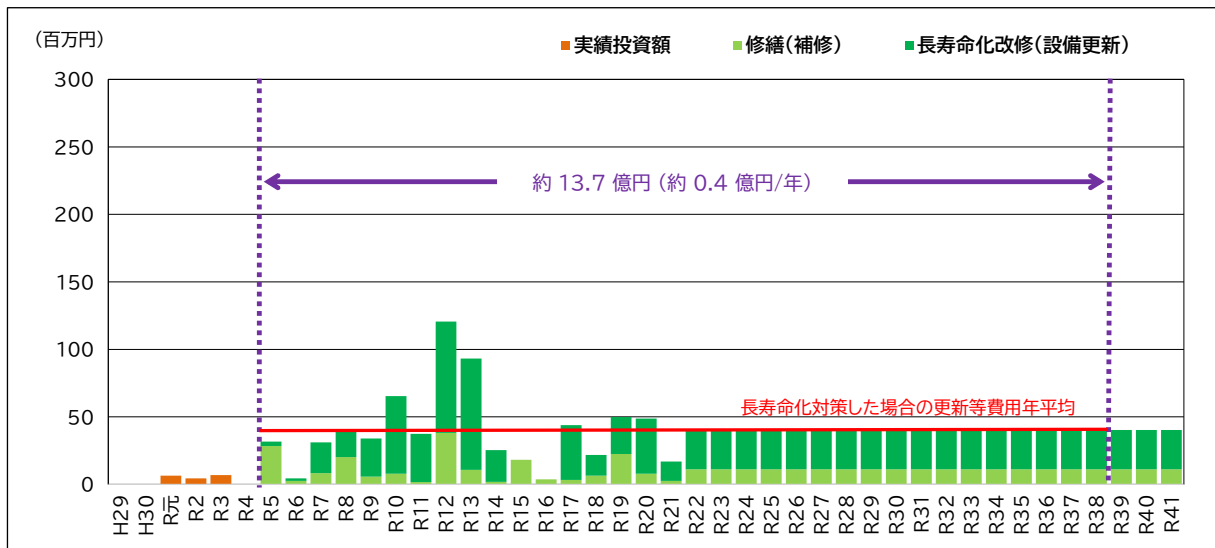


図 2-27 公園の更新等費用見込み (長寿命化対策等)

※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

※令和5年度以降について、公園は、「中井町公園施設長寿命化計画」(平成31年3月)より公園別長寿命化事業計画に基づき、年次平準化後事業費を令和5年度から令和21年度までの修繕費、長寿命化改修費に区分して、令和22年度以降は、前年度までの年次事業費平均額を修繕費、長寿命化改修費に区分して計上しています。

(6) 全てのインフラ施設

① 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

インフラ施設の道路（町道・農道）、橋りょう、トンネル、上水道（管路）、下水道（管路）について、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき単純更新した場合にかかる更新等費用の合計を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約200.5億円で、1年当たり約5.9億円かかる見込みとなります。

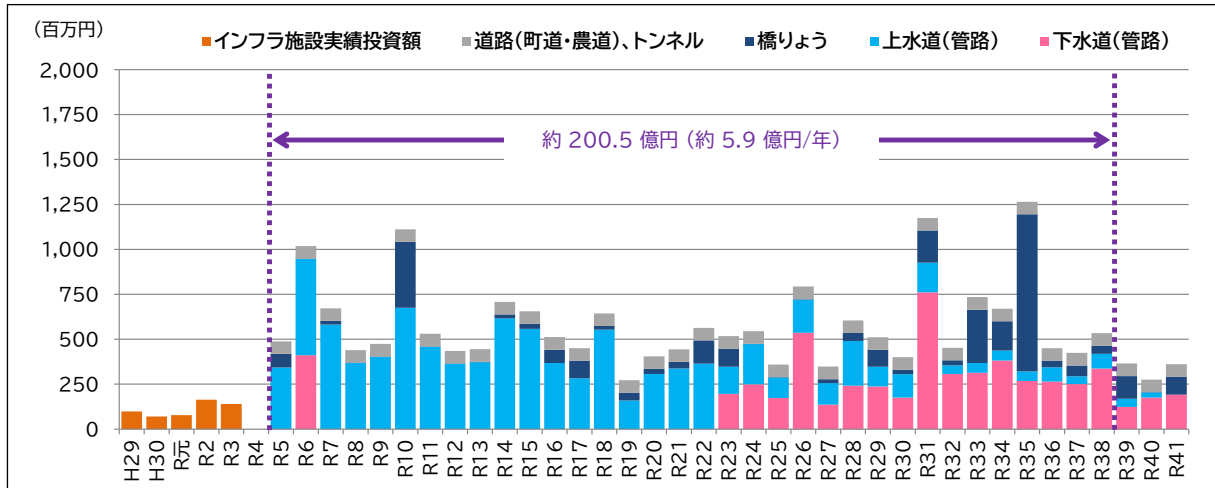


図 2-28 インフラ施設の更新等費用見込み（単純更新）

※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

※令和5年度以降について、各インフラ施設は、総合管理計画策定当初の試算条件に基づく試算額を計上しています。

② 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

インフラ施設の道路（町道・農道）、橋りょう、トンネル、上水道（事業）、下水道（事業）、公園について、個別施設計画に基づき、長寿命化対策等を反映した場合にかかる更新等費用の合計を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約183.5億円で、1年当たり約5.4億円かかる見込みとなります。これは、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき、耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる更新等費用（ただし、上水道は、管路のみでなく個別施設計画に基づく水道事業に係る施設及び設備の費用を含む場合の見込み総額約248.1億円、1年当たり約7.3億円）と比較して、総合管理計画の計画期間までの34年間で差額は、約64.7億円となり、年間約1.9億円が長寿命化対策等の効果額として縮減される試算となります。

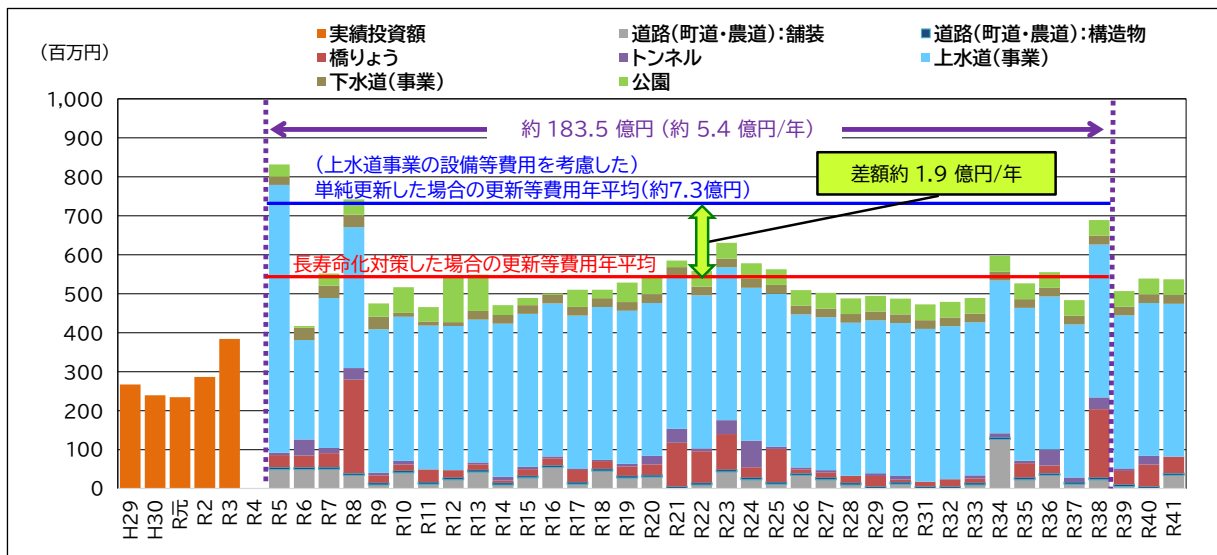


図 2-29 インフラ施設の更新等費用見込み（長寿命化対策等）

- ※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。
- ※令和5年度以降について、各インフラ施設は、以下の試算条件に基づく試算額を計上しています。
- ※道路（町道・農道）の舗装は、「中井町舗装維持管理計画」（令和3年3月）より修繕計画の1・2級幹線道路及びその他道路の整備額を令和5年度から令和7年度までの修繕費として、令和8年度以降は中長期シミュレーションの予防保全の試算額を修繕費として計上しています。
- ※道路（町道・農道）の構造物は、「中井町道路構造物維持管理計画」（令和3年3月）より短期事業計画：対策計画の令和3年度及び令和4年度調査費用の平均額を長寿命化改修費として計上しています。
- ※トンネルは、「中井町広域農道トンネル点検業務委託：トンネル長寿命化修繕計画」（平成30年10月）よりトンネル修繕計画の整備額を長寿命化改修費として計上しています。
- ※橋りょうは、「中井町橋りょう長寿命化修繕計画」（令和3年3月）より修繕計画の整備額を令和5年度から令和7年度までの長寿命化改修費として、令和8年度以降は中長期シミュレーションの予防保全の試算額を長寿命化改修費として計上しています。
- ※上水道（事業）は、「中井町水道事業アセットマネジメント報告書」（令和3年2月）より投資・財政計画（収支計画：パターン③（累積資金残額を水道料金収入の2倍確保を目指した場合の見通し））に基づき、収益的支出の維持管理費等、資本的支出の建設改良費を令和5年度から令和12年度までの修繕費、長寿命化改修費に区分して、令和13年度以降は、前年度までの年次事業費平均額を修繕費、長寿命化改修費に区分して計上しています。
- ※下水道（事業）は、「中井町下水道事業経営戦略」（令和3年3月）より投資・財政計画（収支計画：使用料金改定あり）に基づき、収益的支出の修繕費、資本的支出の建設改良費を令和5年度から令和12年度までの修繕費、長寿命化改修費に区分して、令和13年度以降は、前年度までの年次事業費平均額を修繕費、長寿命化改修費に区分して計上しています。
- ※公園は、「中井町公園施設長寿命化計画」（平成31年3月）より公園別長寿命化事業計画に基づき、年次平準化後事業費を令和5年度から令和21年度までの修繕費、長寿命化改修費に区分して、令和22年度以降は、前年度までの年次事業費平均額を修繕費、長寿命化改修費に区分して計上しています。

3) 全ての公共施設等の将来更新等費用

(1) 全ての公共施設等

① 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

建築物系公共施設及びインフラ施設（道路（町道・農道）、橋りょう、トンネル、上水道（管路）、下水道（管路））について、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき単純更新した場合にかかる更新等費用の合計を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約329.1億円で、1年当たり約9.7億円かかる見込みとなります。

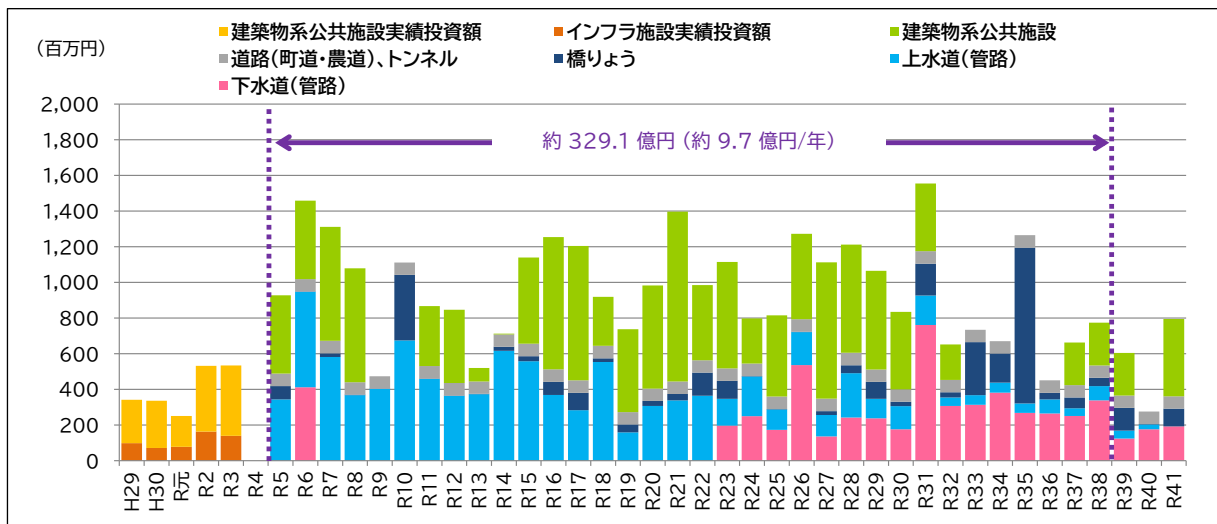


図 2-30 全公共施設等の更新等費用見込み（単純更新）

※建築物系公共施設の実績投資額は、各年度決算（一般会計歳出）の普通建設事業費・維持補修費の合計から道路、橋りょう、トンネルの実績投資額を除外した金額を計上しています。インフラ施設の実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

※令和5年度以降について、建築物系公共施設及びインフラ施設は、総合管理計画策定当初の試算条件に基づく試算額を計上しています。

② 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

建築物系公共施設及びインフラ施設（道路（町道・農道）、橋りょう、トンネル、上水道（事業）、下水道（事業）、公園）について、個別施設計画に基づき、長寿命化対策等を反映した場合にかかる更新等費用の合計を次図に示します。

総合管理計画の計画期間までの令和5年度から令和38年度まで34年間の更新等に係る費用は約300.3億円で、1年当たり約8.8億円かかる見込みとなります。これは、総合管理計画策定当初の試算条件に基づき耐用年数経過時に単純更新した場合にかかる更新等費用（ただし、上水道は、管路のみでなく個別施設計画に基づく水道事業に係る施設及び設備の費用を含む場合の見込み総額約376.7億円、1年当たり約11.1億円）と比較して、総合管理計画の計画期間までの34年間で差額は、約76.5億円となり、年間約2.3億円が長寿命化対策等の効果額として縮減される試算となります。

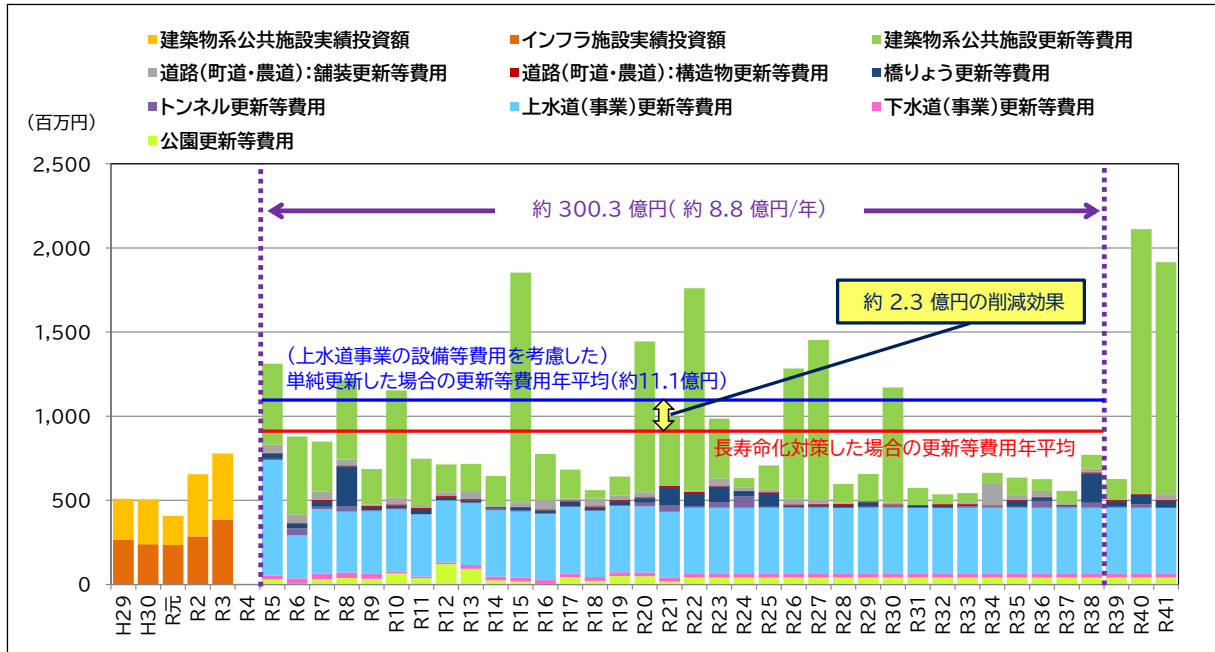


図 2-31 全公共施設等の更新等費用見込み(長寿命化対策等)

※建築物系公共施設の実績投資額は、各年度決算(一般会計歳出)の普通建設事業費・維持補修費の合計から道路、橋りょう、トンネルの実績投資額を除外した金額を計上しています。インフラ施設の実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

※令和5年度以降について、建築物系公共施設及びインフラ施設は、以下の試算条件に基づく試算額を計上しています。

※学校教育施設以外の全ての建築物系公共施設は、「中井町公共施設長寿命化計画」(令和2年3月)より対象施設の従来・長寿命化併用型:③耐用年数・目標使用年数併用LCC(ライフサイクルコスト)算定結果に基づき、各年度の試算整備額を修繕費、大規模改修費、長寿命化改修費、更新(建替え)費に区分して計上しています。

※学校教育施設は、「中井町公共施設長寿命化計画【学校編】」(令和2年3月)より学校施設の長期整備計画(40年間)に基づき、各年度の試算整備額を修繕費、大規模改修費、長寿命化改修費、更新(建替え)費に区分して計上しています。

※道路(町道・農道)の舗装は、「中井町舗装維持管理計画」(令和3年3月)より修繕計画の1・2級幹線道路及びその他道路の整備額を令和5年度から令和7年度までの修繕費として、令和8年度以降は中長期シミュレーションの予防保全の試算額を修繕費として計上しています。

※道路(町道・農道)の構造物は、「中井町道路構造物維持管理計画」(令和3年3月)より短期事業計画:対策計画の令和3年度及び令和4年度調査費用の平均額を長寿命化改修費として計上しています。

※トンネルは、「中井町広域農道トンネル点検業務委託:トンネル長寿命化修繕計画」(平成30年10月)よりトンネル修繕計画の整備額を長寿命化改修費として計上しています。

※橋りょうは、「中井町橋りょう長寿命化修繕計画」(令和3年3月)より修繕計画の整備額を令和5年度から令和7年度までの長寿命化改修費として、令和8年度以降は中長期シミュレーションの予防保全の試算額を長寿命化改修費として計上しています。

※上水道(事業)は、「中井町水道事業アセットマネジメント報告書」(令和3年2月)より投資・財政計画(収支計画:パターン③(累積資金残額を水道料金収入の2倍確保を目指した場合の見通し))に基づき、収益的支出の維持管理費等、資本的支出の建設改良費を令和5年度から令和12年度までの修繕費、長寿命化改修費に区分して、令和13年度以降は、前年度までの年次事業費平均額を修繕費、長寿命化改修費に区分して計上しています。

※下水道(事業)は、「中井町下水道事業経営戦略」(令和3年3月)より投資・財政計画(収支計画:使用料金改定あり)に基づき、収益的支出の修繕費、資本的支出の建設改良費を令和5年度から令和12年度までの修繕費、長寿命化改修費に区分して、令和13年度以降は、前年度までの年次事業費平均額を修繕費、長寿命化改修費に区分して計上しています。

※公園は、「中井町公園施設長寿命化計画」(平成31年3月)より公園別長寿命化事業計画に基づき、年次平準化後事業費を令和5年度から令和21年度までの修繕費、長寿命化改修費に区分して、令和22年度以降は、前年度までの年次事業費平均額を修繕費、長寿命化改修費に区分して計上しています。

4) 充当可能な財源見込み及び更新等費用との比較

本町の公共施設等の更新等費用に充てられる財源見込みを次表に示します。

一般会計※¹ 予算が事業費となる施設は、投資見込額が未定のため、過年度実績投資額（平成29年度から令和3年度）の5年間の平均額としています。公営企業会計※²について、水道事業会計は、過年度実績投資額及び「中井町水道事業アセットマネジメント報告書」（令和3年2月）より投資・財政計画（収支計画）に基づく各年度の整備額から試算しています。下水道事業会計は、過年度実績投資額及び「中井町下水道事業経営戦略」（令和3年3月）より投資・財政計画（収支計画）に基づく各年度の整備額から試算しています。

一般会計と公営企業会計を合わせた建築物系公共施設及びインフラ施設の今後の充当可能な財源は、1年当たり約7.7億円と見込まれます。

※1 一般会計：公共サービスを提供する上で計上する基礎的な会計をいいます。

※2 公営企業会計：特別会計（※3）のうち地方公営企業が事業運営の際に採用している企業会計をいいます。

※3 特別会計：一般会計予算と区別して法律に基づき設置する予算をいいます。

表 2-7 本町の充当可能な財源見込み（一般会計・公営企業会計）

会計区分		対象	財源見込み (百万円/年)	算定方法
一般会計		建築物系公共施設	288.69	一般会計予算が事業費となる施設は、投資見込額が未定のため、過年度実績投資額（平成29年度から令和3年度）の5年間の平均額としています。
		維持管理・運営費	(85.44)	
		道路(町道・農道)	168.60	
		橋りょう	18.97	
		トンネル	0.32	
		公園	3.54	
公営 企業会計	水道事業会計	収益的支出：維持管理費等 + 資本的支出：建設改良費	266.40	平成29年度から令和3年度は実績投資額を計上、令和4年度は「令和4年度 中井町一般会計一般会計・特別会計・企業会計予算書」より工事請負費、修繕費等を計上しています。 令和5年度以降は、「中井町水道事業アセットマネジメント報告書」（令和3年2月）より投資・財政計画（収支計画：パターン③（累積資金残額を水道料金収入の2倍確保を目指した場合の見通し））に基づき、収益的支出の維持管理費等、資本的支出の建設改良費を令和5年度から令和12年度までに計上、令和13年度以降は、前年度までの年次事業費平均額を計上しています。
	下水道事業会計	収益的支出：修繕費 + 資本的支出：建設改良費	20.26	平成29年度から令和3年度は実績投資額を計上、令和4年度は「令和4年度 中井町一般会計一般会計・特別会計・企業会計予算書」より工事請負費、修繕費等を計上しています。 令和5年度以降は、「中井町下水道事業経営戦略」（令和3年3月）より投資・財政計画（収支計画：使用料金改定あり）に基づき、収益的支出の修繕費、資本的支出の建設改良費を令和5年度から令和12年度までに計上、令和13年度以降は、前年度までの年次事業費平均額を計上しています。
合 計			766.78	

※建築物系公共施設の過年度実績の維持管理・運営費は、本計画の対象施設のうち、整理可能な光熱水費、運営管理委託料を計上しています。更新等費用見込みの合計には、維持管理・運営費は含めていません。

また、前節で示したとおり、個別施設計画に基づき、建築物系公共施設及びインフラ施設の長寿命化対策等を反映した場合の更新等費用を次表に示します。

公共施設及びインフラ施設を合わせた更新等費用は、令和5年度から令和38年度まで34年間の年平均で約8.8億円となるため、次図のとおり、年間約1.1億円の不足が見込まれます。試算上の更新等費用は、充当可能な財源見込み額とする令和5年度から令和38年度まで34年間の年平均の約7.7億円の約1.2倍の費用が必要となります。

表 2-8 本町の公共施設等の維持管理・更新等費用見込み（長寿命化対策等）

会計区分		対象	更新等費用推計 (百万円/年)	備考
一般会計		建築物系施設	343.59	34年間の累計： 116.82 億円
		維持管理・運営費	(144.76)	34年間の累計： (49.22) 億円
		道路(町道・農道)	32.17	34年間の累計： 10.94 億円
		橋りょう	38.79	34年間の累計： 13.19 億円
		トンネル	13.40	34年間の累計： 4.56 億円
		公園	40.31	34年間の累計： 13.71 億円
企業会計	水道事業会計	上水道(事業)	392.49	34年間の累計： 133.45 億円
	下水道事業会計	下水道(事業)	22.39	34年間の累計： 7.61 億円
合計			883.15	34年間の累計： 300.27 億円

※端数処理（四捨五入）により、推計値が一致しないことがあります。

※建築物系公共施設の維持管理・運営費は、「中井町公共施設長寿命化計画」（令和2年3月）に基づき、試算しています。更新等費用見込みの合計には、維持管理・運営費は含めていません。

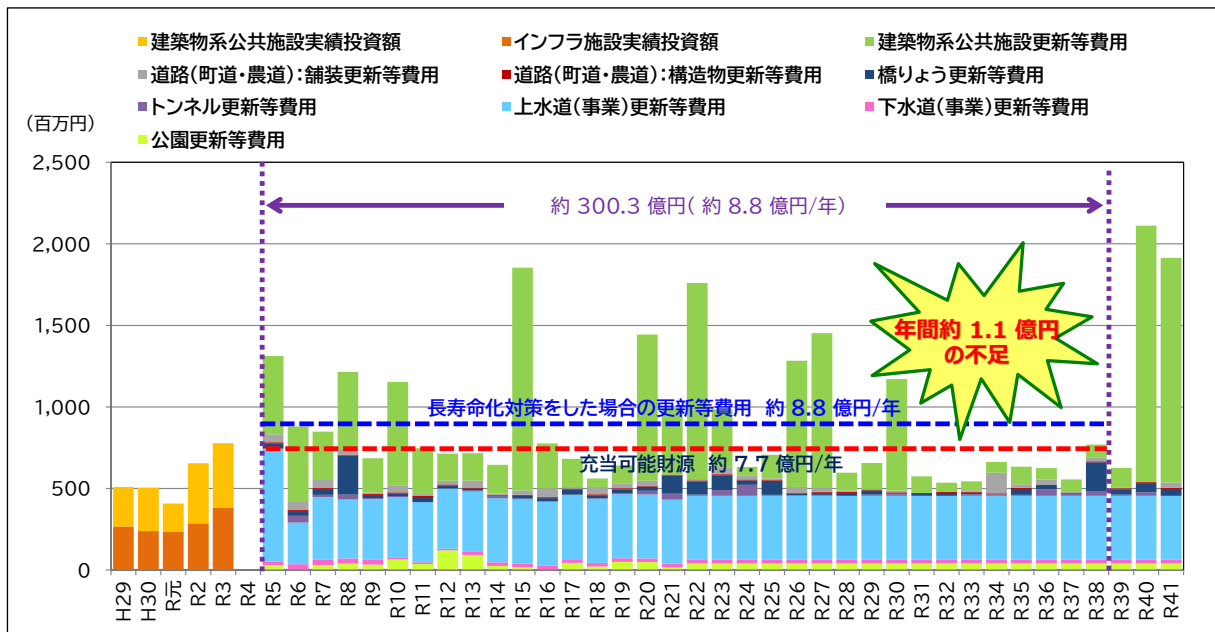


図 2-32 充当可能な財源見込み（一般会計・公営企業会計）と更新等費用見込み（長寿命化対策等）との比較
 ※実績投資額は、調査シート票による過年度投資額を計上しています。ただし、令和4年度は、計画改定基準年のため、未記入としています。

※端数処理（四捨五入）により、差額が一致しないことがあります。

5) 建築物系公共施設・インフラ施設の長寿命化対策等の効果額

対策の効果額の算定については、総務省が示す中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式に合わせるため、総合管理計画策定当初の計画初年度である平成29年度から令和8年度までの10年間と、当初計画期間（平成29年度から令和38年度まで）の40年間について、本町の全公共施設等の維持管理・更新等に係る経費について整理します。

本町の公共施設等の維持管理・更新等に係る短・中長期的な経費見込みについて、個別施設計画に基づき長寿命化対策等を反映した場合の効果額を以下に示します。

(1) 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

平成29年度から令和8年度の10年間における全公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込みを次表に示します。計画策定時から10年間では、個別施設計画に基づき長寿命化対策等を反映した場合の費用は、建築物系公共施設の維持管理・運営費11.51億円を含め、全公共施設等の更新等費用78.16億円との合計89.67億円が見込まれます。総合管理計画策定当初の試算条件に基づき耐用年数経過時に単純更新した場合と比べて、建築物系公共施設では約4.4億円、インフラ施設では約0.8億円の縮減効果があり、全公共施設では約5.2億円の長寿命化対策等による縮減効果が見込まれます。

表 2-9 短中期における維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（10年間）

(単位:百万円)

項目		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年間)
普通会計	建築物(a)	2,956	1,230	352	4,538	5,279	-740	1,443
	インフラ施設(b)	1,471	498	86	2,055	1,697	358	957
	計(a+b)	4,427	1,728	439	6,594	6,976	-382	2,401
公営事業会計	建築物(c)	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設(d)	1,035	1,230	109	2,374	2,807	-433	454
	計(c+d)	1,035	1,230	109	2,374	2,807	-433	454
建築物合計(a+c)		2,956	1,230	352	4,538	5,279	-740	1,443
インフラ施設(b+d)		2,506	1,727	196	4,429	4,504	-76	1,411
合計(a+b+c+d)		5,462	2,958	548	8,967	9,783	-816	2,855

※長寿命化対策等の効果額のマイナス表記は、長寿命化対策等の効果があることを示します。

※端数処理（四捨五入）により、合計額が一致しないことがあります。

※令和4年度は計画改定基準年であり、更新等費用は試算していないため、本表の整理には年度予算額として「令和4年度 中井町一般会計一般会計・特別会計・企業会計予算書」より工事請負費、修繕費等を計上しています。

※上表の建築物(a)維持管理・修繕(①)は、建築物系公共施設の維持管理・運営費（実績投資額5年間及び個別施設計画に基づく試算額5年間）を含みます。

(2) 今後40年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

平成29年度から令和38年度の40年間における全公共施設等の維持管理・更新等に係る経費見込みを次表に示します。計画期間の40年間では、個別施設計画に基づき長寿命化対策等を反映した場合の費用は、建築物系公共施設の維持管理・運営費54.94億円を含め、更新等費用335.86億円の合計390.80億円が見込まれます。総合管理計画策定当初の試算条件に基づき耐用年数経過時に単純更新した場合と比べて、建築物系公共施設では約11.8億円、インフラ施設では約17.1億円、全公共施設では約28.9億円の長寿命化対策等による縮減効果が見込まれます。

表 2-10 中長期における維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(40年間)

(単位:百万円)

項目		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単 純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年間)
普通会計	建築物(a)	7,874	9,911	1,065	18,850	20,029	-1,180	1,443
	インフラ施設(b)	2,507	2,963	86	5,556	6,623	-1,067	957
	計(a+b)	10,381	12,874	1,151	24,406	26,652	-2,247	2,401
公営事業会計	建築物(c)	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設(d)	5,353	9,212	109	14,674	15,313	-639	454
	計(c+d)	5,353	9,212	109	14,674	15,313	-639	454
建築物合計(a+c)		7,874	9,911	1,065	18,850	20,029	-1,180	1,443
インフラ施設(b+d)		7,860	12,175	196	20,230	21,936	-1,706	1,411
合計(a+b+c+d)		15,734	22,086	1,261	39,080	41,965	-2,885	2,855

※長寿命化対策等の効果額のマイナス表記は、長寿命化対策等の効果があることを示します。

※端数処理(四捨五入)により、合計額が一致しないことがあります。

※令和4年度は計画改定基準年であり、更新等費用は試算していないため、本表の整理には年度予算額として「令和4年度 中井町一般会計一般会計・特別会計・企業会計予算書」より工事請負費、修繕費等を計上しています。

※上表の建築物(a)維持管理・修繕(①)は、建築物系公共施設の維持管理・運営費(実績投資額5年間及び個別施設計画に基づく試算額35年間)を含みます。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3-1 計画期間

本計画の計画期間は、策定当初の計画期間の終了期間を継承し、公共施設等の耐用年数（寿命）を考慮すると中長期的な視点が不可欠であることから、令和5年度から令和38年度までの34年間とします。

なお、今後も施設総量等の変化が生じた場合に定期的な見直しを基本とするとともに、上位計画等の見直しや社会情勢の変化等の状況に応じて、適宜見直しを行うものとします。

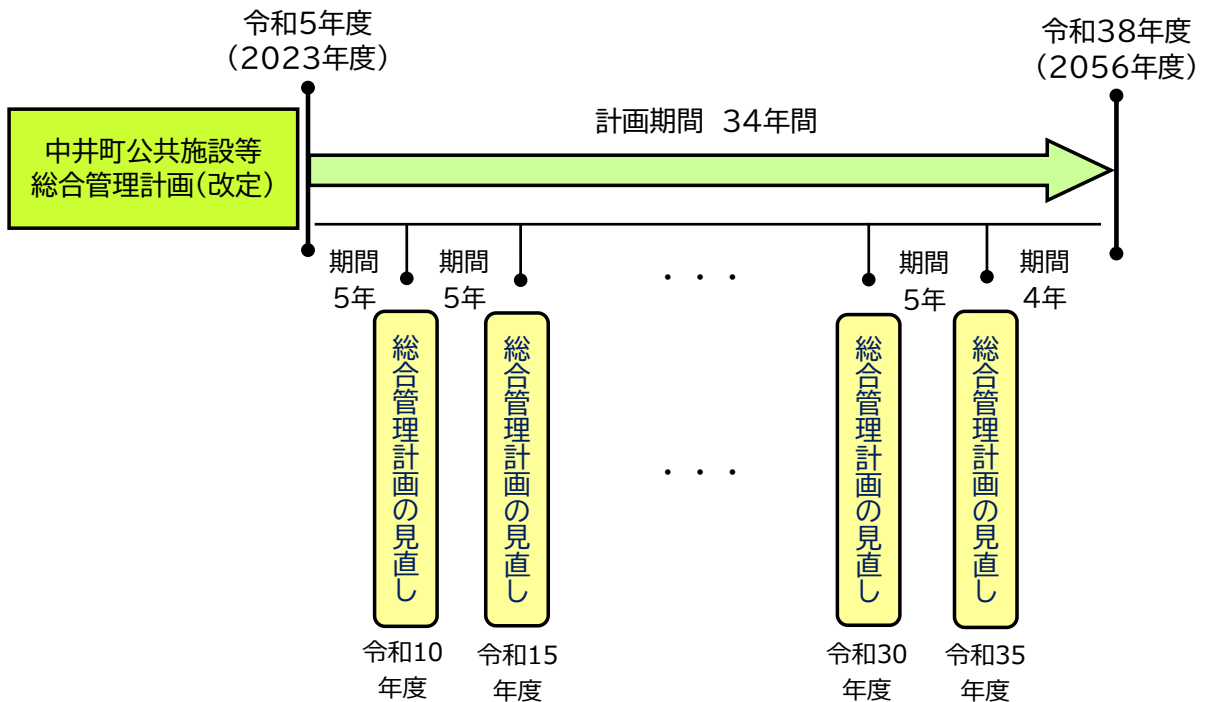


図 3-1 計画期間（案）

3-2 現状や課題に対する基本認識

第2章の現況及び将来を見据え、本町が抱える課題について、以下のとおり整理します。

1) 持続可能な公共サービスを提供する公共施設等のあり方

本町の将来人口は、今後も減少すると推計され、少子高齢化がより顕著になる見通しです。その影響により、財政面では税収が減少する半面、社会保障関係費の増大による歳出増加が予測されます。このようなことから、将来の公共施設等の更新等費用が大きな負担となることが見込まれ、ライフサイクルコストの縮減と平準化が求められます。

「第六次中井町総合計画」（令和3年3月）や「中井町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（令和3年3月改定）等の上位・関連計画による施策を推進させつつ、本町の活力を維持していくことが求められます。

そのため、今後の公共施設等の改修・更新等については、中長期的な視点により計画的な施設保全及び長寿命化対策等を推進し、持続可能で利便性の高い公共サービスを提供するために公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

公共施設等のバランスのとれた維持管理を図りつつ、総合的見地から公共施設等のあり方を検証し、町民との協働によるマネジメント手法が重要となります。

2) 人口減少とニーズの変化

本町の人口は、国勢調査では平成7年の10,398人をピークに減少を続けており、平成27年には9,679人となり、20年間で約7%減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所準拠の将来推計値では、平成27年と比較し、令和22年には、約30%減少に相当する6,753人、令和47年には、約61%減少に相当する3,772人まで減少することが推計されています。

人口の減少や少子高齢化の進行にともなう生産年齢人口の減少により、将来の財政状況は、町税等の一般財源が減少する一方で、扶助費等の義務的経費の増大が見込まれ、公共施設等の更新等費用の投資的経費に対する充当財源の確保は、一層の厳しさを増すといえます。

さらに、今後の人口構成の変化にともない、公共施設等の町民ニーズも変化していくことが見込まれることから、公共施設等の総量最適化を検討することが急務となっています。

3) 改修・更新等及び維持管理の対策

公共施設等は老朽化が進行しており、今後も老朽化対策の必要性が増大していくことが見込まれます。これら公共施設等の老朽化にともなう維持管理及び更新等費用の増大等により、財源が大幅に不足し、現状の施設を保有し続けることが困難になると見込まれます。加えて、近年の社会情勢に応じたバリアフリー化や防災機能整備への対応が必要となっています。

一方、道路や橋りょう等のインフラは、町民の日常生活や経済活動に欠かせない施設であり、大規模災害時の復旧活動等においても重要な基盤となるため、縮減は馴染まないものです。しかし、道路や橋りょうの維持管理に大きな予算を割り当てることは、公共施設等の予算へ影響を与え、最低限必要な公共施設等の維持管理さえ困難になることも考えられます。

施設総量の最適化として複合化・多機能化の検討や民間施設としての利用等、町民ニーズとのバランスを考慮しつつ、施設の減築・廃止を検討する一方、持続可能な管理運営としてライフサイクルコストの縮減と平準化を図り、長寿命化対策や計画的な施設保全に向けた新たな取り組みや工夫を検討することが必要となります。

4) 厳しい財政見通しと財源確保

本町ではこれまで、短中期的な財政推計や、財政健全化に向けた取組みを行い、現在、財源の確保に向けた取組みの基本的な方向性を設定しています。

前章のとおり、公共施設等の老朽化にともなう更新等費用は巨額であり、現状の投資的経費の規模を大きく上回ることが明らかとなっており、今後の財政見通しは、依然厳しい状況が続くことが予測されます。

したがって、自治体経営的な観点から公共施設等の量・質・コストの見直しを図るとともに、今後も安心・安全な公共サービスの持続的な提供を可能とするため、計画的な施設保全と持続可能な管理運営に向けた財源確保が必要となっており、次図に示すように、計画的な予算編成や公共施設建設準備基金等の活用を図りながら対応していきます。

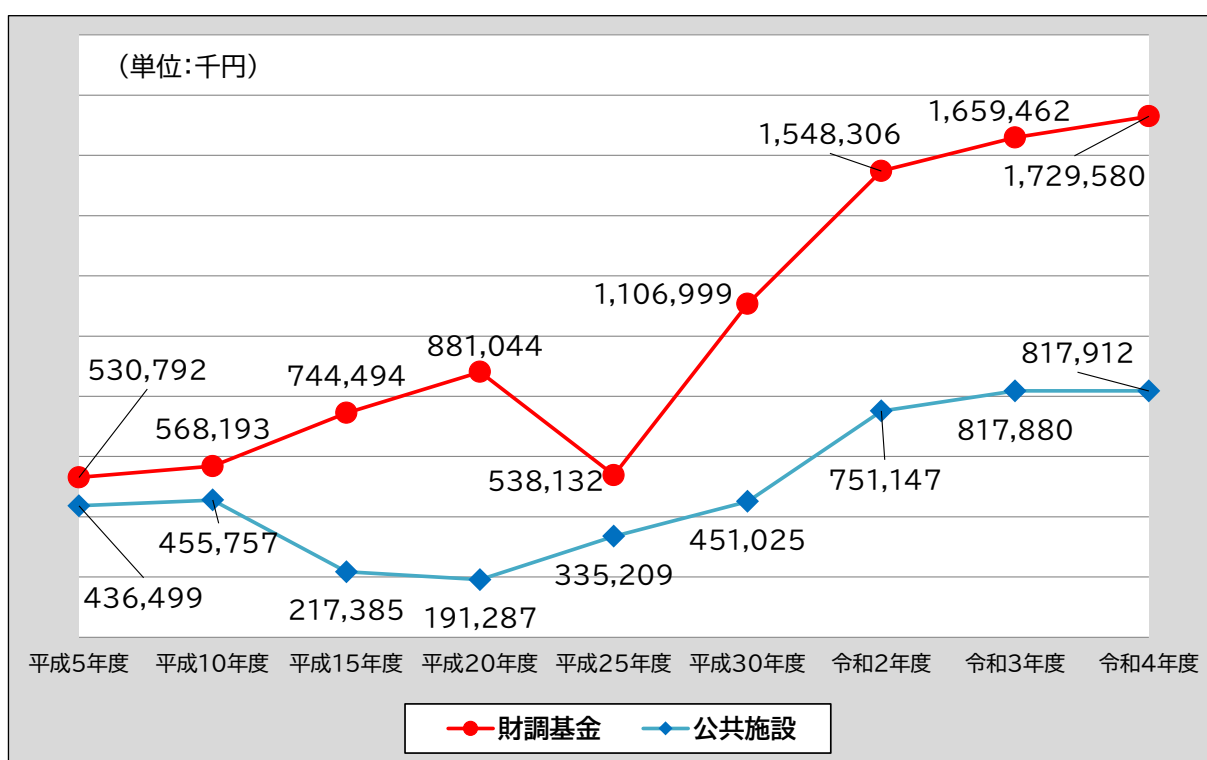


図 3-2 財政調整基金と公共施設建設準備基金残高の推移（令和3年3月末時点）

※上図は、「令和4年度 中井町当初予算の概要」より引用しています。（ただし、令和3年度及び令和4年度の数値を更新しています。）

※令和2年度までは決算額、令和3年度以降は予算額を示しています。災害復旧や財源が不足した時のための財政調整基金は、常に一定程度の残高を確保することにより、安定的な財政運営が可能となります。

3-3 公共施設等マネジメントの基本方針

前節の現状や課題に対する基本認識と今後の本町の公共施設等を取り巻く状況を見据え、本計画の公共施設等マネジメントに関する基本方針を以下に定めます。

1) 公共施設等マネジメントの基本コンセプト

公共施設等を取り巻く様々な問題の中で、今後はそれらの対策に取り組み、次世代により良い公共施設等を引き継いでいく必要があります。

公共施設等の老朽化対策として、長寿命化対策や修繕・更新等の計画的な保全を行うことにより必要なサービス機能の維持をしていく一方、集約化・複合化や民間活用等、総量を縮減してもそのサービス機能を維持・向上できるよう工夫しつつ、中長期的に費用の縮減や平準化することにより、持続可能な財政運営を行うことが必要です。そのための公共施設等の機能やあり方について検討、検証し、想像していくことが公共施設等マネジメントであるとされます。

一方、道路や下水道等のインフラ施設は、町民の日常生活や経済活動に欠かせないものであり、大規模災害時の救援や災害復旧活動等においても重要な基盤となる公共施設であるため、その縮減には限界があります。また、インフラ施設の維持管理に大きな予算を割り当てることになれば、他の公共施設等の予算へ影響を及ぼし、維持管理・運営が困難になることも考えられます。

建築物系公共施設とインフラ施設のバランスのとれた維持管理・運営を図りつつ、総合的な観点から公共施設等のあり方を検討し、町民と協働のもと、公共施設等マネジメントに取り組むことが重要です。

本町の公共施設マネジメントを実践していく上での基本コンセプトは、計画策定当初から継承し、次のとおり設定します。

公共施設等マネジメントの基本コンセプト

「次世代のために持続可能な公共サービスを提供する」

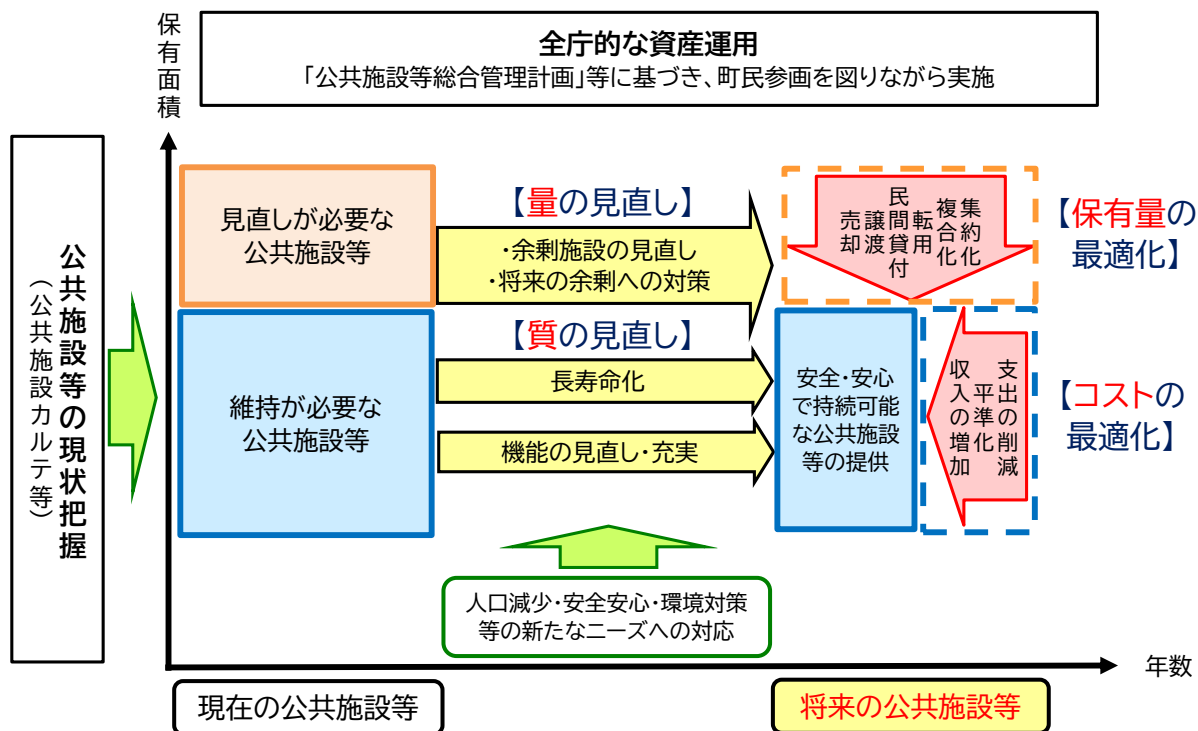


図 3-3 公共施設等マネジメントのイメージ

2) 財源確保のための基本的な方向性

「令和3年度 中井町中期財政推計」における令和3年度から令和7年度までの間の財源不足額は、合計で約8億6千万円と見込まれており、不足する財源については財政調整基金からの繰入金により補てんすることで収支の均衡を図っています。財源不足額については、今後の社会経済情勢や制度改正等も踏まえ、各年度の予算編成を通じて精査することで、圧縮を図っていく必要があります。

本町の継続的な財源確保に向けた取組の基本的な方向性は、以下のとおりです。

※「令和3年度 中井町中期財政推計」（令和3年5月）より引用しています。

【財源不足・収支均衡のための基本的な方向性】

(1) 国・県支出金の最大限の活用

国における制度改正や、県補助金の見直し等の動向を注視するとともに、新規・既存事業ともに今後の事業展開を図る上で、国・県支出金の活用について検討し、可能な限り獲得に努めます。

(2) 収入未済金への対応の徹底

自主財源の根幹を成す町税及び各種使用料等については、引き続き最大限の徴収努力を尽くし、財源確保に努めます。

(3) 企業誘致施策による税収の確保

企業等から納付される法人町民税等については、本町の税収構造の中でも重要な部分を占めるものであることから、継続して取り組んでいるインターチェンジ周辺の土地利用も含め、積極的な企業誘致施策により、更なる税収確保を図ります。

(4) 町有財産の有効活用

ネーミングライツや広告料、未利用地の貸し付けや売却等、従来の手法に捉われず、積極的な自主財源の確保に努めていきます。

(5) 受益者負担の適正化

公共施設等の使用料については、維持管理コストや利用状況等から、定期的な検証を行うこととし、適正な料金設定を図ります。

(6) 既存事業の見直しの徹底

事務事業評価等を通じ、定期的に事業の必要性や費用対効果を検証することで、既存事業の整理・統合等による効率化を図り、歳出面での圧縮に努めます。

(7) 民間活力の活用

民間企業や大学等との包括連携協定等により、民間のノウハウを積極的に活用し、効果的な町の施策・事業展開を図るとともに、令和2年度に制度拡充された企業版ふるさと納税についても活用を図ります。

(8) IOT の利活用と DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

コロナ禍において、必要性がさらに高まっているデジタル化の推進について、国の動向や他団体の事例等も踏まえ、積極的な活用を図り、町民サービスの向上と併せ、庁内業務の効率化を図ります。

3-4 目標値の検討

公共施設等について、本町の将来負担の視点から公共施設等の総量を考察します。

基本的な考え方として、公共施設等を取り巻く状況下（公共施設等の老朽化、維持保全・管理費用の財源確保、公共施設サービスに対する住民ニーズの変化等）において、今後も公共サービスの水準を落とさずに公共施設等の維持管理・運営を行うとすれば、公共施設等の再編（集約・複合化、民間活用、廃止等）を検討しつつ、維持管理せざるを得ません。

なお、インフラ施設は、一般的に多くの町民生活にとって基盤となる施設であるため、縮減するのは困難とされ、馴染まないものです。そのため、本計画では建築物系公共施設を対象として、今後の総量の目安を検討しています。

対象期間（令和5年度から令和38年度までの34年間）における目標値の検討について、以下に示します。

なお、本設の目標値の設定については、次回見直しまでの間に一部施設において更新の方針があり、施設総量や維持管理・更新等費用見込みに変更が生じることが明らかなため、その見通しが立った時点で再設定することも想定します。

1) 県内外類似団体における公共施設保有量の比較

本町の建築物系公共施設保有量を比較する一指標として、人口一人当たりの公共施設延床面積と神奈川県内外の類似団体※との比較結果を次表に示します。

本町の人口一人当たりの公共施設延床面積は、3.81（㎡/人）であり、次表のとおり、県内の類似団体（人口規模）の比較では、3町のうち最も低く3番目となりますが、類似団体（地理的近隣町）の比較では、8町のうち下から4番目となります。

また、平成23年度時点の調査結果によると、全国981市区町村の人口一人当たりの公共施設延床面積の平均値は、3.42（㎡/人）とされており、本町の人口一人当たりの公共施設延床面積は、全国平均より若干多い数値となります。

※類似団体の区分は、市区町村の権能に応じて、指定都市、中核市、施行時特例市、一般市、特別区、町村に区分されます。さらに、一般市と町村は、人口と産業構造に応じて区分され、一般市は、人口5万人ごとに4区分、産業構造は4区分とし、「I-3」～「IV-0」の16類型に、町村は、人口5千人ごとに5区分、産業構造は3区分とし、「I-2」～「V-0」の15類型に区分されます。（総務省自治行政局資料より引用）

(町 村)

人 口	産業構造	Ⅱ次,Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次,Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 60%以上	Ⅲ次 60%未満	
以上	未満			
~	5,000	I-2	I-1	I-0
5,000	~ 10,000	Ⅱ-2	Ⅱ-1	Ⅱ-0
10,000	~ 15,000	Ⅲ-2	Ⅲ-1	Ⅲ-0
15,000	~ 20,000	Ⅳ-2	Ⅳ-1	Ⅳ-0
20,000	~	V-2	V-1	V-0

表 3-1 本町の住民一人当たりの公共施設延床面積と県内外の類似団体との比較（人口規模）

自治体名	団体類型	人口（人）	公共施設延床面積（㎡）	人口1人当たりの公共施設延床面積（㎡）	公共施設延床面積は、R4年度時点で各自治体ホームページより公表されている「公共施設等総合管理計画」の公共施設延床面積を引用しています。
中井町	Ⅱ-1	9,099	34,664	3.81	人口：住民基本台帳（R4年1月1日時点）、公共施設延床面積：R4年度時点
（茨城県）河内町	Ⅱ-1	7,866	39,790	5.06	人口：住民基本台帳（R4年4月1日時点）、公共施設延床面積：H27年度時点
（茨城県）五霞町	Ⅱ-1	7,922	34,628	4.37	人口：住民基本台帳（R4年4月1日時点）、公共施設延床面積：H28年度時点
（群馬県）下仁田町	Ⅱ-1	6,711	49,764	7.42	人口：住民基本台帳（R4年4月1日時点）、公共施設延床面積：R3年度時点
（山梨県）南部町	Ⅱ-1	7,240	68,489	9.46	人口：住民基本台帳（R4年4月1日時点）、公共施設延床面積：H26年度時点
（静岡県）川根本町	Ⅱ-1	6,172	84,172	13.64	人口：住民基本台帳（R4年4月1日時点）、公共施設延床面積：H27年度時点

※人口は、外国人を含みます。

※上記比較は、町村の人口規模5千人から1万人の間とするⅡ型を類似団体の条件とし、産業構造については考慮していません。

表 3-2 本町の住民一人当たりの公共施設延床面積と県内の類似団体との比較（地理的近隣町）

自治体名	団体類型	人口（人）	公共施設延床面積（㎡）	人口1人当たりの公共施設延床面積（㎡）	公共施設延床面積は、R4年度時点で各自治体ホームページより公表されている「公共施設等総合管理計画」の公共施設延床面積を引用しています。
中井町	Ⅱ-1	9,099	34,664	3.81	人口：住民基本台帳（R4年1月1日時点）、公共施設延床面積：R4年度時点
大井町	Ⅳ-2	17,351	52,250	3.01	人口：住民基本台帳（R4年1月1日時点）、公共施設延床面積：H26年度時点
松田町	Ⅲ-2	10,756	50,746	4.72	人口：住民基本台帳（R4年1月1日時点）、公共施設延床面積：R3年度時点
山北町	Ⅱ-2	9,783	52,919	5.41	人口：住民基本台帳（R4年1月1日時点）、公共施設延床面積：R2年度時点
開成町	Ⅳ-2	18,386	45,508	2.48	人口：住民基本台帳（R4年1月1日時点）、公共施設延床面積：R2年度時点
箱根町	Ⅲ-2	11,032	110,619	10.03	人口：住民基本台帳（R4年1月1日時点）、公共施設延床面積：R4年度時点
真鶴町	Ⅱ-2	6,984	40,501	5.80	人口：住民基本台帳（R4年1月1日時点）、公共施設延床面積：H28年度時点
湯河原町	Ⅴ-2	24,151	71,139	2.95	人口：住民基本台帳（R4年1月1日時点）、公共施設延床面積：R3年度時点

※人口は、外国人を含みます。

※上記比較は、地理的に近隣の町を条件とし、神奈川県足柄上郡及び足柄下郡の8町を選定しています。

2) 将来人口に見合った建築物系公共施設の総量の試算

現状の町民1人当たりの建築物系公共施設の延床面積は、

(現在の建築物系公共施設の総延床面積約 34,664 m²) ÷

(令和4年1月1日現在人口※9,099人) ≒ 3.81 m²/人

となります。今後も現状の建築物系公共施設の保有量を維持すると仮定した場合、前章の「2-2 総人口についての今後の見通し」で示すとおり、計画期間である令和38年度までに最も近い将来人口推計値は、令和37年度に4,918人と推計されていることから、令和37年度での総延床面積は、

3.81 m²/人 × 4,918人 = 18,737.58 m²

となります。現状の建築物系公共施設の総延床面積の約34,664 m²に対し、令和37年度では約15,926 m²が過剰と仮定されることとなります。この数値は、現状の建築物系公共施設の総延床面積の約46%に相当します。

一方、縮減せずにそのまま維持した場合は、

(現在の建築物系公共施設の総延床面積約 34,664 m²) ÷ (令和37年度推計人口 4,918人) ≒ 7.05 m²/人

町民1人当たりの延床面積は約7.05 m²/人となり、将来的に建築物系公共施設にかかる町民1人当たりの負担が約2倍弱増加することとなります。また、上記試算はインフラ施設を含めていない試算であるため、さらに町民1人当たりの公共施設等に対する負担が増加する状況が見込まれます。

※神奈川県ポータルサイト公表の住民基本台帳人口（外国人を含む）を引用しています。

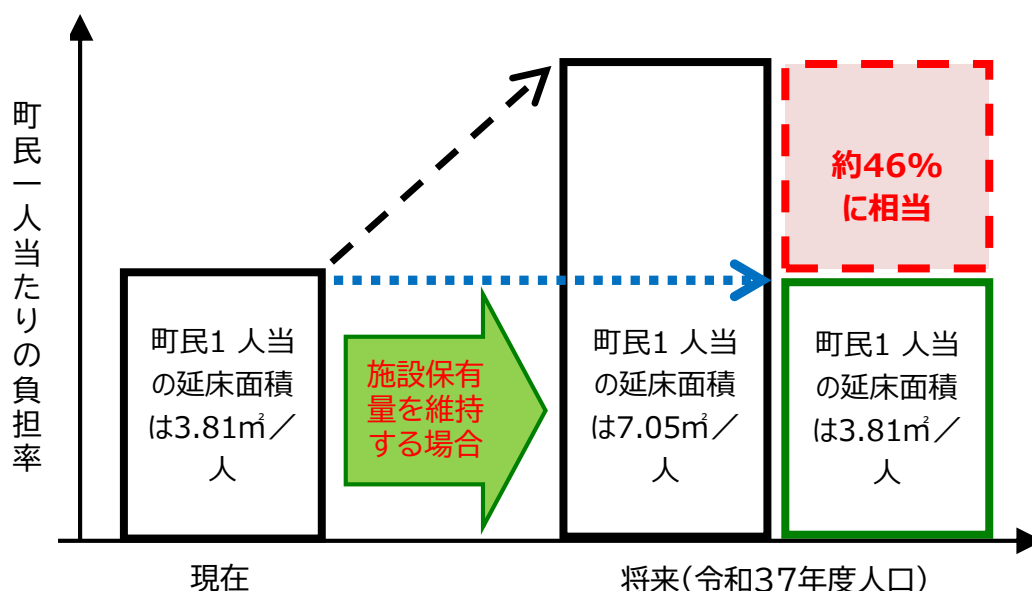


図 3-4 将来の建築物系公共施設保有量の負担イメージ（現在人口と将来人口推計値との比較）

上記で試算した「町民一人当たりの延床面積」を目標値とした場合、現在の施設保有量の約半分を削減しなければなりません。本町の建築物系公共施設については、余剰施設や機能面

で重複する施設は限られていることから、目標達成にあたり現実的ではないため、この試算は目標値としては採用しないこととします。

3) 維持管理・更新等費用見込みに見合った建築物系公共施設の総量の試算

今後も現状の建築物系公共施設の施設保有量を維持すると仮定した場合、前章の「2-4 公共施設等の修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等」で示すとおり、計画期間による令和38年度までの更新等費用見込み額は、施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みの試算額が約128.6億円、年平均で約3.8億円となり、一方、個別施設計画に基づき、長寿命化対策等を反映した場合の見込みの試算額は、約116.8億円、年平均で約3.4億円となります。また、建築物系公共施設の維持管理・運営費として、年平均で約1.4億円が試算（表2-8を参照）されます。

そのため、建築物系公共施設の維持管理・更新等費用の見込みとして、今後も現状と同様の維持保全・管理運営を行っていくと仮定すれば、管理・運営費を含む、今後の充当可能財源とされる年平均約3.7億円（表2-7を参照）を下限とし、また、建築物系公共施設の長寿命化対策等を反映した場合の更新等費用見込み額と維持管理・更新等費用の合計額は、年平均で約4.8億円であることから、差額による不足額は、約1.1億円となります。この数値は、建築物系公共施設の長寿命化対策等を反映した場合の維持管理・更新等費用見込み額の年平均の約22%に相当します。

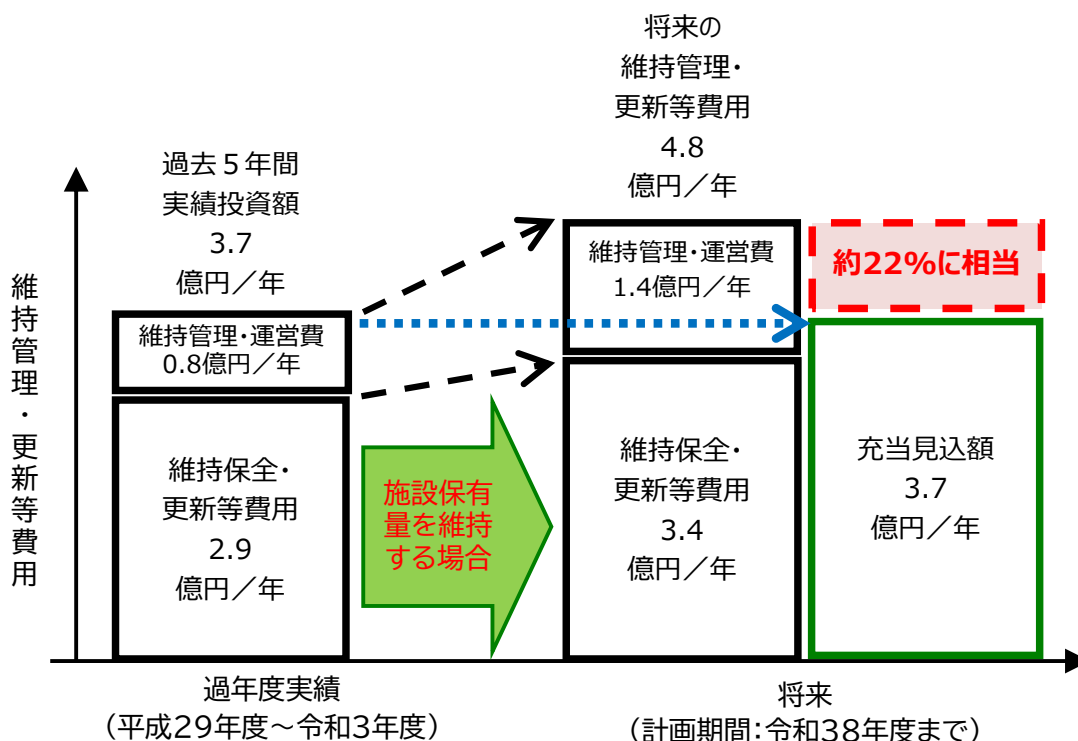


図 3-5 将来の公共施設保有量の負担イメージ（維持管理・更新等費用の試算による比較）

本節の試算では、建築物系公共施設の長寿命化対策等を反映した場合の更新等費用見込み額に対して財源見込み額は不足すると試算されるため、将来負担を見据えて公共施設等の維持管理・保全に関わる費用収支の対策及びバランスを図っていく必要があります。

上記の試算より、本町では、計画期間までの令和38年度までの34年間で建築物系公共施設の更新等費用見込み額について、維持管理・更新等費用見込みに見合った建築物系公共施設の総量の試算に相当する約22%を縮減目標とします。

縮減目標を達成するために、公共施設等の長寿命化を図り、維持管理・運営費用の縮減とともに、資産売却、貸付等による有効活用、施設整備を平準化するための基金の設置、利用料金の増額等の財源確保を検討、実施し、建築物系公共施設の総量とコスト収支のバランスの確保を図っていきます。

また、目標値については、公共施設等の老朽化や利用等状況、今後の財政状況、まちづくりに伴う政策、町人口や社会経済動向に注視し、整合性をもたせるとともに、計画改訂ごとに負担指標等を検証し、見直しを図るものとします。

3-5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

前節の公共施設等マネジメントの基本コンセプトを念頭に、公共施設等の管理に関する基本的な考え方について、以下に整理します。

なお、各施設の個別施設計画については、本計画における方針と整合することとします。

1) 点検・診断等の実施方針

(1) 建築物系公共施設

建築物系公共施設では、大規模修繕の目安である築後30年以上となる施設の延床面積が現状で約77%を占め、さらに10年後には約96%を占めるため、建築物や設備の老朽化にともなう機能の損失を未然に防止することが急務となっています。

建築物の点検を含む維持管理については、建築基準法第12条及び関係法令・公示等において定期点検・法定点検が義務付けられる建築物の用途や規模等が規定されています。そのため、建築物の損傷及び故障の発生にともない修繕・更新等を行う「事後保全」又は日常的・定期的な点検や診断により機能低下の兆候を検出し、事前に使用不可能な状態が生じることを避けるために行う「予防保全」を個々の施設状況に応じて使い分け、計画的な保全を図ります。

建築物は、数多くの部位・部材や設備機器等の様々な部品により構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。それらの部位・部材、設備は使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行にともない本来の機能を低下させていきます。そのため、建築物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建築物の劣化及び機能低下を防ぎます。今後も維持管理の対象となる公共施設等は、専門家・有資格者による定期点検・法定点検や町職員による日常点検・自主点検（施設管理者が自主的に行う点検）を組み合わせることで実施することにより、建築物や設備の機能維持を図ります。また、自主点検では、点検対象となる部位や手法について整理した「自主点検マニュアル」の整備を検討し、専門的な知識の無い施設管理者でも容易に実行が可能となる合理的な維持管理を目指します。

また、保守点検後の整備に向けて、劣化状況の実態を正確に把握し、その履歴を記録・蓄積し、点検範囲及び箇所、周期を明確にしておくことで、今後の修繕・更新等の計画検討、実施対応に活用していきます。

診断は、施設の老朽化状況について、現況把握とその対処・検討のため、専門家・有資格者により安全性、耐久性、不具合性及び適法性を最低限必要な項目として調査されます。次表の公共施設等の診断対象となる評価項目に示されるように、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目については、簡易診断の実施を検討します。耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断等の過年度の診断結果があるものはそのデータを利用し、経年劣化状況を把握するため、今後も定期的な実施により、その記録を集積・蓄積し、計画的な維持保全に活用していきます。

点検・診断や劣化状況調査の結果、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や修繕・更新等の優先度を踏まえ、早期に対応策を検討し、安全性の確保を図ります。

表 3-3 施設診断における表評価項目一覧の例

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性(耐災害)、建築物の耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建築物部位(構造・外装等)の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位(構造・仕上・付帯設備・建築設備)の不具合性
d.	快適性	・施設快適性(室内環境・設備)、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性(省エネ、有害物質除去等)
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン(バリアフリー化)
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性(敷地面積、建築面積等)
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

(2) インフラ施設

インフラ施設の利用状況・設置状況により、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。現状では、インフラ施設の寿命を精緻に評価することは難しく、このため定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、その状態や対策履歴等の情報を記録し、データベース化するとともに、次期点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を推進します。このサイクルを通じた、インフラ施設に求められる適切な性能をより長期間保持するための施設個別の長寿命化計画等を作成し、構造物等の維持管理を効率的・効果的に進めていきます。

また、点検・診断や補修等について、新技術の導入等も含め、分野毎、メンテナンスサイクルの段階毎の技術動向を調査するとともに、施設の管理形態についても、指定管理者制度[※]や業務委託のほか、施設整備や運営を一体的に民間事業者[※]に委ねることで公共施設等の整備事業に様々なノウハウを導入することにより行政サービスの向上が期待できるPFI手法等を積極的に検討していきます。これらの検討により、インフラ施設について、町民サービスの維持・向上と維持管理の効率的・効果的に実施することによるコスト負担の軽減を図ります。

※指定管理者制度：平成15年の地方自治法の改正にともない、管理委託制度に代わって新設された制度で、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービス向上や経費削減等を図ることを目的とした制度をいいます。

2) 維持管理・更新等の実施方針

(1) 建築物系公共施設

建築物系公共施設では、建築基準法第8条において、全ての建築物の所有者等による建築物の維持管理の努力義務が規定されています。そのため、修繕・更新等周期及び前述の点検・診断結果を考慮し、適切な時期に予防保全を推進する上で重要となる屋根・屋上、外壁、設備等の修繕を実施することにより、建築物の耐久性の向上や機能の維持に努めます。

また、民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、無駄なコストの発生を抑制しつつ、効率的な施設の運営や公共サービスの維持・向上を図ります。

施設の更新（建替え）等にあたっては、人口動向や町民ニーズ、周辺施設及び類似施設の立地状況等を考慮し、適正な規模を検討するとともに、施設の集約化、複合化、民間施設の活用、廃止等の施設再編・再配置を検討し、効率的かつ適切な施設配置を目指します。また、バリアフリーや省エネルギー、環境への配慮、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、更新が必要な施設については、その必要性等を十分に見極めた中で検討することとします。

(2) インフラ施設

インフラ施設は、町民の社会生活の基盤となる施設であり、その総量の縮減は困難と考えられます。厳しい財政状況下で、その総量を縮減することが困難なインフラ施設を維持していくためには、安全性と経済性を同時に考慮し、事故の未然防止を図りつつ、中長期的なライフサイクルコストの縮減により、財政負担の軽減や予算の平準化を図る必要があります。

そのため、インフラ施設の長寿命化を図りつつ、計画的・効果的な維持管理を行い、大規模修繕や更新をできるだけ回避するとともに、損傷が軽微である早期の段階で予防的修繕等を実施し、機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入することにより、維持管理・更新等のライフサイクルコストを縮減させます。また、修繕工事を計画的に分散させることにより、費用負担の平準化を図ります。

また、維持管理費用は、管理水準や採用する構造・技術等によって変化します。新設・更新時には、施設メンテナンスが容易かつ確実に実施可能な構造を採用し、維持管理費用の縮減に努めるとともに、各施設の特性を考慮する等、合理的な対策を選択することを推進します。

さらに、前述のデータベース化により損傷状況や修繕履歴等を的確に把握し、各施設の保全方針や個別施設計画に沿って、整備の優先順位を明確化し、計画的かつ効率的・効果的な維持管理及び修繕・更新等を図ります。

3) 安全確保の実施方針

(1) 建築物系公共施設

町民が常に安全かつ安心して施設利用するため、適切な点検・診断による維持保全を行い、突発的な不具合による利用停止等の防止を図ります。また、万一の事故・災害に遭遇した時に、損害を最小限にとどめ迅速に復旧する体制を、平時から整えるための備えは、施設管理者にとって

最も重要なことです。そのため、「事故対応マニュアル」の作成を検討し、即時の安全管理対応が可能となる体制づくりを推進していきます。

施設の安全性に対して、高い危険性が認められる建築物系公共施設は、供用廃止という視点から施設を評価します。特に重要な評価項目は、敷地、構造及び外部仕様、火災、生活環境の安全性になります。本町では、これら高度な危険性が認められる項目について評価し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って速やかに安全確保の対策を検討します。

また、危険性が認められ、今後利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮の上、総合的な判断により供用廃止、解体及び撤去等を検討する等、町民の安全性の確保を図ります。

(2) インフラ施設

点検・診断や劣化状況調査の結果、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を見据え、更新・改修・解体等を検討し、安全性の確保を図ります。

基本的には従来の事後保全型から予防保全型の維持管理を導入し、計画的・効果的な維持管理を行い、事故の未然防止を図ることで、施設の安全性確保並びに長寿命化を推進していきます。

また、前述のデータベース化により損傷状況や修繕履歴等を的確に把握し、各長寿命化計画・維持保全計画の方針に沿って、整備の優先順位を明確化し、計画的かつ効率的・効果的な維持管理及び修繕・更新等を図ります。

4) 耐震化の実施方針

「中井町耐震改修促進計画」(平成29年3月改定)に基づき、耐震化による安全性の向上を以下のとおり、計画的に促進していきます。

(1) 建築物系公共施設

耐震化について、本町の建築物系公共施設の新耐震基準への対応は、おおむね終了していますが耐震問題は、基準に適合できればよいというものではありません。耐震化未実施の施設(図2-3参照)のうち、耐震化が必要であり、今後も継続して保有していく施設については、耐震化を推進していきます。

また、次図で示されるように、大規模な地震では天井材や外壁(外装材)等の崩落による人的被害の事例も多く、非構造部材の耐震対策の重要性・安全性の確保が課題となっています。本町においても、施設所管課による定期的・継続的な点検を行い、危険個所の発見と早期処置により、震災時の非構造部材による被害の防止を図ります。

天井材の脱落



外壁（外装材）の脱落



図 3-6 非構造部材の被害事例

※「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）（平成 27 年 3 月文部科学省）」より引用しています。

（2）インフラ施設

インフラ施設は、町民の社会生活の基盤となる施設であり、災害時には、復旧・復興に大きく影響するものです。利用者の安全性の確保や安定した供給が行われることが極めて重要となるため、耐震化状況、点検・診断や劣化状況調査の結果、耐震性に危険な兆候が認められた施設や設備については、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮の上、優先度に応じた計画的な耐震対策（耐震補強等）を推進し、免震・制震の考え方も含めた設備を検討していきます。

5）長寿命化の実施方針

（1）建築物系公共施設

建築物系公共施設の総量を縮減したとしても、一時期に、集中的に修繕・更新等費用が発生する状況では、持続可能な財政運営は困難といえます。そのため、施設の長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを縮減するとともに、中長期的な視点から将来の修繕・改修等工事の計画的な分散により、費用負担の平準化を図ります。

次図に施設の長寿命化対策によるライフサイクルコストの縮減イメージを示します。長寿命化対策として、施設の損傷や設備故障の発生後に修繕を行う事後保全から点検結果を考慮した改修を計画的に実施する予防保全への移行により、施設の経年劣化の進行を遅らせ、施設機能を長期間にわたり保持していくことで、施設のライフサイクルとしての維持管理費用の抑制及び平準化を目指します。特に、これから大規模改修等が必要と見込まれている施設は、長寿命化や機能向上を併せて実施することで、施設利用者の安全性確保、長期的な維持管理費用の縮減、機能及び利便性の向上を図ります。

(2) インフラ施設

施設を長期的かつ安全に使用し続けるため、事後保全型の維持管理だけでなく、予防保全型の維持管理を導入します。各施設の特性や緊急性、重要性により、施設の長寿命化を進め、計画的・効果的な維持管理を行い、事故の未然防止を図ることで、安全・安心に可能な限り長く使うことで、機能の維持と更新費用の抑制に努めます。既に個別施設計画が策定されている施設については、定期的な見直し・評価を行いながら、各計画を進捗させていきます。

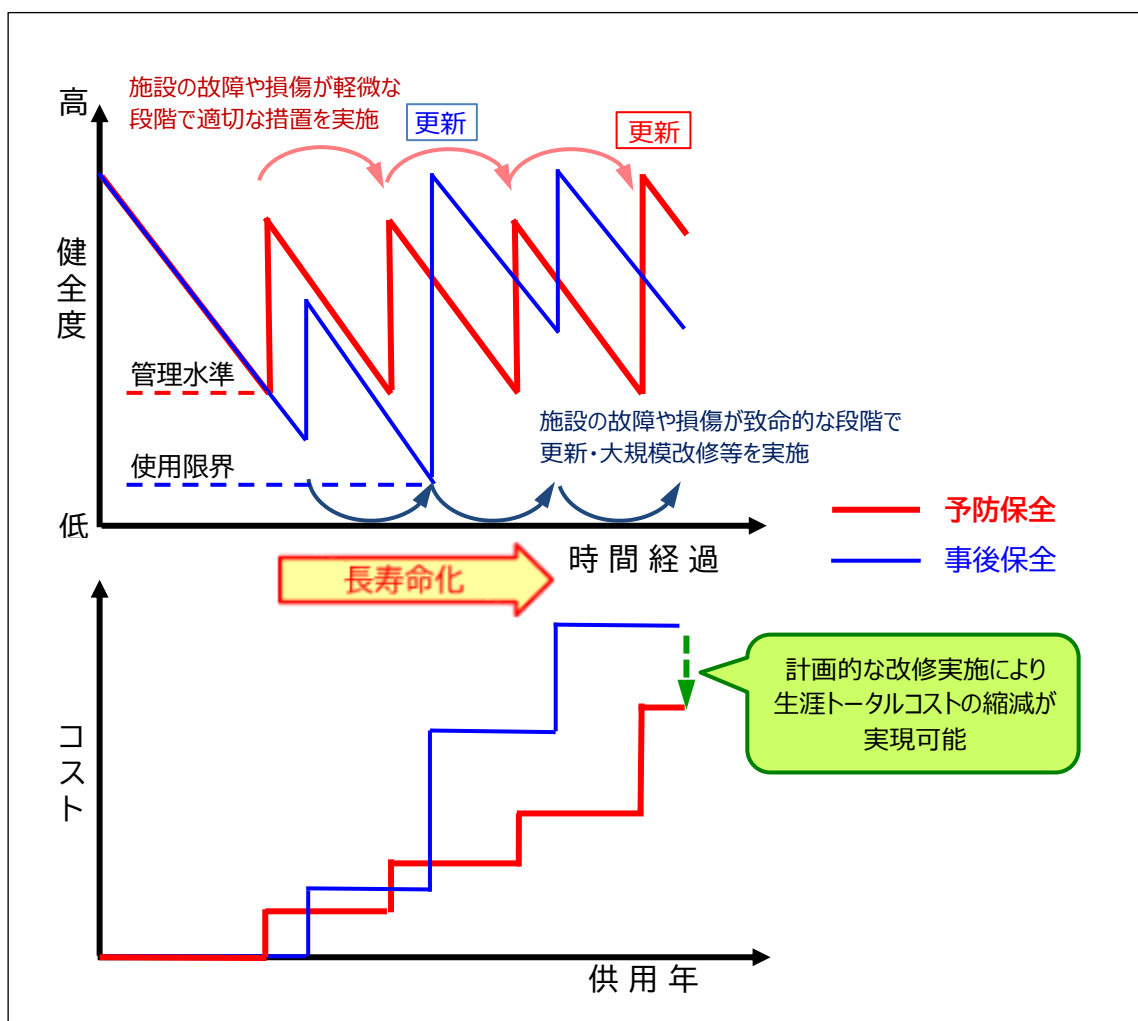


図 3-7 施設の長寿命化とライフサイクルコスト（イメージ）

6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

(1) 建築物系公共施設

建築物系公共施設の長寿命化改修又は更新（建替え）の際には、障がい者や高齢者、外国人等の誰にでもやさしく利用しやすいユニバーサルデザイン*に配慮した利便性の向上による機能の充実を促進します。

特に、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 ユニバーサルデザイン

2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方に基づき、既存施設についても、駐車場、階段、スロープ、エレベーター、トイレ・浴室、手すり、触覚情報サイン、非常誘導灯、公衆無線LAN(Wi-Fi)等のユニバーサルデザイン化(バリアフリー化)に対応するための施設整備を検討していきます。

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異や障がいの有無・能力の如何に関わらず、利用しやすい施設・製品・情報等の設計(デザイン)を指します。

(2) インフラ施設

インフラ施設においても、防災・減災機能の強化、環境への配慮等、多様化する市民ニーズへの柔軟かつ適切な対応として、長寿命化改修又は更新時には、障がい者や高齢者、外国人観光客等、誰にでもやさしく利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した利便性の向上による機能の充実を促進します。

公共施設同様に、ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方に基づき、移動空間としての利便性向上として、階段、エレベーター、スロープ、触覚情報サイン、非常誘導灯、憩いの空間形成、悪天候時へ配慮した造り、公衆無線LAN(Wi-Fi)等のユニバーサルデザイン化(バリアフリー化)に対応するための施設整備を検討していきます。

7) 脱炭素化の推進方針

(1) 建築物系公共施設

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」(令和3年10月閣議決定)の改訂を踏まえ、地方公共団体には地球温暖化対策における低炭素化社会、カーボンニュートラルの実現に向けた施策の率先的な推進が求められています。

公共施設等においても建築物の省エネルギー化に向けて、計画的な実施が望まれています。具体的には、太陽光発電の導入、建築物におけるZEB*の適用、省エネルギーを可能とする素材・設備の導入による改修、LED照明の導入等、国の基準に適合させた取組みとして、事業債の活用も併せて、導入の検討をしていきます。

※ZEB(Net Zero Energy Building)：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に低減した建築物を指します。

(2) インフラ施設

公共施設同様に、インフラ施設についても省エネルギー化に向けて、太陽光発電の導入や省エネルギーを可能とする素材・設備の導入による改修等、計画的な実施を検討していきます。

8) 統合や廃止の推進方針

(1) 建築物系公共施設

建築物系公共施設では、今後の人口動向や財政状況等を見据え、施設の最適化を検討していきます。

検討に際し、施設の利用状況や運営状況、費用の状況、地理的条件、まちづくりの視点等の様々な観点により検討することが必要となります。町民の意向も考慮しつつ、個々の施設に対し、町民の施設利用度及び建築物性能の2つの視点による評価に加え、まちづくりの視点、設置根拠や施設の目的や必要性（内部価値）、防災的な視点も考慮した総合的な評価を検討し、施設の最適化を方向付けることが重要です。図 3-8 に建築物系公共施設に係る統廃合及び再編・再配置の検討イメージにおけるポートフォリオ^{*}を示します。

また、再編・再配置を計画する場合は、新規整備だけではなく、機能転換や集約化、複合化等による既存施設の有効活用等を図ることも含め、町民へのサービス水準を維持しつつ、公共施設として最適化を目指します。耐用年数を超過した施設や、当初設置された目的以外の用途で利用されている施設については、施設の集約化、複合化、民間施設の活用、統合・廃止、管理運営主体の変更等、今後の活用の方向性について、町民協働のもと、検討していきます。図 3-9 に建築物系公共施設に係る再編方策パターンを示します。施設の稼働率及び費用対効果を考慮し、町民ニーズの多様化に対応した施設として、複合化・多機能化を推進し、新たな行政サービスの場の提供を検討していきます。

施設の更新（建替え）については、スケルトン・インフィル方式による建設等の時代の変化に対応可能な手法や、防災機能及び環境負荷低減の取組みとして再生可能エネルギーの導入を検討します。さらに、同規模の施設を整備するのではなく、必要性の高い機能を提供する規模を基本とした施設総量の縮減や規模縮小の検討、建設に要する投資的経費に加え、管理運営等に要する経常的経費を試算し、更新（建替え）の是非についての議論を深めます。

また、個別施設計画に基づき、多様化するソフト施策への対応、バリアフリー化や省エネルギー化等による建築物系公共施設としての機能向上等の整備需要も盛り込み、優先順位を設定しながら、施設全体の長寿命化が効率的・効果的に実施できる計画の策定に向け検討していきます。

供用廃止施設や今後利用する見込みのない施設は、周辺環境への影響を考慮の上、解体や撤去等を検討・実施し、安全性の確保を図ります。

^{*}ポートフォリオ（分析）：顧客満足度調査等で用いられる分析手法の一つで、製品やサービスの満足度と期待度を2次元のグラフの中に配置することにより、製品やサービスの優先的改善項目を明らかにする分析手法等を利用することが考えられる。

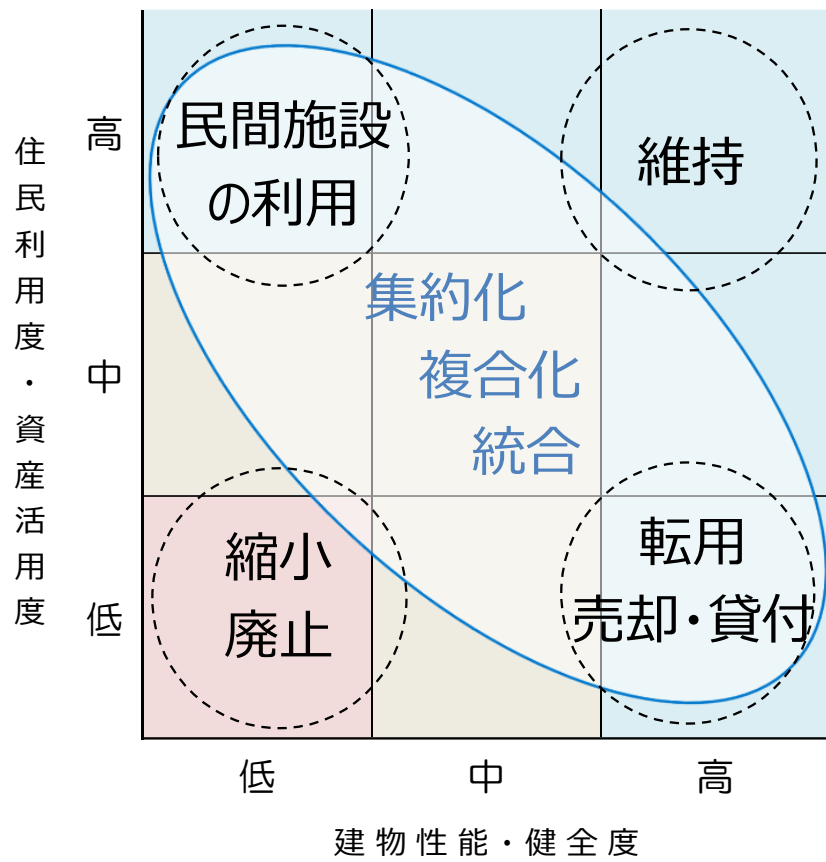


図 3-8 建築物系公共施設に係る統廃合及び再編・再配置の検討イメージ

方策	内容	再編・再配置イメージ	
		(現状)	(将来)
集約化	<ul style="list-style-type: none"> 同一機能の複数施設をより少ない施設規模や数になるよう一施設に集める。 施設の稼働状況や全体業務の効率を踏まえて必要な機能を集めることが望ましい。 	<p>施設① A → 施設①' A (集約化) 施設② A → 施設②' (余剰資産) → 施設② (用途変更、売却、跡地活用等)</p>	
複合化	<ul style="list-style-type: none"> 余剰・余裕スペース等を活用し、建替え等にともない、同一建築物に異なる機能の施設と複合的に整備する。 敷地の規模や立地等を踏まえて必要な機能を複合化する。 	<p>施設① A → 施設①' A (建替え) → 施設①' A 施設②' B (複合化) 施設② B → 施設③' (余剰資産) → 施設③ (用途変更、売却、跡地活用等)</p>	
転用	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の転用可能な余剰部分に施設の改修を施して、異なる機能を導入する。 施設の稼働状況の低下や空きスペースの増加を踏まえ、用途を転用する。 	<p>施設① A → 施設①' A 施設②' B (用途転用)</p>	
施設規模の縮小 (減築)	<ul style="list-style-type: none"> 機能を維持しながら、建築物の余剰スペースを除却して全体の延床面積を縮減する。 施設の稼働状況の低下や空きスペースの増加、他施設への用途転用が困難な場合等に減築する。 	<p>施設① A → 施設①' A (建築物の一部を解体) → 施設①' A (減築)</p>	
民間施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の民間施設を借り上げて、公共サービスを提供する。 該当する公共サービスを民間施設で提供可能な場合等に活用する。 	<p>町 ← 借上料 (民間) → 施設① (民間資産) (入居・施設運営) 民間 (維持保全) ← 賃貸 (町)</p>	

方策	内容	再編・再配置イメージ	
		(現状)	(将来)
実施主体や管理運営主体の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・余剰スペースを民間等へ貸付し、貸付料収入を得る。 ・事業の実施主体や管理運営主体を民間へ変更する。 ・利用率の低い公有資産の有効活用等のため、民間資金、経営能力、技術的能力を活用する。 		
広域的な相互利用/広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体と共同で施設を管理運営し、公共サービスを提供する。 ・施設の機能、配置状況等を踏まえ、利用圏域が広域かつ施設の管理運営が可能な場合等に活用する。 		
廃止 (売却/譲渡/ 跡地活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産等の未利用施設等を廃止し、譲渡、売却、跡地活用等をする。 ・集約化、複合化、町民ニーズの変化等により不要となった建築物の有効活用のため、民間や地区の活力を活用する。 		

図 3-9 建築物系公共施設に係る再編方策パターン

(2) インフラ施設

インフラ施設は、町民の社会生活の基盤となる施設であり、統合や廃止は馴染まないものです。今後の人口動向や社会経済情勢の変化により、インフラに求められる町民ニーズや機能が変化していくものと考えられるため、それらの利用需要に基づき、インフラ施設の適正な規模と配置を図ります。

中井町都市マスタープラン等のまちづくりの観点も含めて、基本的には予防保全型の維持管理を導入し、計画的・効果的な維持管理を行い、適切な整備を行うことで、施設の安全性の確保と長寿命化を図ります。

また、厳しい財政状況下で、その総量を縮減することが困難なインフラ施設を維持していくためには、中長期的なライフサイクルコストの縮減により、財政負担の軽減や予算の平準化を図る必要があります。

9) 地方公会計（固定資産台帳）の活用方針

(1) 建築物系公共施設及びインフラ施設

今後も少子高齢化の進行や社会情勢の変化等、自治体経営環境の大きな変化が見込まれる中で、地方公会計制度改革との連携を通じ、持続可能な公共施設マネジメントの推進に努めていきます。

また、公共施設単位ごとの財務書類（貸借対照表・バランスシート等）データと連動させ、特に、固定資産台帳による情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用が可能なほか、事業用・施設別のセグメント分析を行うことにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を行っていきます。

これら詳細な施設別のコスト情報・資産情報を活用し、適宜、町民への情報提供に努めていきます。

10) 保有する財産（未利用財産等の）の活用や処分に関する基本方針

(1) 建築物系公共施設及びインフラ施設

人口動向や社会経済情勢により、公共施設等に対する町民ニーズが変化しています。このため、公共施設等の中には機能や配置が適していない施設や、利用状況及び効果が低い施設が考えられます。このような公共施設等について、機能・用途・利用形態等を見直しと併せて、ライフサイクルコストの縮減を推進し、公共施設等の効率化を図っていきます。

また、これら見直しを行っても改善が見られない建築物系公共施設は、複合化・多機能化又は他用途への転用等が考えられます。また、有効的な活用策がない場合には、施設の売却を検討又は施設解体撤去のうえ、用地売却し、その収入を他施設の建替え及び大規模改修の際の財源に充てる等、遊休資産の適切な活用と処分を検討します。

また、受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料の見直しについても検討します。使用

料・手数料は、受益者からその「公共サービスの対価」として経済的負担を求めるものであり、給付と負担との間に対価関係が生じます。そのため、公共施設等を利用する者と利用しない者の公平性を確保する点から、適正な負担額や財源確保の手段としての活用を検討していきます。

1 1) 広域連携

(1) 建築物系公共施設及びインフラ施設

町民の日常的な生活圏が広がりを持つ中で、医療・消防・スポーツ・観光等に対する広域的な連携の必要性が高まっています。本町においても、既存の枠組みにとらわれず、行政サービスの更なる充実、引き続き地域の活性化や町民の利便性・満足度の向上を目指していく必要があります。

一つの自治体が全ての公共施設等を保有するという、いわゆるワンセット主義の考えから脱却を図り、広域利用が可能な施設については、近隣自治体との共同利用を図ることで施設の効率化に繋がると考えられます。そのため、近隣自治体及び関係機関と公共施設等の広域連携の推進について検討していきます。

本町では、神奈川県西部広域行政協議会※による防災協定、職員研修、スポーツ施設等の広域利用等の広域行政を推進しています。斎場・ごみ処理・救急医療等の単自治体では対応しきれない事務・事業の広域的な連携について、なお一層、推進していく必要があります。

※神奈川県西部広域行政協議会：県西地域2市8町（小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・真鶴町・湯河原町・箱根町）及び神奈川県で構成し、基礎自治体を取り巻く諸状況の変化への的確な対応及び高度化する広域的課題の確かな解決策について、共同して調査及び研究するとともに、将来の地域の一体化を志向した取組みを推進することを目的として平成22年4月に設立された協議会を指します。

1 2) 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

(1) 建築物系公共施設及びインフラ施設

東日本大震災を契機に、地域の防災拠点として公共施設等が果たす役割が改めて認識されました。特に、防災拠点となる庁舎、消防署や避難所となる学校施設等、発災直後から被災者を受け入れなければならない公共施設等については、電気・水道等のライフラインの確保が課題となっています。

本町は、「中井町地域防災計画」（令和4年3月改定）を策定しており、町民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、防災対策を総合的かつ計画的に実施しています。大規模改修や建替えの際には、これら地域防災計画を踏まえ、耐震性に加え、発電設備や給水設備等の災害対策機能の強化を考慮するものとします。

1 3) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(1) 全庁的な取組体制の構築

公共施設等マネジメントの取組み推進にあたっては、「全体最適化」の視点で、公共施設等の維持管理・運営を組織横断的な連携による幅広い観点から検討するため、行政内部において、総合管理計画等に関する庁内検討委員会を設置し、全庁的な推進体制をもって認識の共有を図り、施設の有効活用や全体最適化を効果的に推進していきます。

公共施設等マネジメントの取組みを推進するために、公共施設管理部門が各施設所管課との連携・調整により、各公共施設等の老朽化状況、稼働状況及び管理・運営費用等の情報を一元管理し、公共施設等マネジメントを統括します。技術的な知識をもとに大規模改修及び長寿命化対策の実施、予算及び中長期財政計画等を担当する財政部門と情報を共有し、連携を強化することを推進します。さらに、公共施設等の統廃合及び再編・再配置について、今後の方向性や取組みの重要性を町民に周知し、進行管理と併せて、施策の実効性を高めていきます。

公共施設等マネジメント推進体制を次図に示します。

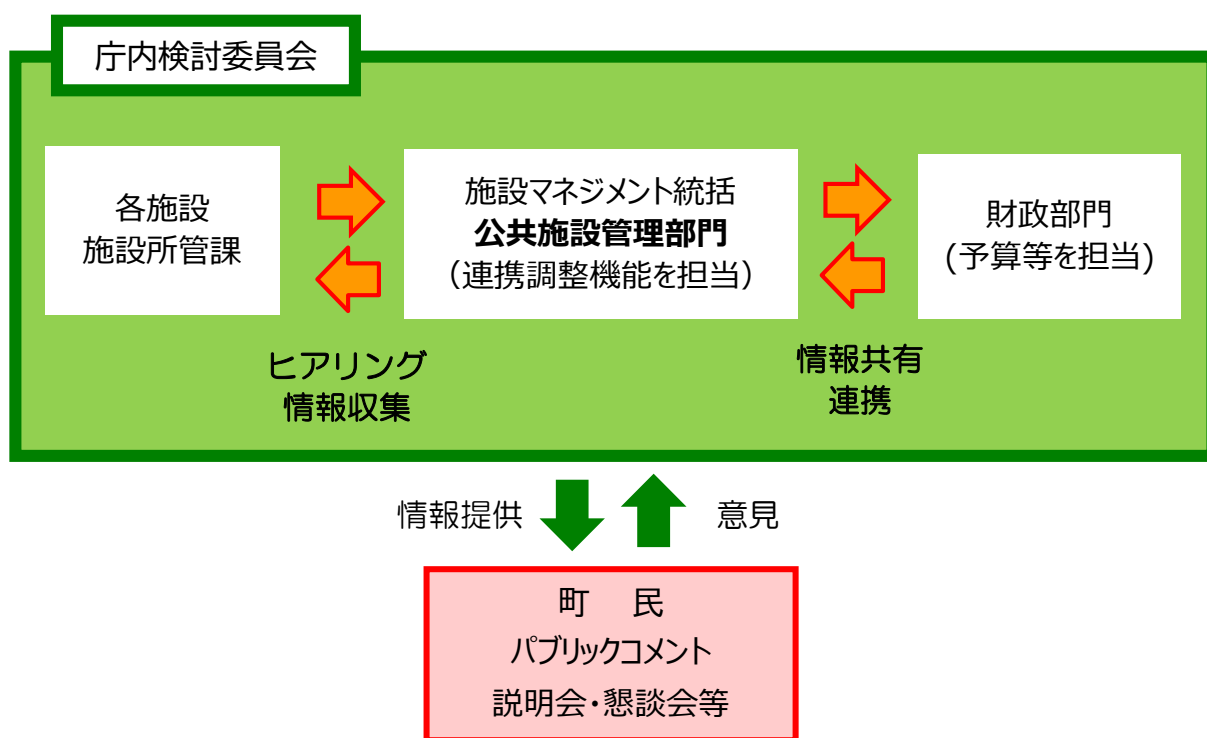


図 3-10 公共施設等マネジメント推進体制

(2) 庁内におけるマネジメント意識の醸成

公共施設等マネジメントの取組みの推進にあたっては、全職員への意識啓発及び認識を共有する全庁的な取組みが必要となります。そのため、公共施設等の諸課題に対する技術的、事務的両面のスキルが必要となり、人材強化策として業務対応のマニュアル化や研修を行い、公共施設等マネジメントの取組みに関する職員の意識の醸成及び啓発に努めていきます。

(3) 民間事業者との連携

本町では、施設の管理において、町民ニーズの多様化に民間事業者等のノウハウを活用し、利用者の利便性向上を図ってきました。今後も、より効率的・効果的なサービスを提供することを目的に、指定管理者制度の導入を推進します。中井中央公園では既に導入していますが、今後も民間活力の導入による効果が期待できる施設については、指定管理者制度のほか、ESCO 事業^{※1}、PPP^{※2}やPFIの活用等を検討し、事業の効率化や町民サービスの向上を図ります。

※1 ESCO 事業：省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の利益と地球環境の保全に貢献するビジネスを指し、省エネルギー効果の保証等により顧客の省エネルギー効果の一部を報酬として受取ることができず。

※2 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）の略称で、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念として、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法を指します。指定管理者制度やPFIも含まれます。

(4) 議会や町民との情報共有

公共施設等マネジメントは、町づくりのあり方につながる重要な方針となるため、議会や町民へ十分な情報提供や意見交換を行い、進めていきます。

また、公共施設等マネジメントの取組みに関する情報及び計画は、適宜、広報誌やホームページ等により公開します。

平成27年度に実施した「まちづくり町民アンケート調査の結果（今後の公共サービスのあり方の考え）」で上位を占めた「個人や地域でやるべきことは自分たちでやるため、公共サービスの向上よりも、住民の税負担を減らしてほしい」、「住民自身のボランティア活動等により財源不足を補い、公共サービスを維持・向上してほしい」という意見をもとに、町民との協働や町民参加の仕組みづくりを今後も検討していきます。

3-6 PDCA サイクルの推進方針（フォローアップ）

本計画を着実に進めていくため、次図に示すようなスパイラルアップのPDCA サイクルによるフォローアップの実施が望まれます。

「PLAN（計画）」では、上位・関連計画と整合付けながら計画の策定や更新・見直しを行い、「DO（実施）」では、本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果情報のデータベースへの蓄積や更新管理、施設の修繕・更新等工事、公共施設等マネジメント全般の取組みを庁内横断的に実施します。また、その後の「CHECK（評価・検証）」として、施設毎の維持管理・運営費用や利用状況、劣化状況等を整理したデータベース（「公共施設カルテ」等）を活用することにより継続的に施設の実態を把握し、定期的な評価・検証を行います。「ACTION（改善）」では、評価・検証により得られた結果・判定から改善策を検討し、実施します。例として、施設の老朽化や機能低下が顕著に認められた場合は、予算と計画に基づく修繕・更新等工事を実施することになります。また、利用者数の減少等が顕著に認められた場合は、統廃合及び再編・再配置を検討し、計画に基づく対策を推進していきます。

また、本計画の見直しは5年毎に行いますが、社会情勢が大きく変化し、遂行が困難となった場合や個別計画の見直し・改訂更新を通じて、適宜、数年間隔での総合管理計画の見直し・改訂更新を実施します。

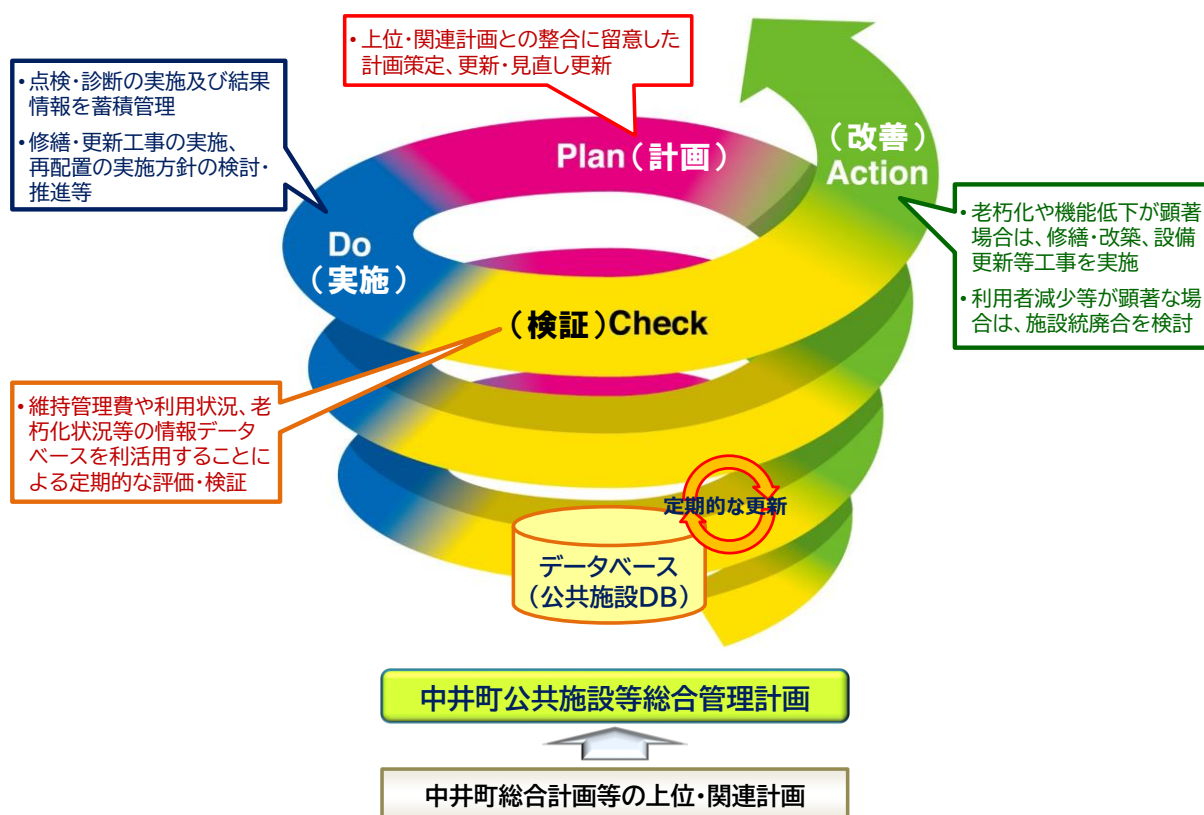


図 3-11 フォローアップの実施方針イメージ

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針及び対策の実績

4-1 建築物系公共施設

建築物系公共施設の施設類型ごとの管理の基本方針を以下に示します。

施設類型ごとに、現状（施設の配置、施設機能や老朽化状況等）、サービス（利用状況、利便性等）、コスト（維持管理、施設運営にかかる費用等）の3つの視点から施設の現状と課題について整理し、また、今後の方針について記載しています。

1) 行政系施設

(1) 配置状況

行政系施設の配置状況を次図に示します。

(地図上の番号は、次表の行政系施設の基本情報の通し番号に対応します。)

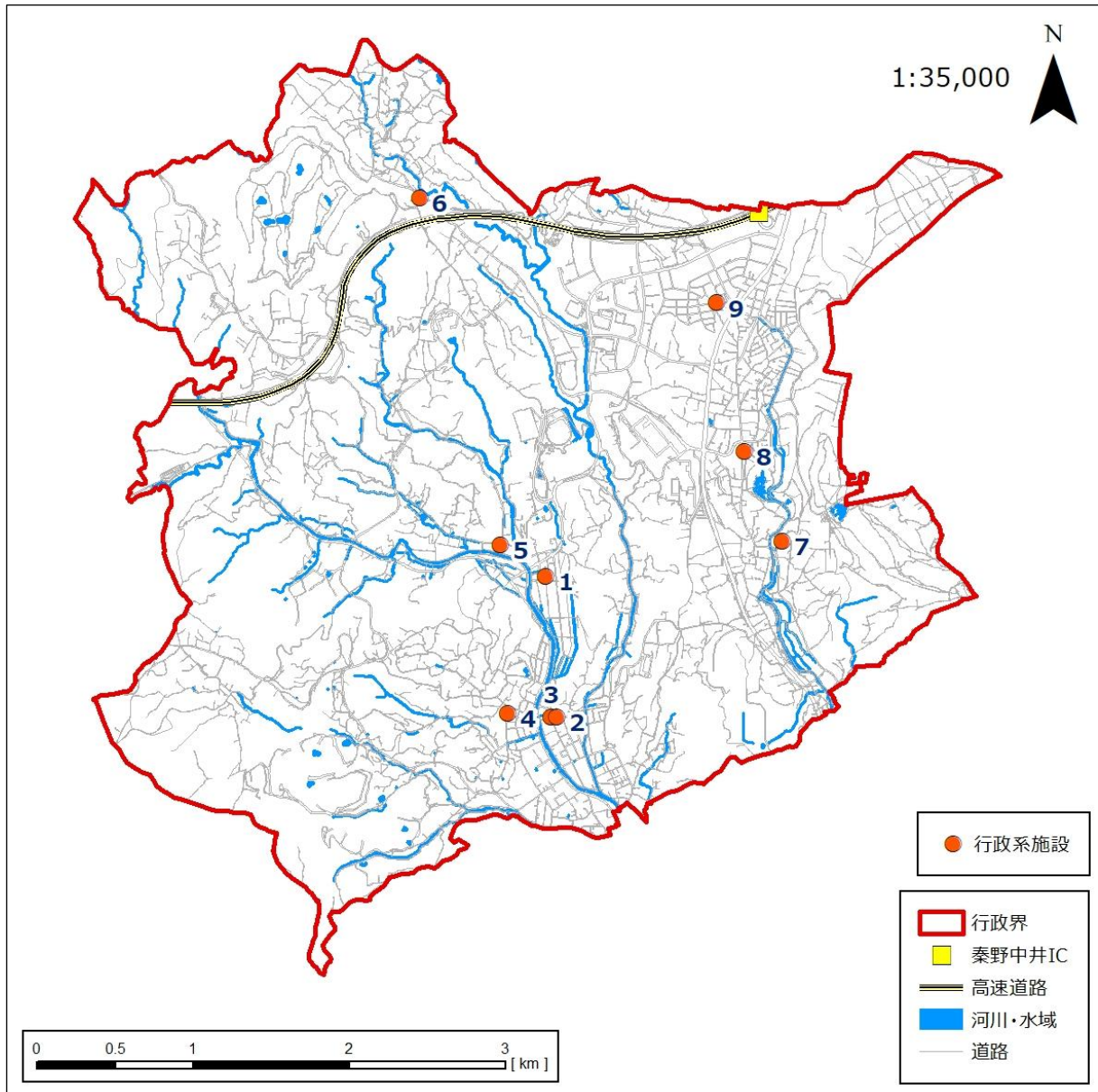


図 4-1 行政系施設の配置状況（令和4年4月時点）

(2) 基本情報

行政系施設の基本情報を下表に示します。

表 4-1 行政系施設の基本情報（令和4年4月時点）

通し番号	施設類型 (小分類)	施設名称	棟名	所在地	延床面積(m ²)	建築年度	主体構造
1	庁舎	役場庁舎	役場庁舎	比奈窪56	2,873.71	1979	鉄筋コンクリート
2	車庫・詰所	第1分団消防車車庫	車庫	遠藤104-1	33.00	1983	鉄筋コンクリート
3	車庫・詰所	第1分団消防詰所	詰所	遠藤102	53.32	1986	鉄骨造
4	車庫・詰所	第2分団消防車車庫兼詰所	車庫兼詰所	田中1121	68.26	1985	鉄骨造
5	車庫・詰所	第3分団消防車車庫兼詰所	車庫兼詰所	松本17-2	69.13	1980	鉄骨造
6	車庫・詰所	第4分団消防車車庫兼詰所	車庫兼詰所	境1293	74.17	1984	鉄骨造
7	車庫・詰所	第5分団消防車車庫兼詰所	車庫兼詰所	井ノ口978-1	66.87	1985	鉄筋コンクリート
8	車庫・詰所	第6分団消防車車庫兼詰所	車庫兼詰所	井ノ口1569	68.45	1982	鉄筋コンクリート
9	車庫・詰所	第7分団消防車車庫兼詰所	車庫兼詰所	井ノ口2446-5	78.00	1999	鉄骨造
				合計延床面積	3,384.91		

(3) 現状と課題

行政系施設の現状と課題を下表に整理します。

表 4-2 行政系施設の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> 役場庁舎は、平成 19 年度に耐震補強工事が実施されていますが、建築後 43 年が経過し、雨漏りや機械設備の経年劣化等、全体的な老朽化が著しいため、将来的な長寿命化改修工事や改築を考慮した上で、早急な修繕対応が課題となっています。 各分団車庫兼詰所は、建築後 20 年～40 年程度経過しており、老朽化にともなう建築物の経年劣化が進行しているため、修繕が必要です。 平成 30 年度に実施した劣化状況調査結果による行政系施設全棟（9 施設 9 棟）の劣化度総合評価点について、2,700 点満点中で平均点は 844 点（最高点 1,599 点、最低点 452 点）となっています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 役場庁舎は、災害時には対策本部が設置される防災拠点施設です。 各分団車庫兼詰所は、消防団員により活用され、災害発生時に地域住民の安心と安全を守るため、地域の消防力・防災力においても重要な役割を担っています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 役場庁舎は、建築後 43 年が経過し、施設の老朽化にともなう維持管理費用の増大が課題となっています。 各分団車庫兼詰所についても、施設の老朽化にともなう維持保全に係る費用の増加が課題となっています。

(4) 対策の実績

行政系施設における平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に整理します。

表 4-3 行政系施設の主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
平成29年度～令和3年度	(役場庁舎) 浄化槽法定検査
	(役場庁舎) 受水槽法定検査
	(役場庁舎) 消防設備総合点検
	(役場庁舎) 地下タンク漏洩点検
	(役場庁舎) 昇降機定期点検
	(役場庁舎) 電気工作物年次点検
	(役場庁舎) 非常用発電設備定期点検

●大規模改修・長寿命化改修等

年 度	工事内容	概算費用 (千円)
平成29年度～ 令和3年度	(役場庁舎) 個別空調機更新工事	12,500
平成29年度	(役場庁舎) トイレ改修工事	3,882
令和元年度	(役場庁舎) 高圧ケーブル改修工事	1,518
令和2年度	(役場庁舎) 電話交換機更新工事	3,883
令和3年度	(役場庁舎) 受水槽給水配管・浄化槽蓋更新工事	912
	(役場庁舎) 止水板設置工事	8,745
	(役場庁舎) 照明器具更新工事	2,333
	(役場庁舎) 給水ポンプ更新工事	957

(5) 今後の方針

- ・ 役場庁舎は、町民に様々なサービスを提供している地域拠点の象徴であり、町職員の多くが業務に従事しており、災害時にも防災拠点として対策本部が設置される等、多くの機能が集中し、とりわけ重要な施設です。今後は、バリアフリーへの配慮、防災機能の改善、他施設との複合化・多機能化を検討していきます。
- ・ 役場庁舎は、建築後43年経過しており、施設の部位・設備全体に経年劣化が進行し、長寿命化計画に基づき、予防保全による長寿命化並びにライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・ 分団消防車車庫兼詰所は、経年劣化している建築物が多いですが、施設規模や用途による優先度から事後保全を基本とします。既存の建築物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び維持保全を図りながら適切な時期に修繕・更新等を実施していきます。

2) 町民文化系施設

(1) 配置状況

町民文化系施設の配置状況を次図に示します。

(地図上の番号は、次表の町民文化系施設の基本情報の通し番号に対応します。)

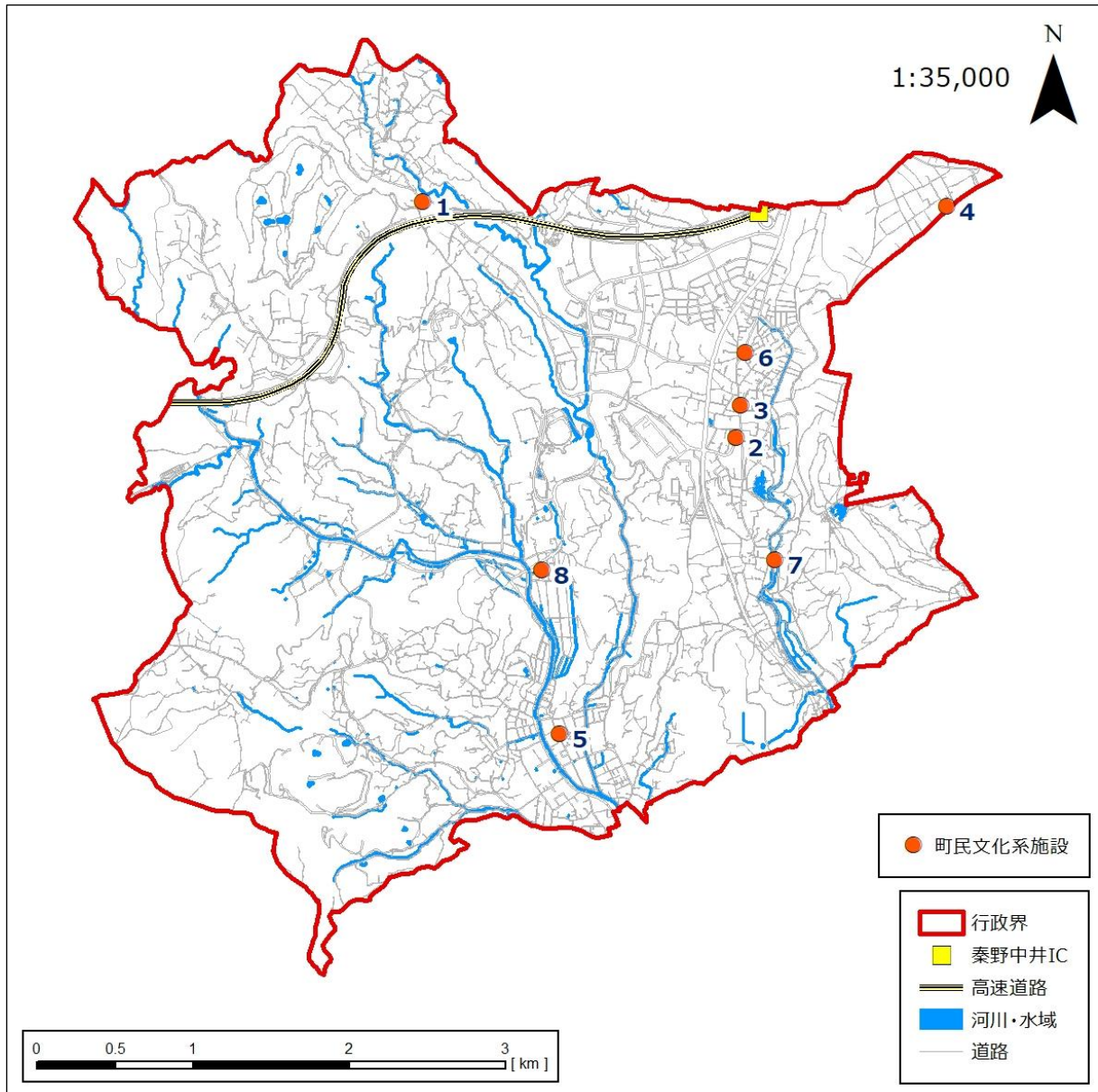


図 4-2 町民文化系施設の配置状況（令和4年4月時点）

(2) 基本情報

町民文化系施設の基本情報を下表に示します。

表 4-4 町民文化系施設の基本情報（令和4年4月時点）

通し番号	施設類型 (小分類)	施設名称	棟名	所在地	延床面積(m ²)	建築年度	主体構造
1	公民館・会館	境コミュニティセンター	境コミュニティセンター	境1293	493.00	2000	鉄骨造
2	公民館・会館	井ノ口公民館	井ノ口公民館	井ノ口1843-1	1,493.00	1988	鉄筋コンクリート
3	公民館・会館	宮上会館	宮上会館	井ノ口4056-1	111.54	2000	木造
4	公民館・会館	遠藤原会館	遠藤原会館	井ノ口3264	92.33	2005	木造
5	公民館・会館	中村下会館	中村下会館	北田529番地1	217.08	1978	鉄骨造
6	公民館・会館	井ノ口上会館	井ノ口上会館	井ノ口2243番地3	278.44	1985	鉄骨造
7	公民館・会館	井ノ口下会館	井ノ口下会館	井ノ口740番地1	300.81	1986	鉄骨造
8	公民館・会館	農村環境改善センター	農村環境改善センター	比奈窪56	1,291.00	1983	鉄筋コンクリート
				合計延床面積	4,277.20		

(3) 現状と課題

町民文化系施設の現状と課題を下表に示します。

表 4-5 町民文化系施設の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に実施した劣化状況調査結果による町民文化系施設全棟（12施設12棟）の劣化度総合評価点について、2,700点満点中で平均点は925点（最高点1,701点、最低点497点）となっています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 境コミュニティセンターは、地域連帯感の高揚を図るため、町民のコミュニティ活動及び生涯学習の場として機能しています。また、災害時の緊急避難場所・避難所として指定されており、地域の防災拠点の機能を併せ持つ施設です。 各自治会館は、地域のコミュニティ施設として利用されています。 井ノ口公民館は、町民の文化の向上と福祉の増進を図る場として、講堂、音楽室、図書室等の機能があります。また、テレワーク環境を設置しています。 農村環境改善センターは、町民のコミュニケーションや地域連帯感の高揚を図る場として多目的ホール、図書室、研修室等の機能があります。また、テレワーク環境を設置しています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 各施設においては、老朽化による維持保全に係る費用の増加が課題となっています。

(4) 対策の実績

町民文化系施設における平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-6 町民文化系施設の主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
平成29年度～令和3年度	(境コミュニティセンター) 消防設備点検
	(境コミュニティセンター) 浄化槽法定点検
	(井ノ口公民館) 電気工作物年次点検
	(井ノ口公民館) 受水槽法定検査
	(井ノ口公民館) 消防設備点検
平成29年度、 令和元年度～令和3年度	(井ノ口公民館) 建築基準法第12条に基づく定期点検
平成29年度～令和3年度	(中村下会館) 消防設備保守点検
	(井ノ口上会館) 消防設備保守点検
	(井ノ口下会館) 浄化槽保守点検/浄化槽法定点検
	(農村環境改善センター) 電気工作物年次点検
	(農村環境改善センター) 消防設備点検
	(農村環境改善センター) 浄化槽法定点検
平成29年度、令和3年度	(農村環境改善センター) 建築基準法第12条に基づく定期点検

●大規模改修・長寿命化改修等

年 度	工事内容	概算費用 (千円)
平成30年度	(井ノ口公民館) 2階トイレ多機能化改修	1,167
令和元年度	(農村環境改善センター) 事務室等改修工事	6,588
令和3年度	(井ノ口公民館) 1、2階トイレ洋式化改修	4,499
	(境コミュニティセンター) 給水加圧ポンプ機器等更新	1,254
	(農村環境改善センター) 多目的ホール・玄関ホール照明工事	1,881
	(農村環境改善センター) 1階トイレ改修工事	3,245

(5) 今後の方針

- 境コミュニティセンターは、地域拠点を補完する地区拠点として、今後も地域住民が集い、交流する場として活用できるよう、機能の充実を図り、地域コミュニティの維持・向上に努めます。また、長寿命化計画に基づき、効率的な管理運営と維持保全により目標使用年数までの使用を目指すことにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 井ノ口公民館は、井ノ口地域の地域拠点として今後も地域住民が集い、交流する場として施設の維持管理や機能充実を図り、地域コミュニティの維持・向上に努めます。また、長寿命化計画に基づき、予防保全による長寿命化並びにライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 宮上会館及び遠藤原会館は、長寿命化計画に基づき、施設の耐用年数まで使用後、各自治会へ無償譲渡を基本とします。既存の建築物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び維持保全を図りながら今後も地域住民の交流の場としての活用促進に努めます。
- 宮上会館は、令和8年度までに地区自治会へ、遠藤原会館は令和13年度までに地区自治会へ譲渡する見込みです。
- 中村下会館は、令和6年度に廃止・解体の方針です。
- 農村環境改善センターは、新たな生涯学習施設整備として、建設準備委員会を立ち上げ、役場周辺の土地利用を含め施設機能のあり方等について検討が重ねられてきましたが、財源確保の問題等から、平成30年度に検討を休止しています。令和5年度に課題の抽出や建設スケジュールを定めるとともに、令和6年度よりこれまでの建設準備委員会から検討体制の見直しを図り、新たな検討体制のもと、ワークショップ形式等により広く町民や関係者との議論を重ね、必要な機能等を決定していくこととし、既存の場所で町のランドマークといえる施設に建替えることを目指し、検討を開始します。

3) 社会教育系施設

(1) 配置状況

社会教育系施設の配置状況を次図に示します。

(地図上の番号は、次表の社会教育系施設の基本情報の通し番号に対応します。)

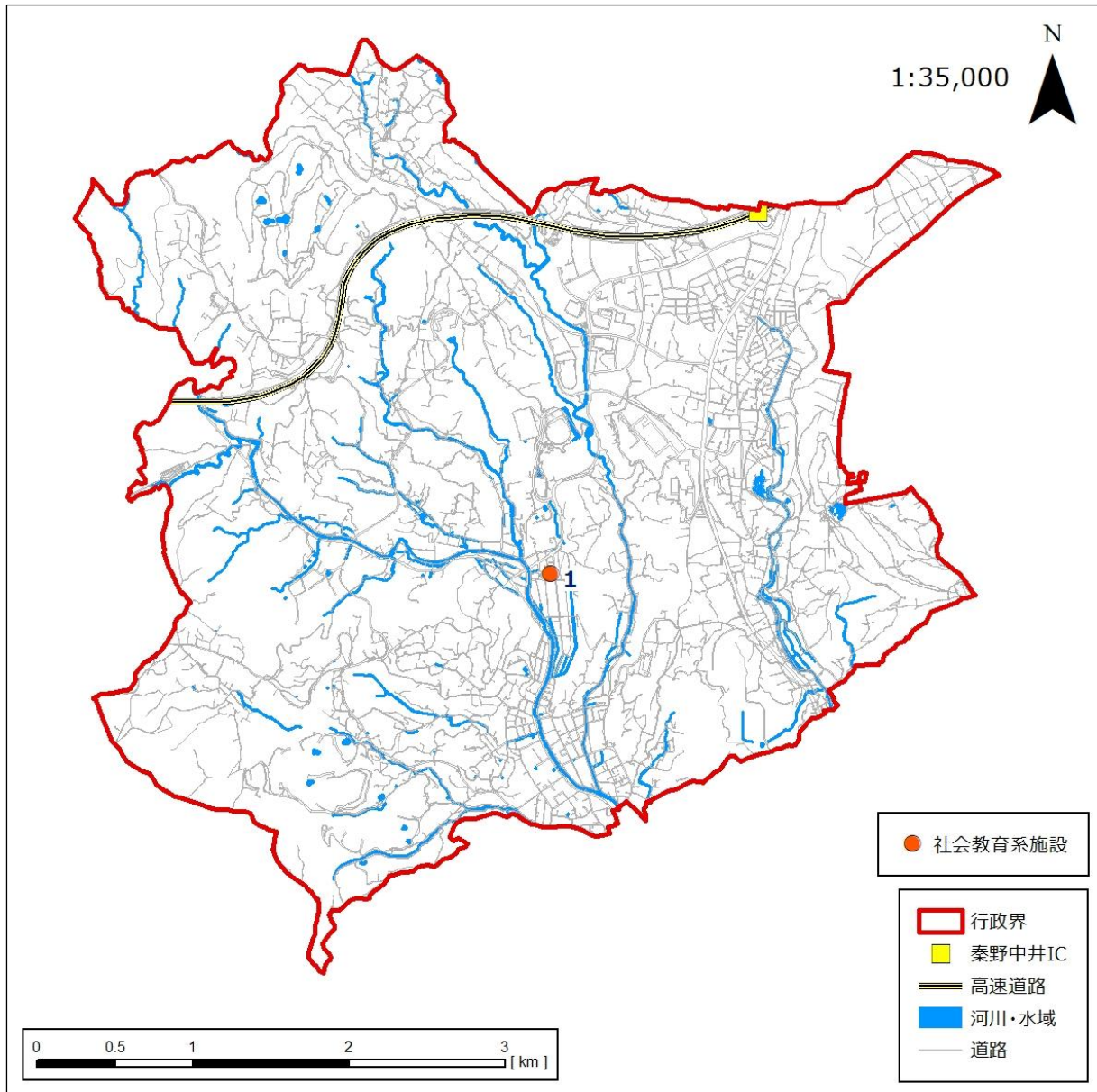


図 4-3 社会教育系施設の配置状況（令和4年4月時点）

(2) 基本情報

社会教育系施設の基本情報を下表に示します。

表 4-7 社会教育系施設の基本情報（令和4年4月時点）

通し番号	施設類型 (小分類)	施設名称	棟名	所在地	延床面積(m ²)	建築年度	主体構造
1	資料館	郷土資料館	郷土資料館	比奈窪107	259.86	1983	鉄筋コンクリート
				合計延床面積	259.86		

(3) 現状と課題

社会教育系施設の現状と課題を下表に示します。

表 4-8 社会教育系施設の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> 郷土資料館は、建築後 39 年が経過し、外壁等施設の経年劣化が進行しており、早急な調査と修繕・改修が必要です。 平成 30 年度に実施した劣化状況調査結果による社会教育系施設全棟（1 施設 1 棟）の劣化度総合評価点は、2,700 点満点中で 667 点となっています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 郷土資料館は、町の歴史を語る生活用品や民俗資料を一堂に集めて展示している施設です。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 郷土資料館は、建築後 39 年が経過し、老朽化にともなう維持管理費用の増大が課題となっています。

(4) 対策の実績

社会教育系施設における平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-9 社会教育系施設の主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
平成29年度～令和元年度	防犯設備保守点検
平成29年度～令和3年度	消防設備保守点検
	浄化槽法定検査

●大規模改修・長寿命化改修等

年 度	工事内容	概算費用（千円）
令和3年度	屋根防水改修工事	3,355

(5) 今後の方針

- 郷土資料館は、長寿命化計画に基づき、予防保全による長寿命化並びにライフサイクルコストの縮減を図ります。また、既存施設を維持・機能拡大しつつ、他施設への展示機能拡張についても検討していきます。

4) スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 配置状況

スポーツ・レクリエーション系施設の配置状況を次図に示します。

(地図上の番号は、次表のスポーツ・レクリエーション系施設の基本情報の通し番号に対応します。)

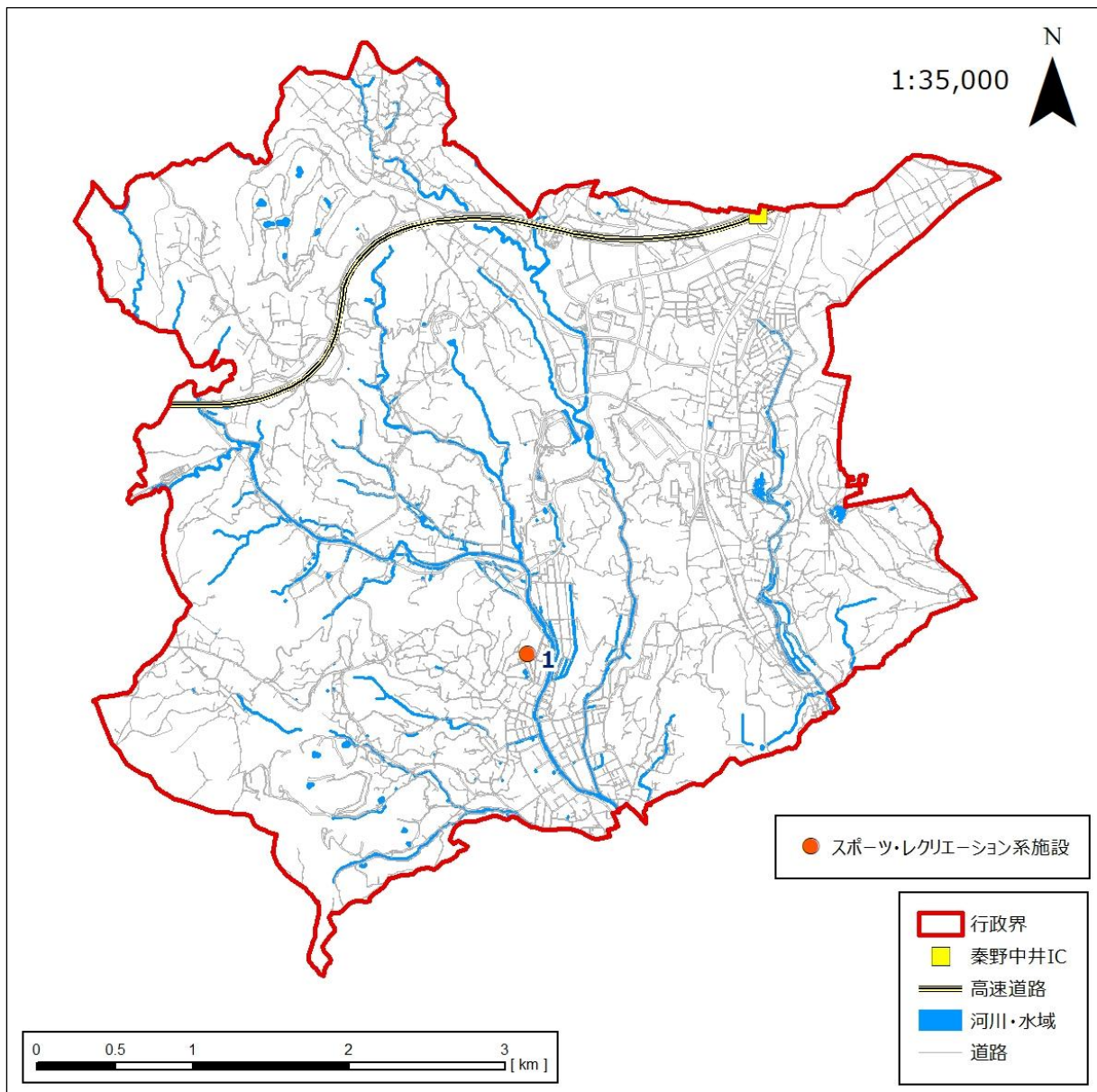


図 4-4 スポーツ・レクリエーション系施設の配置状況（令和4年4月時点）

(2) 基本情報

スポーツ・レクリエーション系施設の基本情報を下表に示します。

表 4-10 スポーツ・レクリエーション系施設の基本情報（令和4年4月時点）

通し番号	施設類型 (小分類)	施設名称	棟名	所在地	延床面積(m ²)	建築年度	主体構造
1	スポーツ・レクリエーション系施設	総合グラウンド	体育小屋	半分形100	56.00	1986	木造
				合計延床面積	56.00		

(3) 現状と課題

スポーツ・レクリエーション系施設の現状と課題を下表に示します。

表 4-11 スポーツ・レクリエーション系施設の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> 総合グラウンド（体育小屋）は、建築後 36 年が経過し、経年劣化が進行し、一部火災の痕跡が見られることから詳細調査が必要です。 平成 30 年度に実施した劣化状況調査結果によるスポーツ・レクリエーション系施設全棟（1 施設 1 棟）の劣化度総合評価点は、2,700 点満点中で 364 点となっています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 総合グラウンドは、スポーツの振興を図り、町民の心身の健康の保持増進に資するための公共施設として、多目的用グラウンド、テニスコート・更衣室、トイレ等が整備されています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 総合グラウンドは、設備や機能の維持保全や樹木の剪定・伐採等の環境整備に係る費用の増加が課題となっています。

(4) 対策の実績

スポーツ・レクリエーション系施設における平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-12 スポーツ・レクリエーション系施設の主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年度	点検・診断内容
—	該当なし

●大規模改修・長寿命化改修等

年度	工事内容	概算費用（千円）
—	人工芝張替、防球ネット整備工事	—

(5) 今後の方針

- 総合グラウンドは、既存の建築物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持保全を図るとともに、維持管理費用の財源確保として、定期的に適正な利用料金の見直しについても検討を行います。また、今後の町民ニーズや利用を見据えた施設のあり方について検討していきます。

5) 産業系施設

(1) 配置状況

産業系施設の配置状況を次図に示します。

(地図上の番号は、次表の産業系施設の基本情報の通し番号に対応します。)

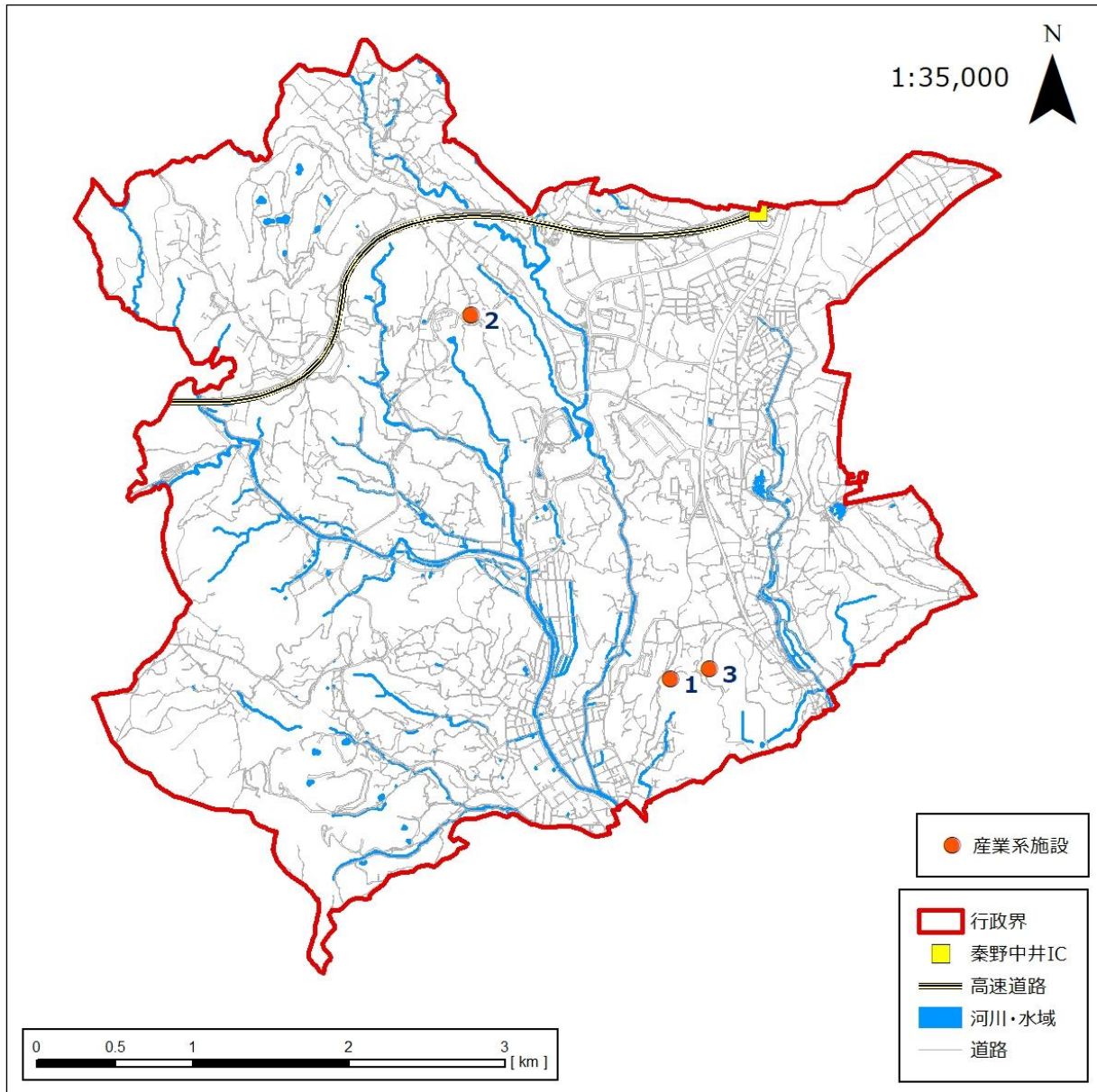


図 4-5 産業系施設の配置状況（令和4年4月時点）

(2) 基本情報

産業系施設の基本情報を下表に示します。

表 4-13 産業系施設の基本情報（令和4年4月時点）

通し番号	施設類型 (小分類)	施設名称	棟名	所在地	延床面積(m ²)	建築年度	主体構造
1	休憩所	富士見台ふれあい農園休憩所	休憩所	北田242	52.57	2002	木造
2	休憩所	ふれあい境休憩所	休憩所	岩倉256-2	87.00	2007	木造
3	休憩所	南部メガソーラー休憩所	トイレ	久所5-1	39.74	2015	木造
			東屋	久所5-1	29.81	2015	木造
				合計延床面積	209.12		

(3) 現状と課題

産業系施設の現状と課題を下表に示します。

表 4-14 産業系施設の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> いずれの施設も、建築後 20 年以内の経過となっています。富士見台ふれあい農園休憩所、ふれあい境休憩所は、屋根・屋上、外壁に経年劣化が進行しています。 平成 30 年度に実施した劣化状況調査結果による産業系施設全棟（3施設 4棟）の劣化度総合評価点について、2,700 点満点中で平均点は 1,969 点（最高点 2,498 点、最低点 1,508 点）となっています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい境休憩所、南部メガソーラー休憩所は、中井町休憩所設置条例に基づき、町民の公共の福祉の増進に資するための休憩所として設置されています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 境ふれあい休憩所は、地域の勇志会に施設管理と簡易な清掃業務を委託しています。

(4) 対策の実績

産業系施設における平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-15 産業系施設の主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
平成29年度～令和3年度	(富士見台ふれあい農園休憩所) 浄化槽法定検査
	(ふれあい境休憩所) 浄化槽法定検査
	(南部メガソーラー休憩所) 浄化槽法定検査

●大規模改修・長寿命化改修等

年 度	工事内容	概算費用 (千円)
—	該当なし	—

(5) 今後の方針

- 全ての産業系施設は、長寿命化計画に基づき、効率的な管理運営と維持保全により目標使用年数までの使用を目指し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 富士見台ふれあい農園休憩所、南部メガソーラー休憩所は、今後も継続して良好な環境整備を図ります。

6) 学校教育系施設

(1) 配置状況

学校教育系施設の配置状況を次図に示します。

(地図上の番号は、次表の学校教育系施設の基本情報の通し番号に対応します。)

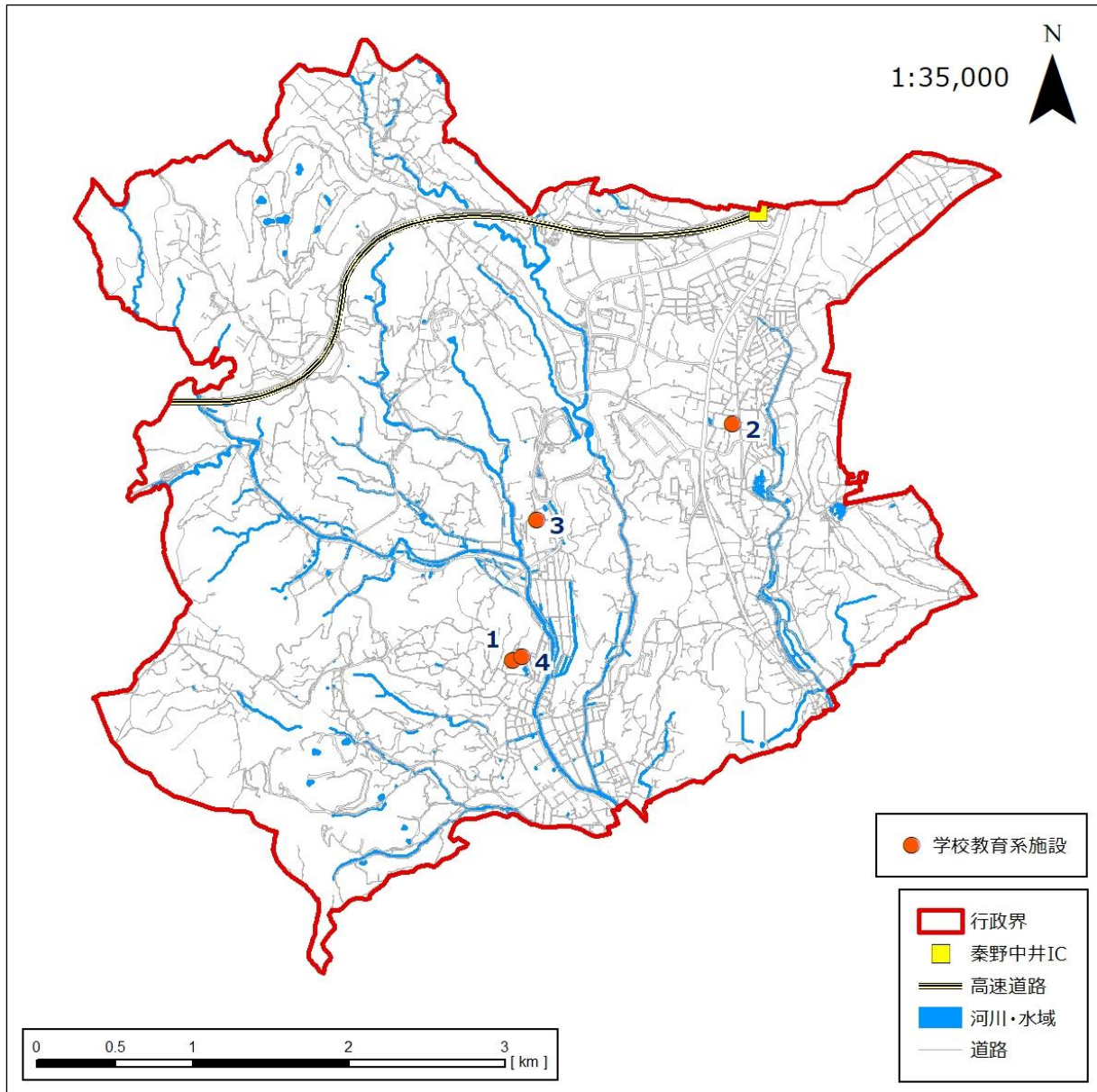


図 4-6 学校教育系施設の配置状況（令和4年4月時点）

(2) 基本情報

学校教育系施設の基本情報を下表に示します。

表 4-16 学校教育系施設の基本情報（令和4年4月時点）

通し番号	施設類型 (小分類)	施設名称	棟名	所在地	延床面積(m ²)	建築年度	主体構造
1	小学校	中村小学校	南校舎	半分形350	3,839.00	1999	鉄筋コンクリート
			B棟		1,585.00	1985	鉄筋コンクリート
			屋内運動場		1,059.00	1981	鉄骨造
			プール付属室		100.00	1974	鉄筋コンクリート
			プール		376.00	1974	鋼板製プール
2	小学校	井ノ口小学校	A棟	井ノ口2005	2,010.00	1977	鉄筋コンクリート
			B棟		1,671.00	1977	鉄筋コンクリート
			C棟		1,117.00	1984	鉄筋コンクリート
			屋内運動場		876.00	1984	鉄骨造
			プール付属室		100.00	1977	鉄筋コンクリート
			プール		376.00	1977	鋼板製プール
3	中学校	中井中学校	本館棟	比奈窪295	2,556.00	1973	鉄筋コンクリート
			特別教室棟		1,176.00	1973	鉄筋コンクリート
			技術棟		220.00	1973	鉄骨造
			格技場		502.00	1974	鉄骨造
			屋内運動場		1,005.00	1974	鉄骨造
			教室棟		1,649.00	1987	鉄筋コンクリート
			プール付属室		79.00	1973	コンクリートブロック
			プール		325.00	1973	鋼板製プール
4	学校給食センター	学校給食センター	学校給食センター	半分形100	413.50	1974	鉄筋コンクリート
				合計延床面積	21,034.50		

(3) 現状と課題

学校教育系施設の現状と課題を下表に示します。

表 4-17 学校教育系施設の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> • 各小中学校の建築物のうち、建築後 40 年以上を経過した建築物が約 75%を占めており、かつ、前回の大規模改修からおおむね 20 年を経過しているため、長寿命化改修が必要な時期に差し掛かっています。特に、井ノ口小学校 A～C 棟、中井中学校本館棟、特別教室棟、技術棟、教室棟は、経年劣化が著しい部位・設備があり、児童・生徒、職員の安全確保の観点から早急な詳細調査及び修繕が必要となっています。 • 全ての小中学校の建築物は、新耐震基準又は耐震補強工事を実施済みであり、耐震基準を満たしています。 • 学校給食センターは、耐震診断が未実施でしたが、令和 4 年度に耐震診断を実施し、その結果に応じた耐震補強を実施します。また、全体的に経年劣化が進行しており、早期の修繕・改修が必要です。 • 平成 30 年度に実施した劣化状況調査結果による学校教育系施設全棟（4 施設 17 棟：プールを除く）の劣化度総合評価点について、2,700 点満点中で平均点は 587 点（最高点 1,226 点、最低点 351 点）となっています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての小中学校は、災害時の緊急避難場所・避難所として指定されています。 • 全ての小中学校は、登録団体に対して、学校教育に支障がない範囲で体育施設（屋内運動場、運動場）の一般開放を行っています。 • 学校給食センターは、児童・生徒の食育や望ましい食習慣を養うことを目的とし、安全で安定した学校給食を提供しています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての小中学校は、施設の老朽化にともなう屋根・屋上、外壁及び内部建具の修繕、設備の更新等、維持保全に係る費用の増加が課題となっています。また、今後予定している大規模修繕、長寿命化改修や改築等において見込まれる多額な費用に対し、財源の確保が課題となっています。 • 学校給食センターは、調理、運搬業務について民間委託しています。また、長寿命化改修をはじめとする維持管理にあたって、多額な費用が見込まれており、財源の確保が課題となっています。

(4) 対策の実績

学校教育系施設における平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-18 学校教育系施設の主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
平成29年度～令和3年度	消防設備点検（機器点検・総合点検）
	自家用電気工作物保安管理（月次点検・年次細密点検）
	（中村小学校）エレベーター保守点検
	浄化槽法定検査
	浄化槽保守点検
	受水槽法定検査
	遊具等保守点検
	（井ノ口小学校、中井中学校）小荷物専用昇降機保守点検 （給食センター）厨房機器保守点検

●大規模改修・長寿命化改修等

年 度	工事内容	概算費用（千円）
平成30年度	（給食センター）温水ボイラー入替	2,592
	（中井中学校）昇降口雨漏り修繕	983
令和元年度	（井ノ口小学校）高圧ケーブル等交換	972
	（中井中学校）技術等屋根塗装	875
令和2年度	（中村小学校）北棟非常階段塗装	1,210
	（井ノ口小体育館）放送設備入替	1,870
令和3年度	（学校給食センター）トイレ洋式化改修等	1,606
	（学校給食センター）食器洗浄機入替	6,908

(5) 今後の方針

- ・ 小中学校は、地域拠点施設として地域の結びつきの象徴であり、災害時の緊急避難場所・避難所として指定されていることから、とりわけ重要な施設です。建築物の老朽化が進行している中、更新等費用並びに運営費用、維持管理費用も町施設全体の中でも上位を占めています。今後は、予防保全型による計画的・効率的な修繕や改修により維持管理費を抑制しつつ、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・ 長寿命化改修や改築等の工事は、多額な費用が見込まれるため、町の財政状況を考慮しつつ、国の制度による補助金や特定財源の確保について検討し、最大限利用するとともに、事業費縮減のための調査や工夫を図っていきます。
- ・ 全ての小中学校の校舎については、職員等による定期的な点検を行い、劣化状況等を把握した上で、必要に応じて耐力度調査を行い、改修工事等を検討、実施していきます。また、計画的な設備の更新等を図ることで、児童・生徒、職員に安全で快適な学校環境の維持管理に努めます。

具体的には、調査結果による健全度が低いとされる中井中学校、井ノ口小学校の整備優先度が高い状況にあります。また、学校給食センターも改修等優先度が高い状況にあります。

- ・ 全ての小中学校の屋内運動場又はプール付属室は、計画的な改修又は改築を実施していきます。特に、プール付属室は、施設規模や用途による優先度から事後保全を基本としますが、適切な時期に修繕・改修を実施し、児童・生徒、職員の安全を確保します。

具体的には、全ての小中学校の屋内運動場又はプール付属室は、調査結果による健全度は比較的が高いため、整備優先度は低い状況にあります。

- ・ 児童・生徒数を注視し、学校教育のあり方や余剰教室数、学校施設の適正規模、老朽化状況及びそれらにともなう費用負担の増大等を総合的に勘案しながら、学校施設のあり方について、適切な時期に検討していきます。
- ・ 学校給食センターは、耐震診断結果に対応した補強工事等を、令和5年度以降に実施する予定です。また、長寿命化を基本とした計画的な施設整備を予定していますが、学校施設の検討と併せて、給食のあり方等も検討していきます。

7) 子育て支援施設

(1) 配置状況

子育て支援施設の配置状況を次図に示します。

(地図上の番号は、次表の子育て支援施設の基本情報の通し番号に対応します。)

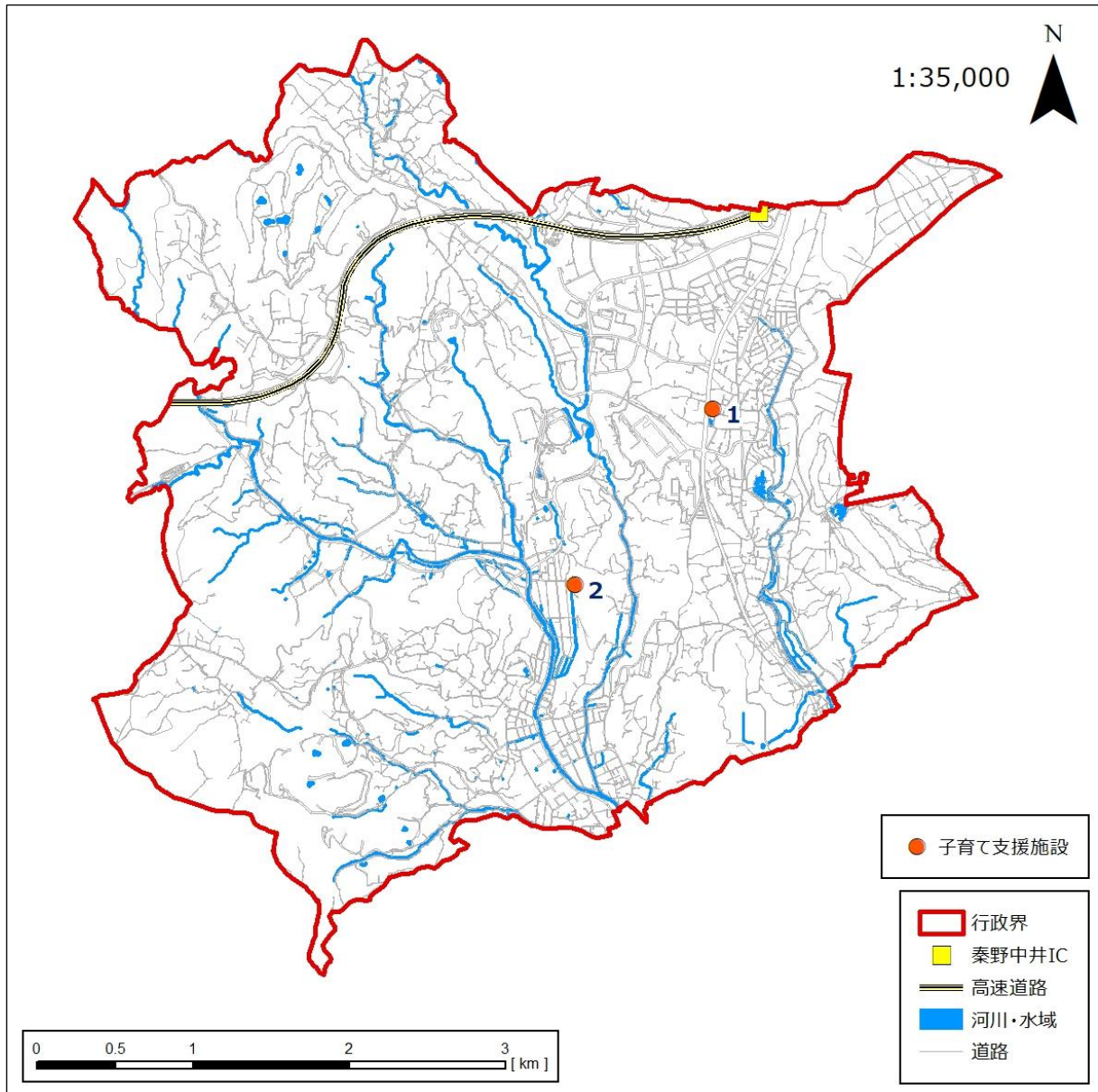


図 4-7 子育て支援施設の配置状況（令和4年4月時点）

(2) 基本情報

子育て支援施設の基本情報を下表に示します。

表 4-19 子育て支援施設の基本情報（令和4年4月時点）

通し番号	施設類型 (小分類)	施設名称	棟名	所在地	延床面積(m ²)	建築年度	主体構造
1	こども園	なかいこども園	幼稚園舎	井ノ口1996番地1	808.00	1985	鉄筋コンクリート
			保育園舎		990.00		
2	子育て支援センター	子育て支援センター	子育て支援センター	比奈窪137-2	803.00	1981	鉄筋コンクリート
合計延床面積					2,601.00		

(3) 現状と課題

子育て支援施設の現状と課題を下表に示します。

表 4-20 子育て支援施設の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> なかいこども園（幼稚園舎）は、建築後37年が経過し、屋根・屋上や外壁については令和3、4年度に改修を行いましたが、建具等、施設の経年劣化が進行しており、早急な調査と修繕・改修が必要です。 平成30年度に実施した劣化状況調査結果による子育て支援施設全棟（2施設3棟）の劣化度総合評価点について、2,700点満点中で平均点は2,150点（最高点1,146点、最低点464点）となっています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> なかいこども園は、幼保連携型認定こども園として平成26年度から開園し、幼児教育・保育を提供するほか、一時保育等の地域子育て支援を実施しています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> いずれの施設も、老朽化による維持保全に係る費用の増加が課題となっています。

(4) 対策の実績

子育て支援施設における平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-21 子育て支援施設の主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
平成29年度～令和3年度	(なかいこども園) 消防用設備等点検
	(なかいこども園) 電気工作物法定点検
	(なかいこども園) 給食用リフト法定検査

●大規模改修・長寿命化改修等

年 度	工事内容	概算費用（千円）
令和2年度	(なかいこども園) 園庭改修工事	3,960
	(なかいこども園) 0歳児室拡張工事	1,254
	(なかいこども園) 水栓取替工事	1,399
令和3年度	(なかいこども園 幼稚園舎) 屋上改修工事	6,765

(5) 今後の方針

- なかいこども園（幼稚園舎）及び子育て支援センターは、長寿命化計画に基づき、優先度を踏まえた適切な時期に、必要に応じて建築物の耐力度調査を実施し、長寿命化改修工事を検討、実施していきます。また、計画的な設備の更新等を図ることで、子どもや利用者、職員に安全で安心な環境の維持に努めます。
- なかいこども園（保育園舎）は、比較的新しい建築物であるため、長寿命化計画に基づき、効率的な管理運営と維持保全により目標使用年数までの使用を目指し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 町では少子化が進行しており、今後もこの傾向は続くと予測されているため、園児数の減少状況を勘案しながら、本町が教育・保育面や財政面から安定的に持続可能で最適な教育・保育環境を提供するため、適正規模・適正配置等について検討する必要があります。

8) 保健・福祉施設

(1) 配置状況

保健・福祉施設の配置状況を次図に示します。

(地図上の番号は、次表の保健・福祉施設の基本情報の通し番号に対応します。)

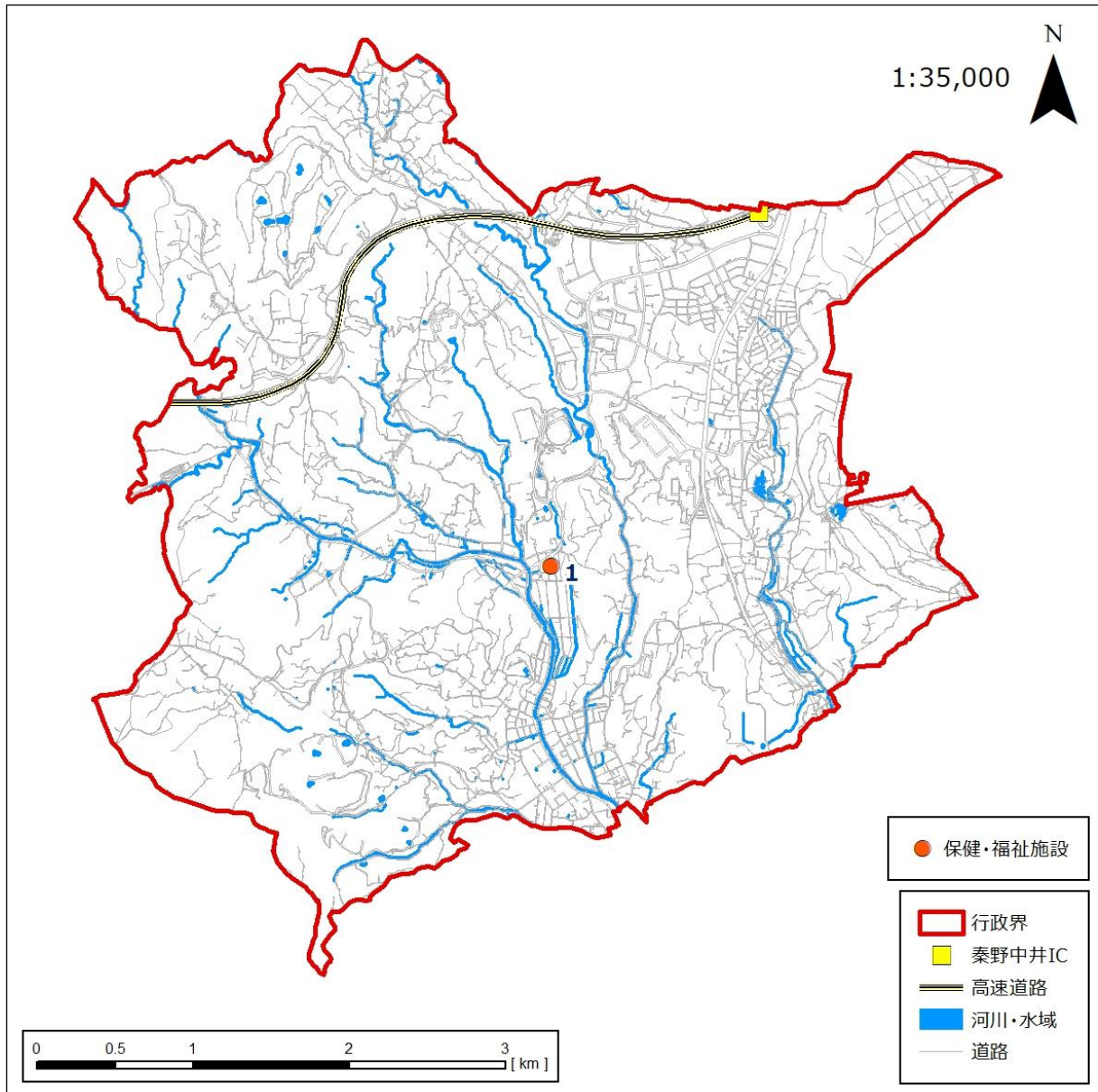


図 4-8 保健・福祉施設の配置状況（令和4年4月時点）

(2) 基本情報

保健・福祉施設の基本情報を下表に示します。

表 4-22 保健・福祉施設の基本情報（令和4年4月時点）

通し番号	施設類型 (小分類)	施設名称	棟名	所在地	延床面積(m ²)	建築年度	主体構造
1	保健福祉センター	保健福祉センター	保健福祉センター	比奈窪104-1	1,992.86	1995	鉄筋コンクリート
				合計延床面積	1,992.86		

(3) 現状と課題

保健・福祉施設の現状と課題を下表に示します。

表 4-23 保健・福祉施設の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センターは、建築後 27 年が経過し、外壁等に経年劣化が進行しています。 平成 30 年度に実施した劣化状況調査結果による保健・福祉施設全棟（1 施設 1 棟）の劣化度総合評価点は、2,700 点満点中で 1,022 点となっています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センターは、健康と福祉の増進を図るための拠点施設であり、健康相談・栄養指導、機能訓練や子育て相談、乳幼児健診等を実施しています。また、ボランティア団体等の活動の場になっています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センターは、施設の老朽化にともなう維持保全に係る費用の増加が課題となっています。

(4) 対策の実績

保健・福祉施設における平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-24 保健・福祉施設の主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
平成29年度～令和3年度	地下タンク漏洩点検
	消防用設備点検
	電気保安管理
	昇降機定期点検
	浄化槽法定検査
	受水槽検査

●大規模改修・長寿命化改修等

年 度	工事内容	概算費用（千円）
令和3年度	LED化改修工事	1,100
	高圧ケーブル改修工事	1,133

(5) 今後の方針

- 保健福祉センターは、長寿命化計画に基づき、効率的な管理運営と維持保全により目標使用年数までの使用を目指し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

9) 住宅施設

(1) 配置状況

住宅施設の配置状況を次図に示します。

(地図上の番号は、次表の住宅施設の基本情報の通し番号に対応します。)

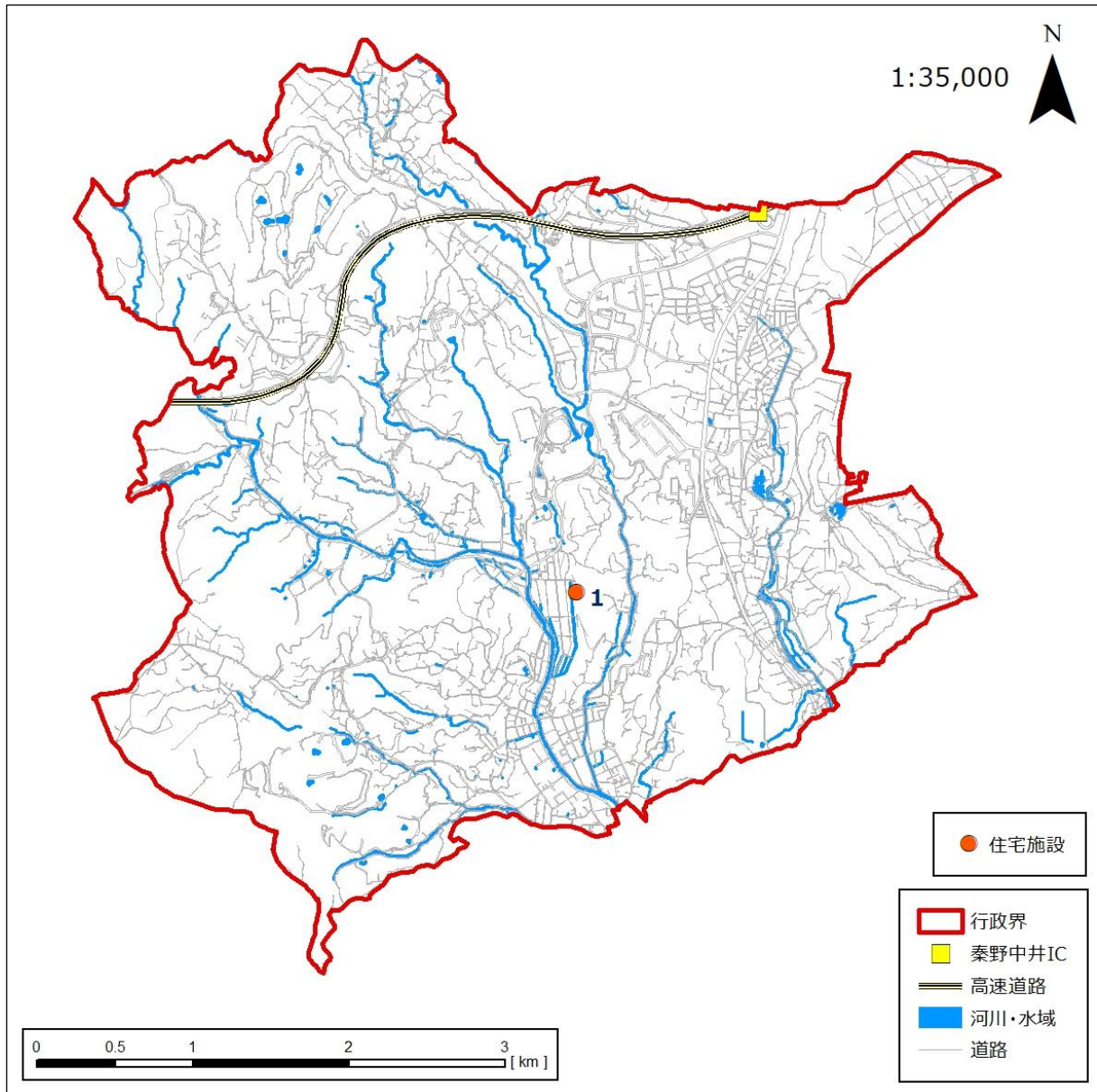


図 4-9 住宅施設の配置状況（令和4年4月時点）

(2) 基本情報

住宅施設の基本情報を下表に示します。

表 4-25 住宅施設の基本情報（令和4年4月時点）

通し番号	施設類型 (小分類)	施設名称	棟名	所在地	延床面積(m ²)	建築年度	主体構造
1	町営住宅	町営住宅	比奈窪町営住宅	比奈窪140	324.60	1982	鉄筋コンクリート
				合計延床面積	324.60		

(3) 現状と課題

住宅施設の現状と課題を下表に示します。

表 4-26 住宅施設の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> 町営住宅は、建築後40年が経過し、住民の高齢化対応や住宅施設の老朽化により大規模修繕・改修が必要となっています。当面の利用に対応した維持管理、構造及び立地による利便性の改善を図ることが課題です。 平成30年度に実施した劣化状況調査結果による住宅施設全棟（1施設1棟）の劣化度総合評価点は、2,700点満点中で960点となっています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 中井町営住宅条例に基づき、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を提供するため設置されています。 町には、現在1棟5戸の町営住宅があり、高齢者の入居が多くなっています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の老朽化にともなう多額の維持管理費用が見込まれます。 今後も入居者の居住環境及び住宅管理の向上を図るために、限られた予算の中で効率的な修繕・更新等が必要となります。

(4) 対策の実績

住宅施設における平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-27 住宅施設の主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年度	点検・診断内容
平成29年度～令和3年度	浄化槽法定検査

●大規模改修・長寿命化改修等

年度	工事内容	概算費用（千円）
平成29年度	床改修（バリアフリー）（5戸）	1,296

(5) 今後の方針

- 今後も低所得者のための住宅確保は必要となりますが、既存町営住宅は、建築物の構造上、高齢者には不便な部分もあるため、民間借り上げ等の公営住宅確保も検討していきます。
- 既存の建築物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び維持保全に努めます。
- 施設個別の修繕・更新等工事に係る費用は、国の交付金の有効活用を図る等、特定財源の確保について検討し、最大限利用するとともに入居者の利用に応じた維持保全を図ります。

4-2 インフラ施設

インフラ施設の施設類型ごとの管理の基本方針を以下に示します（施設類型は、図 1-3 参照）。

施設類型ごとに、現状（施設の配置状況を含む供給状況と老朽化状況）、コスト（維持管理にかかる費用）の2つの視点（ただし、駐車場はサービスを含む3つの視点とした）から、施設の現状と課題について整理し、また、今後の方針について記載しています。

1) 道路（町道・農道）

（1）現状と課題

道路（町道・農道）の現状と課題を下表に示します。

表 4-28 道路（町道・農道）の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の路面性状調査※結果では、全路線（約 29.6km）のうち健全とされる区間は、約 20km（約 68%）、早急な補修が必要とされる区間は、約 5.5km（約 19%）となっています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 舗装維持管理計画の5年間で対策する修繕事業費を算出した結果、総額で約 1.5 億円が見込まれます。 路面性状調査結果の健全性診断により、損傷状況及び重要度を評価し、修繕の優先順位付けを行った上で、計画的かつ平準化した予算を検討します。

※路面性状調査：舗装のひび割れ・わだち掘れ・平坦性等を調査し、そのデータをもとに道路の状態を把握する調査です。

（2）対策の実績

道路（町道・農道）における平成 29 年度から令和 3 年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-29 道路（町道・農道）の主な対策の実績（平成 29 年度～令和 3 年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
令和元年度	1 級町道、2 級町道定期点検（路面性状調査） 29.6 km
	広域農道定期点検（路面性状調査） 5.2 km
	中村西農道定期点検（路面性状調査） 1.1 km
	井ノ口東農道定期点検（路面性状調査） 0.7 km

●大規模改修・長寿命化改修等

年度	工事内容	概算費用（千円）
平成29年度	グリーンテク内舗装補修工事 L=161m	10,129
	境平沢線舗装補修工事 L=250m	20,502
平成30年度	グリーンテク内舗装補修工事 L=248m	11,512
	境平沢線舗装補修工事 L=243m	20,920
令和元年度	松本幹線舗装補修工事 L=402m	17,405
	グリーンテク内舗装補修工事 L=360m	14,522
	境平沢線舗装補修工事 L=193m	14,612
令和2年度	グリーンテク内舗装補修工事 L=180m	9,460
	境平沢線舗装補修工事 L=180m	14,434
令和3年度	グリーンテク内舗装補修工事 L=209m	9,592
	境平沢線舗装補修工事 L=430m	24,819
	広域農道舗装補修工事 L=95m	9,309

(3) 今後の方針

- 修繕内容及び時期については、「中井町舗装維持管理計画（令和3年3月）」に基づき、計画的に修繕を実施してまいります。また、町民生活に支障が生じる場合や、工事費用の検討上、抱き合わせ修繕・改修することが望ましい場合は、適宜対応することとします。
- 道路舗装の定期点検は、管理基準より道路分類Cの道路を対象とし、「神奈川県市町村版点検要領【舗装編】」に基づき、おおむね5年に1回の頻度で路面性状調査を実施します。更に、道路舗装の損傷が急激に進行した場合や、路盤の損傷が疑われる場合には詳細調査を行い、適切な舗装構成を確認し修繕を実施してまいります。
- 道路舗装は、道路区分や緊急輸送道路やバス路線の指定の有無により管理道路の分類毎に管理基準を定め、計画的な維持管理を図ります。
- 計画的な維持管理を実施するため、道路に関する台帳や点検結果、修繕履歴等のデータを蓄積し検証することにより、道路舗装の健全性評価や劣化予測式を見直し、中長期的な維持管理かつ効率的な維持管理を図ります。

2) 橋りょう

(1) 現状と課題

橋りょうの現状と課題を下表に示します。

表 4-30 橋りょうの現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月時点で町では66橋の橋りょうを管理しており、建設後50年を経過する橋りょうが増加しているため、老朽化による修繕及び架替え費用の増大が課題となっています。 橋りょうの定期点検は、令和2年度までに町の全橋を対象とし診断を実施しました。診断結果による健全性の判定区分は、「Ⅰ：健全」が49橋（約74%）、「Ⅱ：予防保全段階」が15橋（約23%）、「Ⅲ：早期措置段階」が2橋（約3%）、「Ⅳ：緊急措置段階」は0橋となっています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化修繕計画の50年間における予防保全型の維持管理費用を試算した結果、総額で約19.8億円が見込まれます。これは、事後保全型の維持管理費用46.4億円より26.6億円の縮減効果が見込まれます。 定期点検結果の健全性診断により、損傷状況及び被害予防を考慮し、修繕の優先順位付けを行った上で、計画的かつ平準化した予算を検討します。

(2) 対策の実績

橋りょうにおける平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-31 橋りょうの主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
平成30年度	定期点検（法定点検） 22橋
令和元年度	定期点検（法定点検） 35橋
令和2年度	定期点検（法定点検） 9橋

●大規模改修・長寿命化改修等

年 度	工事内容	概算費用（千円）
平成28年度～平成29年度	大方陸橋補修工事	38,307
平成30年度	遠藤橋補修工事	20,062
令和2年度	東大塚橋補修工事	21,642
令和3年度	南下橋補修工事	6,600

(3) 今後の方針

- 「中井町橋りょう長寿命化修繕計画（令和3年3月）」に基づき、橋りょうの特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、予防保全型の維持管理を着実にを行うことで長寿命化を図るとともに、修繕内容の新技術等の活用検討も行い、トータルコストの縮減及び予算の平準化を図ります。
- 5年に1回の定期点検サイクルと神奈川県「橋梁定期点検要領（令和元年12月）」に基づき、健全性区分が「Ⅲ：早期措置段階」又は「Ⅱ：予防保全段階」と診断された橋りょうは、予算範囲内で優先度による必要な対策を計画的に実施し、健全性を確保します。ただし、橋りょうの構造特性や周辺状況により社会的影響が小さいと判断された橋りょうにおいては、予算の効果的・効率的活用を考慮し、計画を遅らせることも考えられます。また、「Ⅳ：緊急措置段階」と診断された橋りょうは、安全面を考慮し、緊急的な措置を実施します。
- 計画的な維持管理を実施するため、「道路施設維持管理共同システム」を活用し、橋りょうに関する諸元や点検結果、修繕履歴等のデータを蓄積し検証することにより、橋りょうの健全性や部材耐用年数及び劣化予測式を見直し、中長期的な維持管理かつ効率的な維持管理を図ります。

3) トンネル

(1) 現状と課題

トンネルの現状と課題を下表に示します。

表 4-32 トンネルの現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年5月時点で町では3か所のトンネルを管理しており、建設後 65 年を経過するトンネルもあるため、老朽化による修繕費用の増加が課題となっています。 トンネルの定期点検診断結果による健全性の対策区分は、「(全体評価) II a：重点的な監視を必要とする状態」が1か所、「(全体評価) II b：継続的な監視を必要とする状態」が2か所となっています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化修繕計画の 50 年間における予防保全型の維持管理費用を試算した結果、総額で約 7.1 億円が見込まれます。 定期点検結果の健全性診断により、損傷状況及び被害予防を考慮し、修繕の優先順位付けを行った上で、計画的かつ平準化した予算を検討します。

(2) 対策の実績

トンネルにおける平成 29 年度から令和 3 年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-33 トンネルの主な対策の実績（平成 29 年度～令和 3 年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
平成 29 年度	中井隧道定期点検
平成 30 年度	岩倉隧道及び雑色隧道定期点検

●大規模改修・長寿命化改修等

年 度	工事内容	概算費用（千円）
平成 30 年度	中井隧道補修工事	19,771
令和 3 年度	岩倉隧道補修工事（Ⅲ判定部剥落対策）	1,100

(3) 今後の方針

- 「中井町トンネル長寿命化修繕計画（平成29年5月）」に基づき、トンネルの安全性や経済性を踏まえつつ、予防保全型の維持管理を着実にを行うことで長寿命化を図るとともに、トータルコストの縮減及び予算の平準化を図ります。
- 5年に1回の定期点検サイクルと神奈川県「道路トンネル定期点検要領（令和2年6月）」に基づき、健全性の判定区分が「Ⅱ：予防保全段階」（健全性の対策区分は、「（全体評価）Ⅱ：監視が必要とする状態」に該当する）と診断されたトンネルは、優先度による必要な対策を計画的に実施し、健全性を確保します。ただし、「Ⅳ：緊急措置段階」と診断されたトンネルは、安全面を考慮し、緊急的な措置を実施します。
- 計画的な維持管理を実施するため、「道路施設維持管理共同システム」を活用し、トンネルに関する諸元や点検結果、修繕履歴等のデータを蓄積し検証することにより、トンネルの健全性や部材耐用年数及び劣化予測式を見直し、中長期的な維持管理かつ効率的な維持管理を図ります。

4) 上水道（事業）

(1) 現状と課題

上水道（事業）の現状と課題を下表に示します。

表 4-34 上水道（事業）の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> • 施設及び管路等について、優先順位をつけ設備更新、耐震対策等を継続していますが、施設数が多いため、全ての施設の更新や耐震対策の実施には年数を必要とします。今後は、計画的に耐震化対策を進めるために、耐震化計画を策定する必要があります。 • 災害時の対応、施設等の維持管理、老朽化対策や人材育成等において、適切な職員体制を確保していく必要があります。 • 施設の維持管理には現地確認を重視して、週に一度巡回することで施設の稼働状況やデータ収集を実施しています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> • 毎年策定している水質検査計画や検査結果等については、本町ホームページで公表しています。 • 神奈川県西地域における水道事業の広域化[*]の取組みを実施しています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> • 計画期間までの更新等費用試算は、年間平均で約 3.9 億円と見込まれています。過年度の実績投資額と乖離が大きくなると試算されるため、予防保全や長寿命化対策等により更新等費用の縮減や平準化に併せて、財源確保が課題です。 • 現状は、収益で必要支出を賄っており、企業債残高は減少傾向です。しかし、経営戦略における投資計画を実施することにより、計画期間の経常費用の大幅な増加が見込まれています。 • 現在の料金体系は、使用水量の増加にともない、料金単価が高くなる逡増型を採用しています。今後も適切な費用負担と施設更新等への投資を見込んだ、バランスのとれた料金体系の検討が必要となります。

※広域化：給水サービスの質の向上や、安定したライフライン構築のために財政及び技術基盤の強化を目的として、複数の水道事業者等が事業を統合すること、その目的のために、複数事業の管理を一体的に行うことを指します。

(2) 対策の実績

上水道（事業）における平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-35 上水道（事業）の主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
平成29年度～令和2年度	（久所浄水場）自家発電設備保守点検 毎年1回
平成29年度～令和3年度	（6か所 16基）緊急遮断弁保守点検 毎年1回
	（2か所）自家用電気工作物保安管理 毎月1回
平成29年度	上ノ原配水池耐震診断
平成30年度	境配水池耐震診断
令和元年度	松本配水池耐震診断
令和2年度	古怒田配水池耐震診断
令和3年度	久所貯水池耐震診断

●大規模改修・長寿命化改修等

年 度	工事内容	概算費用（千円）
—	該当なし	—

(3) 今後の方針

- 施設及び管路等については、耐震診断に基づき耐震化を進めていきます。管路の健全性の維持向上のため、管路更新と併せた耐震化とともに有収率^{※1}の維持向上を図ります。
- 「中井町水道事業アセットマネジメント報告書（令和3年2月）」に基づき、重要度・優先度を設定し、計画的な改修・更新を実施していきます。
- 電気設備等の更新や新規導入にあたり、既設設備よりもエネルギー環境に配慮した、省エネルギー型機器の導入を進めます。さらに今後は、常時配水状況の情報収集が可能な遠方監視システムの導入を検討していきます。
- 「中井町水道事業経営戦略（平成31年3月）」、「中井町水道事業ビジョン（令和2年3月）」に基づき、今後の水道事業費用の大幅な見込みに対して、企業債の発行等の資金確保を行いつつ、これまで同様に経常収支比率^{※2}100%以上の維持に努めていきます。
- 受益者負担の原則を考慮し、公平でバランスがとれた本町に適した料金体系のあり方や、全国的に見直しが進められている基本水量^{※3}について検討していきます。試算による財政収支見通しでは、水道料金改定等の対策を行わずに水道事業を経営していくことは、困難と見込まれています。
- 民間委託により業務のスリム化を図るとともに、サービスの向上の有効性を検討していきま

す。また、広域化の取組みを継続するとともに、周辺事業体との連携強化に努めます。

- 人材育成等も含めた職員の適正な配置を考慮するとともに、世代間での技術の継承等も併せて取り組めます。

- ※1 有収率：年間配水量に対する年間有収水量（料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量）の割合を指します。
- ※2 経常収支比率：給水収益等の収益で維持管理費等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、水道事業の収益性を表す指標の一つです。
- ※3 基本水量：基本料金に付与される一定水量のことで、この水量の範囲内では料金は定額となります。

5) 下水道（事業）

(1) 現状と課題

下水道施設の現状と課題を下表に示します。

表 4-36 下水道（事業）の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・管路等施設について、平成 11 年度より供用開始しているが、供用開始以前に整備した管路等もあり、特に昭和 49 年度に民間開発により布設され移管された管路等の老朽化が懸念されています。また、旧耐震基準（厚生省令 平成 23 年 1 月最終改正）にて整備された施設について、現行の耐震基準における耐震性能の確認と耐震化対策が必要です。 ・処理場・ポンプ場について、全処理区域を神奈川県が主体で運営する酒匂川流域下水道で事業を実施しているため、処理施設はありません。 ・管路等の老朽化による修繕・更新等業務が増加する場合、業務の増加に対応できる下水道事業の従事職員数の確保が課題です。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 4 月 1 日より地方公営企業法の全部を適用して事業を実施しています。 ・神奈川県が主体で運営する酒匂川流域下水道に接続して広域化*の取組みを実施しています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間までの更新等費用試算は、年間平均で約 0.2 億円と見込まれています。予防保全や長寿命化対策により更新等費用の縮減や平準化に併せて、財源確保が課題です。 ・使用料改定を行わずに、現行の使用料体系のまま経営を続けた場合、令和 5 年度以降単年度収支が赤字となり、令和 8 年度以降資金残高がマイナスに転じ事業運営が困難な状況になると試算されています。この赤字を補填し、事業を継続するためには、一般会計から多額の補助金が必要となることとなります。 ・下水道使用料は、汚水排除量に応じて基本料金を定める従量制と、汚水排除量に応じて超過料金を変動させる累進性を採用しています。

*広域化：一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

(2) 対策の実績

下水道（事業）における平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-37 下水道（事業）の主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
平成29年度	(3か所6基) マンホールポンプ保守点検
平成29年度	(1か所2基) マンホールポンプ更新
平成30年度	(3か所6基) マンホールポンプ保守点検
令和元年度	(3か所6基) マンホールポンプ保守点検
令和2年度	(3か所6基) マンホールポンプ保守点検
令和3年度	(3か所6基) マンホールポンプ保守点検 (ポンプ引上げ点検)

●大規模改修・長寿命化改修等

年 度	工事内容	概算費用 (千円)
—	該当なし	—

(3) 今後の方針

- ・ 管路等施設については、「中井町ストックマネジメント基本計画（平成30年3月）」に基づき、令和2年度までに老朽化等が懸念される管路等について、目視調査を完了しました。今後は、点検結果に基づき管路等の修繕・更新計画を策定し、令和3年度以降、必要に応じた対策工事を実施する予定です。
- ・ 予防保全型の維持管理へ移行を図るとともに、維持管理情報の一元管理を活用した修繕・更新計画に準じて、計画的に老朽化した管路等施設の対策を図ります。
- ・ 「中井町下水道事業経営戦略（令和3年3月）」、「中井町下水道事業ビジョン（令和3年3月）」に基づき、下水道事業経営の適正化、管路等施設のライフサイクルコスト及び維持管理費の縮減、平準化に努めていきます。
- ・ 使用料改定の検討及び段階的な実施により、一般会計からの繰入金を縮減し、本町の財政負担の軽減に努めていきます。
- ・ 修繕・更新等事業が本格化するため、今後は民間活用についても、必要に応じて検討していきます。
- ・ 地域における情報発信や各種イベント等の活動により、住民・事業者との連携や理解のもと、適切に下水道事業を運営していきます。

6) 公園

(1) 現状と課題

公園の現状と課題を下表に示します。

表 4-38 公園の現状と課題

視 点	現状と課題
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月時点で町では「都市公園法第2条に基づく都市公園」（公園または緑地）は3か所であり、いずれの公園も種別ごとの機能特性を有しています。公園施設の老朽化や陳腐化が進行しているため、安全性や利便性に配慮する必要があり、また、利用者から改善要望等が寄せられています。 ・公園施設のうち遊戯施設は、国の指針等に基づき毎年2回の定期点検を実施しています。令和4年度の点検調査結果（対象施設60施設）による健全性の判定区分は、「A」が7施設（約12%）、「B」が25施設（約42%）、「C」が27施設（約45%）、「D」が1施設（約1%）となっています。 ・巖島湿生公園は、令和2年度から2か年で大規模改修を行い、園内の木道の架け替え及び案内看板を付け替えました。 ・境グリーンテックパーク公園は、大規模なメンテナンスを実施していない樹木が、公園外へ伸びてきていることから、計画的に樹木の剪定・伐採を進めていきます。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・中井中央公園は、町のほぼ中央に位置し、子どもから大人まで誰もが楽しめる憩いと遊びの場として、星槎中井スタジアム・多目的広場を備えた総合公園です。防災拠点としても位置づけられていますが、滞在施設の機能を持っていないため、緊急避難場所としてのみ指定しています。 また、指定管理者制度を導入し、民間事業者により公園全体の維持管理・運営が行われています。 ・巖島湿生公園は、県内でもまれな清水が湧き出る湿生地で、その貴重な自然環境の復元・保全を目的に整備した公園です。 ・境グリーンテックパーク公園は、グラウンドを有料施設として貸出しを行っています。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した遊戯施設や公園設備の修繕、樹木の剪定・伐採・植替え等に、予算範囲内で施設の修繕・更新を行ってきましたが、十分に維持保全できていない状況にあります。 ・公園施設長寿命化計画による予防保全型・事後保全型併用の維持管理費用を試算した結果、計画期間までの更新等費用試算は、年間平均で約0.4億円と見込まれています。

(2) 対策の実績

公園における平成29年度から令和3年度までの主な対策の実績を下表に示します。

表 4-39 公園の主な対策の実績（平成29年度～令和3年度）

●法定点検・診断

年 度	点検・診断内容
平成29年度～令和3年度	浄化槽保守点検
	遊具点検（中井中央公園のみ）
	電気工作物点検（中井中央公園のみ）

●大規模改修・長寿命化改修等

年 度	工事内容	概算費用（千円）
平成29年度	（中井中央公園）遊びの広場遊具修繕	2,332
	（厳島湿生公園）小橋架替工事	2,246
令和元年度	（中井中央公園）野球場防球ネット設置工事	6,372
令和2年度	（中井中央公園）野球場トイレ改修工事	1,815
	（中井中央公園）野球場一般水栓用ポンプ改修工事	2,640
	（厳島湿生公園）木道改修工事	54,618
令和3年度	（中井中央公園）水辺の広場浄化設備改修工事	18,370
	（中井中央公園）駐車場舗装工事	22,000
	（厳島湿生公園）木道改修工事	133,298

(3) 今後の方針

- 「中井町公園施設長寿命化計画（平成31年3月）」に基づき、予防保全型管理を行う公園施設については、長寿命化対策等の実施により、ライフサイクルコストの縮減及び平準化に努めます。また、長寿命化計画の大半を占める遊具等の修繕・補修は、日常点検及び年2回の安全点検により、公園施設の劣化及び損傷を把握し、安全基準に照らして必要な対策を図ります。
- 公園の利用状況や利用者ニーズの変化等を考慮しつつ、設備等の老朽化に対する安全対策の強化や、維持管理費用のさらなる縮減及び平準化を目指します。
- 公園・緑地は、暮らしに安らぎと安心をもたらすだけでなく、「交流」の場としても機能します。大規模な自然環境を活かした公園や身近な公園の機能向上や整備、これらをネットワークする散策路についても継続して良好な環境整備に努めていきます。
- 中井中央公園は、今後も町内外の利用者が見込まれることから、現状の設備環境の維持に努めるとともに、災害時の指定緊急避難場所であることから防災機能の強化を図ります。
- 厳島湿生公園は、公園の活性化、観光事業の推進のため、来場者数増にともなう地域協働の

体制整備、公園の安全性の確保及び持続可能な環境の整備に努めます。

- 境グリーンテクパーク公園及び児童公園は、継続して良好な公園環境の整備に努めます。

●お問い合わせ先

中井町 総務課



0465-81-1111(代表)

中井町ホームページでは公共施設マネジメントに関する上位計画である「中井町公共施設等総合管理計画」を公表しています。

中井町 公共施設

検索



里都まち♥なかい
